陸幕会第７２３号（８．９．１８）別冊第２

標準契約書
（補給本部等用）

陸上自衛隊

保存期間：１０年（１９．３．３１まで保存）
枚数：３１７枚

この「標準契約書（補給本部等用）」は、主に補給処や補給本部で契約される防衛装備品の調達の際に用いる標準契約書である。駐屯地の会計隊などで防衛装備品を調達するような際は、この「標準契約書（補給本部等用）」を用いられたい。

目　　次

１　契約書及び請書様式
(1)　様式第１　契約書　［一般］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
(2)　様式第２　契約書　［技術援助］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
(3)　様式第３　単価契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
(4)　様式第４　不用物品売払契約書※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(5)　様式第５　変更契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(6)　様式第６　請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

２　基本契約条項
(1)　付録第１　製造請負契約条項（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・　7
(2)　付録第２　役務請負契約条項（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・　１８
(3)　付録第３　物品売買契約条項（第３号）・・・・・・・・・・・・・・・　２９
(4)　付録第４　輸入品売買契約条項（第５号）・・・・・・・・・・・・・・　３８
(5)　付録第５　不用物品売払契約条項（第６号）※・・・・・・・・・・・・　４８
(6)　付録第６　賃貸借契約条項（第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
(7)　付録第７　労働者派遣契約条項（第８号）・・・・・・・・・・・・・・　５６

３　特約条項
(1)　付録第８　標準内外作業方式契約に関する特約条項（第１号）・・・　６３
(2)　付録第９　整備診断に関する特約条項（第３号）・・・・・・・・・・　６８
(3)　付録第10　整備診断及び診断後修理に関する特約条項（第４号）・・　７３
(4)　付録第11　超過利益の返納に関する特約条項（第５号）・・・・・・　７８
(5)　付録第12　代金確定に関する特約条項（第６号）・・・・・・・・・　８２
(6)　付録第13　単価契約に関する特約条項（第７号）・・・・・・・・・　８６
(7)　付録第14　資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
(8)　付録第15　輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項（第９号）　・・・・・・・・・・・・・・　９１
(9)　付録第16　談合等の不正行為に関する特約条項（第１０号）・・・・　９４
(10)　付録第17　暴力団排除に関する特約条項（第１１号）・・・・・・・　９５
(11)　付録第18　前金払に関する特約条項（第１２号）・・・・・・・・・　９７
(12)　付録第19　部分払に関する特約条項（第１３号）・・・・・・・・・　１０５
(13)　付録第20　保有個人情報等の保護に関する特約条項（第１４号）　・・　１０６
(14)　付録第21　債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（第１５号）　１０７
(15)　付録第22　情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（第１６号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１１
(16)　付録第23　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保に関する特約条項（第１７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２１
(17)　付録第24　日米了解事項覚書に関する特約条項（第１８号）・・・・・　１５２
(18)　付録第25　特定費目の代金の確定に関する特約条項（第１９号）・・・　１５４

(19)　付録第26　特別防衛秘密の保護に関する特約条項（第２０号）・・・・　１５７
(20)　付録第27　特定秘密の保護に関する特約条項（第２１号）・・・・・・　１６１
(21)　付録第28　装備品等秘密の保全に関する特約条項（第２２号）・・・・　１７３
(22)　付録第29　秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項（第２３号）　１７８
(23)　付録第30　売払い物品の解体に関する特約条項（第２７号）※　１８０
(24)　付録第31　中古品の売払いに関する特約条項（第２８号）※　１８１
(25)　付録第32　契約履行後精算に関する特約条項（第３１号）　・　・・　１８２
(26)　付録第33　現地整備に関する特約条項（第３２号）・・・　１８６
(27)　付録第34　限定修理及び高段階整備に係る作業員派遣に関する特約条項（第３３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８７
(28)　付録第35　技術援助に関する特約条項（第３４号）・・・・・・・・　１９１
(29)　付録第36　輸入に係る役務請負契約に関する特約条項（第３５号）・・　１９４
(30)　付録第37　暫定的な経費率適用に係る契約金額の変更に関する特約条項（第３６号）　１９５
(31)　付録第38　代金確定に関する特約条項（発生・見込額報告付）（第３７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９６
(32)　付録第39　契約履行後精算に関する特約条項（発生・見込額報告付）（第３８号）・・・・・・・　２０１
(33)　付録第40　知的財産の取扱いに関する特約条項（第３９号）・・・・・・　２０６
(34)　付録第41　生産性向上推進制度に関する特約条項（第４０号）・・・・　２２２
(35)　付録第42　生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（第４１号）・・・・・・・・・・　２３５
(36)　付録第43　専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項（第４２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３７
(37)　付録第44　装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関する特約条項（第４３号）・・・・・・・・・・・・・　２５７

４　特別契約条項
付録第45　技術援助に関する特別契約条項（第１号）　・・・・・・・・　２６２

５　契約特別条項
(1)　付録第46　早期装備化契約特別条項（第２号）・・・・・・・・・・・・　２７２
(2)　付録第47　生産準備請負契約特別条項（第３号）・・・・・・・・・・・　３０２

６　特殊条項
(1)　付録第48　工程改善等の支援に関する特殊条項（第１号）・・・・・・・　３１３
(2)　付録第49　資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特殊条項（装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保）（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１４

※　契約担当官契約について使用するものである。

様式第１

調達要求番号		契約番号	

収入印紙

契　　約　　書

分任支出負担行為担当官　陸上自衛隊○○○○　調達会計部長　　を甲とし　　を乙として、下記について、○○○○標準契約書等契約条項（第　　号）・特約条項（第　号）を適用して契約を締結する。

契約金額　￥　　（うち消費税額￥　　）

	品名（件名）	規　格	単位	数量	単　価	金　　額
契約内容						
	契約保証金			修理品引渡場所		
	納入場所			官給品引渡場所		
	納　　期			修理品引渡期限		
	代金支払回数			官給品引渡期限		
				仕様書番号		
	標準外作業見積（実際価格計算書）の提出期限					

年　月　日

分任支出負担行為担当官
甲　陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　印

住所
乙　会社名
代表者　　印

様式第２

調達要求番号		契約番号	

収入印紙

契　　約　　書

分任支出負担行為担当官　陸上自衛隊○○○○　調達会計部長　　を甲とし　　を乙として、下記について、○○○○標準契約書等契約条項(第　　号)・特約条項(第　号)を適用して契約を締結する。

契約金額　￥　　(うち消費税額￥　　)

契約内容	品名(件名)	
	1 役　務　名	
	2 派 遣 期 間	
	3 派 遣 場 所	
	4 仕様書番号	
	5 契 約 期 間	
	6 代金支払回数	
	7 実際価格計算書の提出期限	
	8 契約保証金	

年　月　日

分任支出負担行為担当官
甲　陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　印

住所
乙　会社名
代表者　　印

様式第３

調達要求番号		契約番号	

収入印紙

単　価　契　約　書

分任支出負担行為担当官　陸上自衛隊○○○○　調達会計部長
を甲とし　　を乙として、下記について○○○○標準契約書等契約条項(第　　号)・特約条項(第　号)を適用して単価契約を締結する。

	品名(件名)	規　格	単位	予定数量	契約単価
契約内容					
	契　約　期　間	自　　年　月　日		至　　年　月　日	
	契 約 保 証 金			納　入　場　所	
	代金支払回数			納　　期	

年　月　日

分任支出負担行為担当官
甲　陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　印

住所
乙　会社名
代表者　　印

様式第４

調達要求番号		契約番号	

不用物品売払契約書

契約担当官　陸上自衛隊○○○○　調達会計部長　　を甲とし○○○○○○○○○○○を乙として、下記について、○○○○標準契約書等不用物品売払契約条項（第　　号）・特約条項（第　号）を適用して、不用物品売払契約を締結する。

契約金額　￥　　（うち消費税額及び地方消費税額　　円･消費税率10％）

	品名（件名）	規　格	単位	数量	単価	金　　額
契約内容						
	契約保証金					
	代金納付期限					
	引渡場所					
	引渡期限					
	その他					

年　月　日

分任支出負担行為担当官
甲　陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　印
（登録番号 T8000012050001）（※）

住所
乙　会社名
代表者　　印

※一般会計の場合の登録番号

様式第５

調達要求番号		契約番号	

変更契約書

年　　月　　日契約を締結した契約番号第　　号の契約内容の一部を次のとおり変更する。

契約金額　￥　　（うち消費税額￥　　）

変更内容	

年　月　日

分任支出負担行為担当官
甲　陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　印

住所
乙　会社名
代表者　　印

様式第６

調達要求番号		契約番号	

収入印紙

請　　書

契約金額　￥　　（うち消費税額￥　　）

	品名（件名）	規　格	単位	数量	単価	金　　額
契約内容						
	納　入　場　所			仕 様 書 番 号		
	納　　期					

上記について、○○○○標準契約書等契約条項（第　　号）・特約条項（第　号）に基づき履行することをお請けします。

年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　殿

住所
会社名
代表者
担当者名
連絡先

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

製造請負契約条項（第１号）

第１章　　総　　則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を製造して納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

（債務の引受け等の承認）

第３条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1)　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2)　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3)　納入前の契約物品を担保に供する場合

(4)　契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

（代理人等の届出）

第４条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(1)　この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2)　契約物品の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合

（再委託）

第５条　乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（特許法等上の権利の侵害の禁止）

第６条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第７条　参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書、仕様書及び調達要領指定書に定めるところと矛盾する場合は、契約書、仕様書及び調達要領指定書が優先する。

２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議

を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第８条　仕様書等の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

２　乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画書の提出）

第９条　乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の納入計画書が不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第１０条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

２　甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

３　監督官等は、職務遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

４　乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（輸送費）

第１１条　納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第２章　　契約の履行

（官給品等の支給及び貸与）

第１２条　乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

第１３条　乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理官（分任物品管理官、分任物品管理官代理を含む。以下同じ。）に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

２　乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理官に提出するものとする。

３　乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理官を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

４　乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
５　乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
６　官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
７　官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
８　官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第１４条　乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書・材料使用明細書を添えてこれを物品管理官に返還しなければならない。
２　返還に必要な費用は、甲の負担とする。

（監督）

第１５条　甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める検査等実施要領により、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。
２　乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。
　この場合においては、第７条第３項の規定を準用する。
３　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第１６条　乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。
２　完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。
３　完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
４　検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
５　乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
６　完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査の期日及び場所）

第１７条　乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。
２　甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。
３　乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

（持込みの予定期日等の通知）

第１８条　乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納

期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

（給付の終了の届出）

第１９条　乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

（受領検査）

第２０条　甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

２　受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

３　受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書、仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

４　前項の判定は、前条の届出があった日から１４日以内にしなければならない。

５　乙は、受領検査に立ち会うことができる。

６　乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

７　受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（受領）

第２１条　甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

２　甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（値引受領）

第２２条　甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

２　乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。

３　乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

４　前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

５　乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。

６　甲は、第３項又は第４項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

（所有権の移転）

第２３条　契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

２　契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

（納入場所が工場である場合）

第２４条　納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第１８条及び第１９条の規定を準用する。

２　納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（代金の請求及び支払）

第２５条　乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

２　甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から３０日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

（支払の特例）

第２６条　甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

２　甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

３　前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置を採るものとする。

（支払遅延利息）

第２７条　甲は、約定期間（第２５条第２項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が、第２０条第４項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第２８条　甲は、第４２条第１項の規定により違約金を徴収し、又は同条第２項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

（納期の猶予）

第２９条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認

める日まで納期を猶予することができる。
３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。
（延納金）
第３０条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の１０パーセントの金額をもって限度額とする。
２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。
(1)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
(2)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
(3)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
(4)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
３　前項の規定の適用においては、納入は第１９条の届出があったときにされたものとみなす。
４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。
（遅滞金）
第３１条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき　０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。
２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に　基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

第３章　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）
第３２条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第３４条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。
（危険負担）

第３３条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第３４条　納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条において同じ。）すべきときは、その損害は次項から第４項までの規定に従って負担されるものとする。

２　前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

３　第１項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

４　第１項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

５　第２項ただし書き又は第３項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（官給品等の滅失又は損傷）

第３５条　乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

２　前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

３　前項に規定する場合を除き、契約物品の製造に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（契約物品の契約不適合）

第３６条　納入された契約物品に契約不適合（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２　契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第４０条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

４　甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することが

できない。

５　修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については６か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

６　乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

７　契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

８　前各項の規定は、第１項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

９　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第４章　契約の変更等及び解除

（契約の変更）

第３７条　甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　乙は、仕様書等に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。

３　第１項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

４　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置を採ることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

５　乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第３８条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（製造の一時中止）

第３９条　甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。

２　甲が製造を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

３　前項に規定する損害賠償の請求は、製造再開の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

４　製造を一時中止した後再開した場合の納期については、第３７条第５項の規定を

準用する。

（甲の解除権）

第４０条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2)　乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5)　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6)　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第４１条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第４２条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第３０条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第４３条　甲は、第４０条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第４１条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

第５章　秘密の保全

（秘密の保全）

第４４条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第６章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第４５条　乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応　の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第５条及び第８条の規定は、前５項についても適用する。

第７章　雑　　則

（調査）

第４６条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約によって生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。

５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第４７条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところに

よる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

４　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第４８条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

（令和８年９月１８日）

役務請負契約条項(第2号)

第１章　　総　　則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「契約物品」という。）につき改造、修理又はオーバーホール等（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）を行って納期までにこれを納入又は役務を完了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

（債務の引受け等の承認）

第３条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1)　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2)　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3)　役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

（代理人等の届出）

第４条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(1)　この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2)　役務の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

（再委託）

第５条　乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（特許法等上の権利の侵害の禁止）

第６条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第７条　参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書、仕様書及び調達要領指定書に定めるところと矛盾する場合は、契約書、仕様書及び調達要領指定書が優先する。

２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第８条　仕様書等の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

２　乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画書の提出）

第９条　乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第１０条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

２　甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

３　監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

４　乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（輸送費）

第１１条　納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第２章　　契約の履行

（契約物品の引渡し及び保管）

第１２条　乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

２　乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。

３　乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

４　乙は、契約物品をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

５　乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

６　契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（発見役務の届出）

第１３条　乙は、契約書、仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外

に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。この場合において契約担当官に発見役務に係る見積書を提出するものとする。

（官給品等の支給及び貸与）

第１４条　乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

第１５条　乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

２　乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

３　乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

４　乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

５　乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

６　乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合（納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ。）ついては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

７　官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

８　官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第１６条　乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書・材料使用明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

２　返還に必要な費用は、甲の負担とする。

（監督）

第１７条　甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める検査等実施要領により、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

２　乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第７条第３項の規定を準用する。

３　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第１８条　乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

２　完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査

等実施要領により行われるものとする。
３　完成検査においては、乙が行った役務に関し契約物品の品質が契約書、仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
４　検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
５　乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
６　完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
（完成検査の期日及び場所）
第１９条　乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。
２　甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。
３　乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。
（持込みの予定期日等の通知）
第２０条　乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。
（給付の終了の届出）
第２１条　乙は、役務を行った契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。役務を行った契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。
（受領検査）
第２２条　甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。
２　受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。
３　受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、乙の行った役務に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
４　前項の判定は、前条の届出があった日から１４日以内にしなければならない。
５　乙は、受領検査に立ち会うことができる。
６　乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
７　受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
（受領）
第２３条　甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。
２　甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。
（値引受領）
第２４条　甲は、完成検査において乙が行った役務に関し契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領

を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

２　乙は、完成検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。

３　乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

４　前項に規定するもののほか、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

５　乙は、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。

６　甲は、第３項又は第４項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

（包装等の所有権の移転）

第２５条　納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、役務が行われた契約物品を甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

（受領書の交付）

第２６条　甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

（納入場所が工場である場合）

第２７条　納入場所が乙の工場である場合における役務の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第２０条及び第２１条の規定を準用する。

２　納入場所が乙の工場である場合においては、甲が役務が行われた契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（代金の請求及び支払）

第２８条　乙は、役務を行った契約物品の全部を納入又は、役務を完了した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

２　甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から３０日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

（支払の特例）

第２９条　甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

２　甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

３　前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置を採るものとする。

（支払遅延利息）

第３０条　甲は、約定期間（第２８条第２項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならな

い。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が、第２２条第４項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第３１条　甲は、第４６条第１項の規定により違約金を徴収し、又は同条第２項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

（納期の猶予）

第３２条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第３３条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の１０パーセントの金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の規定の適用においては、納入は第２１条の届出があったときにされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、

遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第３４条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に　基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

第３章　　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第３５条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務が行われた契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務が行われた納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第３７条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第３６条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第３７条　役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第４項までの規定に従って負担されるものとする。

２　前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は乙が負担する。

３　第１項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

４　第１項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

５　第２項本文又は第３項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷）

第３８条　前条の定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（官給品等の滅失又は損傷）

第３９条　乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

２　前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

３　前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（役務の契約不適合）

第４０条　乙が行った役務に関し納入された契約物品又は、役務実施部位に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２　前項の契約物品又は、役務実施部位の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、第１項の契約物品又は、役務実施部位の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第４４条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。

４　修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、第１項の契約物品の納入の日又は、履行完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

５　乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

６　契約不適合のある契約物品又は、役務実施部位の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

７　前各項の規定は、第１項の規定により修補され、再度引き渡された契約物品又は、役務実施部位になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

８　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第４章　　契約の変更等及び解除

（契約の変更）

第４１条　甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、役務実施場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。

３　第１項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

４　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置を採ることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

５　乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第４２条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（役務の一時中止）

第４３条　甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

２　甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

３　前項の規定による損害賠償の請求は、役務再開の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

４　役務を一時中止した後再開した場合の納期については、第４１条第５項を準用する。

（甲の解除権）

第４４条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった又は、役務を完了しなかった場合

(2)　乙の責めに帰すべき理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった又は、役務を完了する見込みがない場合

(3)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合又は、役務を完了しなかった場合

(4)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は、役務を完了しなかった場合

(5)　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6)　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第４５条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第４６条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第３３条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第４７条　甲は、第４４条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかった又は、役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第４５条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

第５章　　秘密の保全

（秘密の保全）

第４８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第６章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第４９条　乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係る

サプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第５条及び第８条の規定は、前５項についても適用する。

第７章　　雑　　則

（調査）

第５０条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。

５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第５１条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

４　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第５２条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

物品売買契約条項（第３号）

第１章　総　則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、単価契約については、標記単価に数量を乗じた総額に消費税を加えた金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。

２　上記の契約金額において、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

（債務の引受け等の承認）

第３条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

⑴　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

⑵　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

（代理人等の届出）

第４条　乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

（特許法等上の権利の侵害の禁止）

第５条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第６条　参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第７条　仕様書に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾す

る場合は、承認用図面等が優先する。
２　乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画書の提出）

第８条　乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を甲に提出しなければならない。
２　甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第９条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。
２　甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
３　監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
４　乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（輸送費）

第１０条　納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第２章　　契約の履行

（監督）

第１１条　仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める検査等実施要領により必要な監督を行うものとする。
２　乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第６条第３項を準用する。
３　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第１２条　乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。
２　完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。
３　完成検査においては、契約物品の品質が契約書、仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
４　検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
５　乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
６　完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査の期日及び場所）

第１３条　乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。
２　甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅

滞なく相手方に通知し、協議の上、新たに期日又は場所を定めなければならない。
３　乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。
（持込みの予定期日等の通知）
第１４条　乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。
（給付の終了の届出）
第１５条　乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。
（受領検査）
第１６条　甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。
２　受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。
３　受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書、仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
４　前項の判定は、前条の届出があった日から１０日以内にしなければならない。
５　乙は、受領検査に立ち会うことができる。
６　乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。
（受領）
第１７条　甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。
２　甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。
（値引受領）
第１８条　甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。
２　乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。
３　乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
４　前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
５　乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。
６　甲は、第３項又は第４項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。
（所有権の移転）
第１９条　契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するもの

とする。

２　契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

（納入場所が工場である場合）

第２０条　納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第１４条及び第１５条を準用する。

２　納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（代金の請求及び支払）

第２１条　乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

２　甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から３０日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

（支払の特例）

第２２条　甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

２　甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

３　前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置を採るものとする。

（支払遅延利息）

第２３条　甲は、約定期間（第２１条第２項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が、第１６条第４項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第２４条　甲は、第３６条第１項により違約金を徴収し、又は同条第２項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこ

れを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

（納期の猶予）

第２５条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第２６条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の１０パーセントの金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数

(4)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の適用においては、納入は第１５条の届出があったときにされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第２７条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に　基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

第３章　　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第２８条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなく

なった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第３０条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第２９条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第３０条　納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む）すべきときは、その損害は次項から第４項までに従って負担されるものとする。

２　前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

３　第１項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

４　第１項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき埋由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

５　第３項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（契約物品の契約不適合）

第３１条　納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２　契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合に限り、第３４条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

４　甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。

５　修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年内に発しなければならない。ただし、数量の不足については６か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当

該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

６　乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

７　契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

８　前各項は、第１項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

９　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第４章　　契約の変更等及び解除

（契約の変更）

第３２条　甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

３　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第３３条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　前条第２項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（甲の解除権）

第３４条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(2)　乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5)　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6)　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第３５条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第３６条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した

場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第２６条第４項は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第３７条　甲は、第３４条第２項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第３５条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項による損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行われなければならない。

第５章　　秘密の保全

（秘密の保全）

第３８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第６章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第３９条　乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するもの
とする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又

は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第７条の規定は、前５項についても適用する。

第７章　　雑　　則

（調査）

第４０条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。

５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第４１条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

４　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第４２条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

輸入品売買契約条項（第５号）

第１章　総　　則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、調達要領指定書及び参考として仕様書に添付された図面若しくは見本（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（確定を要する費目及び金額）

第２条　契約金額のうち確定を要する費目及び金額は、別表の要確定費目金額表に掲げる（以下「要確定表」という。）に定めるとおりとする。

（契約金額の確定）

第３条　甲及び乙は、契約物品の納入完了後、要確定表の費目別金額が第２３条による実際価格計算書の当該費目別金額と相違する場合は、次の各号の定めるところにより契約金額を確定するものとする。

(1)　Ｃ＆Ｆ価格及び海上保険料（又はＣＩＦ価格）の実際額が要確定表の金額に達しない場合は、甲乙協議の上、その差額相当額について契約金額を減額するものとし、これを超える場合は、契約金額の増額を行わないものとする。ただし、その増額が、乙の責に帰することができない理由によるものと甲が認めた場合は、甲乙協議の上、当該費目の差額相当額について、契約金額を増額することができる。

(2)　機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。以下「機能検査費用等」という。）並びに関税その他の租税の実際額が、要確定表の金額と相違する場合は、甲乙協議の上、その差額相当額について、契約金額を減額又は増額するものとする。ただし、実際に要した費用であっても、乙の故意、過失又は管理の不適当等により乙の負担となるものは、これを費用から除くものとする。

２　甲及び乙は、契約物品の納入完了後、要確定表の工場渡価格が第２３条による実際価格計算書の当該費目の金額と著しく相違する場合は、前条の規定にかかわらず、甲乙協議して契約金額の減額を行うことができる。

（債務の引受け等の承認）

第４条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1)　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2)　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

（代理人等の届出）

第５条　乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

（特許法上の権利の侵害の禁止）

第６条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、甲が損害を受けた場合には、甲は乙に対して、その賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第７条　参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書、仕様書及び調達要領指定書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第８条　仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下、「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認用図面等が優先する。

２　乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画書の提出）

第９条　乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の納入計画書が不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（検査官等の派遣）

第１０条　甲は、この契約の適性な履行を確保するため、必要があると認める場合は、検査官、監督官その他の職員（以下「検査官等」という。）を乙（中小受託事業者を含む。以下この条において同じ）の営業所、工場、その他の関係場所に派遣することができる。

２　甲は、検査官等を派遣する場合は、あらかじめ、乙にその権限及び事務の範囲を明示して乙に通知しなければならない。

３　検査官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

４　乙は、検査官等の職務の遂行につき、協力しなければならない。

（輸送費）

第１１条　納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第２章　契約の履行

（監督）

第１２条　仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める検査等実施要領により必要な監督を行うものとする。

２　乙は、前項により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第７条第３項を準用する。

３　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（輸入手続等）

第１３条　乙は、甲の指示するところに従い、輸入割当申請、輸入申告及び関税その他の租税の減免手続等を行わなければならない。

（完成検査）

第１４条　乙は、契約物品の納入前に、その品質に関し、甲の検査（以下「完成検査」という。）を受けなければならない。

２　甲の指名する検査官（以下本条において「完成検査官」という。）は、契約条項、仕様書等及び甲の定める完成検査実施要領により完成検査を行うものとする。

３　完成検査官は、契約物品が契約条項、仕様書等の定めるところと合致しているか否かを確認の上、合否の判定を行うものとする。

４　完成検査官は、契約物品を合格と認めたときは、速やかに、乙に完成検査合格証を交付しなければならない。

５　乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

６　完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査の期日及び場所）

第１５条　乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

２　甲又は乙は、完成検査の実施期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たに期日又は場所を定めなければならない。

３　乙は、完成検査の期日までに、当該検査にかかる準備を完了しなければならない。

（納入場所への持込み）

第１６条　乙は、甲の行う完成検査に合格した後でなければ、契約物品を納入場所へ持ち込んではならない。ただし、あらかじめ甲の指示する場合は、乙は完成検査を受けないで契約物品を納入場所へ持ち込むことができる。

２　乙は、前項ただし書きの規定により、契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合は、甲の指示するところに従い、完成検査を受けなければならない。

３　前項に規定する完成検査の結果、契約物品が不合格となった場合は、乙は、甲の指示するところに従い、速やかに当該契約物品を修補し又は良品に代え、再度の完成検査を受けなければならない。

４　第２項により、不合格となった契約物品の引取り等の責については、第１９条第７項及び第８項を適用する。

５　甲は、前項によるほか、第１項ただし書きにより乙が納入場所へ持ち込んだ契約物品を、受領検査が完了するときまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

６　乙は、契約物品の持込みに当たり、当該契約物品を担保とするトラスト・レシート（輸入担保物荷保管証）を銀行に差し入れている場合は、当該トラスト・レシートの契約を解消してから、持ち込まなければならない。

（持込みの予定期日等の通知）

第１７条　乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

（給付の終了の届出）

第１８条　乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約による給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

（受領検査）

第１９条　甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

２　受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領によるものとする。

３　受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

４　前項の判定は、前条の届出があった日から１０日以内にしなければならない。

５　乙は、受領検査に立ち会うことができる。

６　乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

７　乙は、受領検査において、契約物品が不合格となった場合で、甲から要求のあったときは、不合格となった契約物品を納入場所から引き取らなければならない。

８　甲は、乙が前項の要求にかかわらず、不合格となった契約物品を正当な理由がなく引取らない場合は、当該契約物品の保管の責は負わないものとする。

（受領）

第２０条　甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

２　甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（値引受領）

第２１条　甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

２　乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。

３　乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

４　前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

５　乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。

６　甲は、第３項又は第４項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

（所有権の移転）

第２２条　契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

２　契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

（実際額の報告）

第２３条　乙は、契約物品の納入完了後、２０日以内（機能及び寸法検査を行ったものにあっては３５日以内）に実際価格計算書を作成し、次の各号に規定する実際額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

(1)　Ｃ＆Ｆ価格、製造業者等の送り状、乙の海外支店等の送り状、船会社等の発行する運賃を記載した船荷証券等

(2)　海上保険料、支払請求書又は領収書

(3)　機能検査費用等、検査実施業者の発行する実際工数及び加工費率を明記した支払

請求書又はこれに準ずる書類並びに梱包業者の支払請求書又はこれに準ずる書類
(4)　関税その他の租税、関税領収書その他の租税領収書
(5)　外国為替公認銀行の発する対外支払勘定の円貨による決済金額を証する書類
(6)　その他甲が必要と認める書類

（代金の請求及び支払い）

第２４条　乙は、契約物品の代金を請求する場合には、その全部が受領検査において合格と判定されたのを確認した後、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求しなければならない。

２　甲の属する資金前渡官吏は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して３０日以内に乙に代金を支払うものとする。

（相殺）

第２５条　甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約により乙に支払うべき代金と相殺することができる。

（支払いの特例）

第２６条　甲は、特に必要があると認める場合は前金払を行うことができる。ただし前金払については、特約条項の定めるところによる。

（支払遅延利息）

第２７条　甲の属する資金前渡官吏が、第２４条第２項に定める約定期間内に代金の支払いをしない場合、乙は甲に対し、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。ただし、約定期間内に支払いをしないことが、天災地変等やむを得ない場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

２　前項により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が、第１９条第４項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第２８条　甲は、第４１条第１項により違約金を徴収し、又は同条第２項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

（納期の猶予）

第２９条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第３０条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日

数に応じ、延納分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税を除いた額（単価表を付した場合は、当該単価表の金額（単価表が変更された場合は、変更に係る単価表の金額）以下同じ。）に０．０５パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、消費税額は加算しないものとする。また、当該延納金の額は延納相当分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税を除いた額の１０パーセントの金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

⑴　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

⑵　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

⑶　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数

⑷　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の適用においては、納入は第１８条の届出があったときにされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第３１条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、１日につき遅滞相当分の契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税を除いた額に０．２５パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。ただし、消費税額は加算しないものとする。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

第３章　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知及び加算金）

第３２条　乙は、理由のいかんを問わず納期又は納期猶予までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第３４条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

２　乙の責めに帰すべき理由により、乙が前項による通知を怠り、かつ、納期又は納期猶予までに契約物品の引渡しを行わないときは、納期又は納期猶予として定められた日の翌日から、前項による通知を行った日のいずれか早い期日までの日数につ

き履行遅滞相当部分に対し年５パーセントの率を乗じて計算した金額を前条第１項による遅滞金に加算するものとする。

（危険負担）

第３３条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第３４条　納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む）すべきときは、その損害は次項から第４項までに従って負担されるものとする。

２　前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

３　第１項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

４　第１項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

５　第３項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

（契約物品の契約不適合）

第３５条　納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２　契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第３９条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

４　甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。

５　修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、履行完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

６　乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てること

ができる。甲は審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

７　契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

８　前各項は、第１項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

９　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第４章　契約の変更等及び解除

（契約等の変更）

第３６条　甲は、契約物品が納入されるまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容、その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

３　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第３７条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不適当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（履行不能の通知）

第３８条　乙は履行不能となった場合は、その理由を明らかにして、直ちに契約解除申請書を甲に提出するものとする。

（甲の解除権）

第３９条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責に帰すべき理由により、納期又は延納期限までに契約物品を納入しなかった場合

(2)　乙の責に帰すべき理由により契約物品を納入することができなくなった場合

(3)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

(4)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(5)　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(6)　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第４０条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第４１条　甲は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、消費税額は加算しないものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第３０条第４項は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第４２条　甲は、第３９条第２項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第４０条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項による損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行われなければならない。

第５章　　秘密の保全

（秘密の保全）

第４３条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

３　甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

第６章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第４４条　乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間を

もってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第８条の規定は、前５項についても適用する。

第７章　雑　則

（調査）

第４５条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。

５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（契約物品への表示）

第４６条　乙は、契約物品にポリ塩化ビニフェル（ＰＣＢ）、ポリ塩化ナフタレン（ＰＣＮ）及びヘキサクロロベンゼン（ＨＣＢ）が使用されている場合には、甲に通知するとともに、契約物品にその旨の表示をするものとする。

（その他）

第４７条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

４　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第４８条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この書２部を作成し、双方記名押印の上、各１部を保有するものとする。

（令和８年９月１８日）

不用物品売払契約条項（第６号）

（総則）
第１条　乙は、この契約の定めるところに従い、標記の契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付し、甲は引渡期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。
２　甲は、契約書の搬出期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。
（債務の引受け等の承認）
第２条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
(1)　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
(2)　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
２　甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。
（代理人等の届出）
第３条　乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。
（再委託）
第４条　乙は、この契約の履行を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。
（代金の納付）
第５条　売払代金は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は甲の口頭告知により、乙は指定された期限及び場所に納付するものとする。
この際、乙は納付期限及び搬出予定日を甲に通知するものとする。
２　乙は納入告知による方法で代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書等を甲に通知するものとする。
３　乙は甲の口頭告知により代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書を甲に通知するものとする。ただし、収入官吏と契約担当官が同一者である場合はこの限りではない。
４　甲は乙からの代金納付を証明する領収書等を謄写して、代金納付確認書（別記様式）を作成し乙に交付するものとする。
５　乙が前１項の納付期限を過ぎて代金を納付したときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じて、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率の利息を付して延滞金を支払わなければならない。
（搬出）
第６条　売払物品の搬出は、代金納入後乙の負担において次の要領により行うものとする。
(1)　乙は、売払物品の搬出に際しては、甲の発行する代金納付受領書を甲の指定した係官に提示し、引渡し期限内に搬出しなければならない。
(2)　品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又はその代理人とが立会の上、確認するものとする。
(3)　契約物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、当該規定に基づき解体等を行い、その履行状況について甲の指定し

た検査官の確認を受けなければ搬出できないものとする。
２　甲は、乙が前項第１号の引渡期限又は第７条第２項の延納期限までに契約物品を搬出しないときは、乙の負担において他に搬出し又は他に保管を託することができる。
（引渡期限の延期）
第７条　乙は、引渡期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、引渡期限内に延期について申請し承認を受けなければならない。
２　甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。
（搬出期限の延期）
第８条　乙は、搬出期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、搬出期限内に延期について書面により申請し甲の承認を受けなければならない。
２　甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。
（無償の期限延期）
第９条　甲は、第７条第２項及び前条第２項による延期申請が、乙の責に帰し難い事由によるものと認めたときは、その期間を無償とすることができる。
（有償の期限延期）
第１０条　甲は、第７条第２項及び第８条第２項による延期申請が、乙の責に帰すべき事由によるものと認めたときは、その期間は有償とする。
２　前項の場合において、搬出又は引渡し期限の翌日から搬出又は引渡しされた日までの１日につき遅滞部分に対する代金の０．１パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞料として徴収する。
（所有権の移転）
第１１条　売払物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。ただし、特約条項に定めがある場合は、特約条項に記載の時期とする。
２　前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、棄損等は、全て乙の負担とする。
３　甲から乙に、完全に所有権が移転する前に乙が契約物品の転売契約を他の業者等と締結した場合において、甲の求めにより乙との契約を解除した場合には、甲は乙に発生する損害賠償等の責は負わないものとする。
（甲の解除権）
第１２条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　乙が書面により契約解除を申し出たとき。
(2)　乙（代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示に従わないとき。
(3)　乙が甲の承認を得ないで、指定期限までに売払代金を納付しないとき。
(4)　乙が搬出期限内又は引渡し期限内に契約を履行しないとき、又は甲が履行の見込みがないと認めたとき。
(5)　前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
(6)　甲の都合により、代金納入前において契約の解除を必要とするとき。
（甲の契約解除に伴う危険負担）
第１３条　甲は、前条第１号から第４号に基づき契約を解除した場合は、解除の対象となった契約物品について、乙の納付した代金を返還し、契約物品の返還を請求す

るものとする。

２　前項の代金の返還は、契約物品が返還されたことを甲又は甲に指定された者が確認した後に行うものとする。ただし、契約解除に伴い甲に違約金請求権等の債権が発生する場合は、本項に規定する返還すべき代金と相殺することができるものとする。

（乙の解除権）

第１４条　乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第１５条　甲は、第１２条第１項から第５項の事由により契約の全部若しくは一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　甲は、乙が甲の指定する期限までに第１項による違約金を納付しない場合は、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対して年５．０パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第１６条　甲は、前条第１項により違約金を徴収し、又は同条第２項により損害賠償を請求する場合は、乙は提供した契約保証金をもって、これに充当するものとする。

（乙の損害賠償債権）

第１７条　乙は、第１２条第６号により契約を解除された場合で損害を生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

２　損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に書面により行わなければならない。

（信用等の調査）

第１８条　甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上並びにこの契約の履行の確保、その他特に必要がある場合は、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し又は事務所において帳簿書類その他の物件を調査（会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、損益計算書及び貸借対照表の内訳と原価元帳等の数字の整合性その他これに類する必要事項を確認することを含む。）することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（担保又は保証人）

第１９条　甲は、違約金、売払代金等の債権を保全するため、必要があるときは乙から担保を提出させ又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査については前条を準用する。

２　担保の付された債権について、担保の価格が減少し又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、乙は甲の請求に応じ増担保の提供又は保証人の変更をしなければならない。

（秘密の保持）

第２０条　乙（代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第２１条　この契約の履行について、特約条項が付されている場合は、特約条項の定めるところによる。

（令和８年９月１８日）

２　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

３　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第２２条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書２部を作成し、双方記名押印の上、各１部を保有するものとする。

（令和８年９月１８日）

別記様式（第６条関係）
令和　　年　　月　　日

代　金　納　付　確　認　書

○○○○　殿

契約担当官
陸上自衛隊○○○○
○○○○○○

下記のとおり代金が納付されたことを確認したので通知します。

記

売払要求番号	
契約番号	
契約年月日	
契約件名	
契約金額	
代金納付期限	
代金納付日	
引渡場所	
引渡期限	
備　考	

※ 引渡期限は、代金納付により確定した日を記入する。

（令和８年９月１８日）

賃貸借契約条項（第７号）

第１条　乙はこの契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める品目を契約書に定める期間甲に賃貸し、甲はその借料を乙に支払うものとする。

（債務の引受け等の承認）

第２条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1)　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2)　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

（代理人等の届出）

第３条　乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

（代金）

第４条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項により契約金額を確定する場合は、当該条項の定めるところにより確定された金額とする。

（代金の支払）

第５条　賃貸借代金は甲が乙の適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第６条　甲は、前条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが、天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする

２　前項により計算した遅延利息の金額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約物品の引渡し）

第７条　甲は、乙から契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の引渡しを受けたときは速やかに仕様規格、性能、機能等について検査するものとする。

２　甲は前項検査の結果を乙に対して速やかに通知するものとする。

（保守及び管理）

第８条　甲及び乙は賃貸借取引商慣習に従って契約物品の保守を負担するものとする。

２　甲は甲の定める物品管理諸規定に従い、善良なる管理者としての注意義務をもって契約物品を管理するものとする。

（契約の解除及び違約金等）

第９条　甲は、自己の都合によりこの契約を解除することができる。

２　前項の場合において、乙に損害を生じたときは、甲は乙にその損害を賠償しなけ

ればならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

３　甲は、乙の責に帰すべき理由により契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する代金の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

４　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

５　甲は、乙が甲の指定する期限までに第３項に規定する違約金を納付しない場合は、当該違約金に対し、期限の翌日から納付のあった日までの日数につき当該時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率の利息を付して徴収するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　本契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第１１条　乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（その他）

第１２条　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

２　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（令和８年９月１８日）

（裁判管轄）
第１３条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする

（令和８年９月１８日）

労働者派遣契約条項（第８号）

（契約の目的）
第１条　乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）の定めるところに従い、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は、派遣労働者を指揮命令して業務に従事させ、その代金を乙に支払うことを目的とする。
（総則）
第２条　甲及び乙は、労働者派遣を行い若しくは労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針又は派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針を遵守する。
（代金）
第３条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付しているときは、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。
（債務の引受け等の承認）
第４条　乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。
（代理人の届け出）
第５条　乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、文書により甲に届け出なければならない。
（労働者派遣に係る個別の約定）
第６条　甲及び乙は、労働者派遣法、同法施行規則等（以下「労働者派遣法等」という。）の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣に必要な細目について定めるものとする。
（適正な労働者の派遣及び通知）
第７条 乙は、前条で定められた業務（以下「派遣業務」という。）の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する派遣労働者を選定の上、労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別、被保険者資格その他労働者派遣法等に定める事項を通知しなければならない。
２　派遣労働者が就業するに当たり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の効率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者に関する改善措置を要請することができる。
３　乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導その他派遣就業の改善に必要な措置を講ずるものとする。
４　乙は、派遣労働者の人数に欠員が生じるおそれがあるときは、直ちに甲にその旨連絡するとともに、欠員が生じないよう措置を採り、また、欠員が生じたときは直ちに、その欠員の補充を行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。
（派遣先責任者）
第８条　甲は、労働者派遣法等の定めに基づき、隊員の中から、派遣就業の場所ごとに所定人数の派遣先責任者を選任するものとする。

（令和８年９月１８日）

２　派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者その他関係者に対して、契約に定める事項を遵守させるほか、苦情処理、安全衛生に関する事項、乙との連絡調整等、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

３　派遣先責任者は、労働者派遣法に基づき作成した派遣先管理台帳について、月ごとに所定の事項を記載したものを、翌月末までに、乙に書面により通知しなければならない。

４　乙は、前項の期日によらず通知を請求する場合は、あらかじめ派遣先責任者と協議するものとする。

（派遣元責任者）

第９条　乙は、労働者派遣法等の定めに基づき、自己の雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から、派遣先ごとに所定人数の派遣元責任者を選任するものとする。

２　派遣元責任者は、派遣労働者に対する指導、苦情処理、甲との連絡調整その他派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

（指揮命令者）

第１０条　甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して業務遂行のために使用し、契約に定める就業条件を守って派遣業務に従事させることとし、隊員の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

２　指揮命令者は、派遣業務の処理について、契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

３　指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも甲の職場維持、規律の保持並びに秘密、個人情報及びその他の保護すべき情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

（苦情処理）

第１１条　甲及び乙は、仕様書等によるほか、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を定めるものとする。

２　甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

（適正な派遣就業の確保等）

第１２条　乙は、甲が派遣労働者に対し、仕様書等に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等を採るとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行い、甲の指揮命令等に従って職場維持、規律の保持並びに秘密、個人情報及びその他の保護すべき情報等の漏洩を防止し、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。特に、労働基準法に基づく時間外及び休日の労働に関する協定の内容等については、履行開始前及び変更があった都度、速やかに甲に通知しなければならない。

２　甲は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令及び本契約に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等に配慮するとともに、休憩室、更衣室等の施設で派遣労働者の利用が可能なものについては便宜を図るものとする。

３　甲は、乙が行う派遣労働者の知識、技術、技能等の教育訓練及び安全衛生教育並びに派遣労働者の自主的な能力開発について可能な限り協力するほか、派遣労働者

と同種の業務に従事する隊員に対する教育訓練等については、派遣労働者もその対象とするよう必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るものとする。

４　甲は、派遣業務を円滑に遂行する上で、派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している隊員との均衡に配慮して、必要な就業上の措置を講じなければならない。

５　甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、本契約に定める甲の就業に関する指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

（安全衛生等）

第１３条　甲及び乙は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

２　甲は、乙から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。

３　甲は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講ずるとともに、派遣労働者の安全衛生について適切な管理を行うものとする。乙は、甲の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努める。

４　乙の派遣労働者について、派遣中に労働災害が発生した場合については、甲は、乙に直ちに連絡して対応するとともに、労働者死傷病報告の提出については、甲乙それぞれが所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

　なお、甲は、所轄労働基準監督署長に提出した報告書の写しを乙に送付しなければならない。

（業務上災害等）

第１４条　派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

２　甲は、乙の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

（派遣労働者の個人情報の保護と適正な取扱い）

第１５条　乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法等の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び他の法律に定めのあるときは、この限りではない。

２　甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者及び関係者の個人情報を正当な理由なく他に漏らし、又は開示する等してはならない。

（秘密の保全）

第１６条　乙は、この契約の履行に際し知り得た秘密、個人情報及びその他の保護すべき情報を第三者に漏らし、又は利用してはならず、派遣労働者にもそれを徹底・遵守させる責任を負う。

２　乙は、乙宛に派遣労働者から前項に定める守秘義務の履行に関する誓約書を提出させ、秘密の保全を図るものとする。

３　甲は、派遣労働者の故意又は過失によって秘密及び個人情報等の漏洩、開示、利用、加工、毀損等のセキュリティ事件若しくは事故が発生したときは、乙に連絡して対応策を講じ、その損害の軽減、拡大防止に努めるものとする。この場合、乙は、甲の求めに応じて、必要な協力を行うほか、契約の一部解除及び違約金の請求等に

応じなければならない。

（雇用又は就業に係る制限等）

第１７条　甲は、契約期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。

２　甲は、契約期間後に派遣労働者を雇用する場合は、あらかじめ乙にその旨を通知するものとする。

３　甲及び乙は、派遣労働者が甲を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して１年を経過する日までの間は当該派遣労働者（６０歳以上の定年退職者であって乙に雇用されている者を除く。）を受け入れ又は派遣してはならない。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第１８条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りではない。

（監督）

第１９条　監督官は、乙の行う労働者派遣について、契約書、仕様書等及び監督実施要領に基づき、監督を行う。

２　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（労働者派遣の終了の届出）

第２０条　乙は、労働者派遣が終了した場合は、直ちに、終了届により検査官にその旨を届け出なければならない。

２　前項の規定は労働者派遣が分割して履行することとされている場合において、それぞれの部分について終了したときもまた同様とする。

（検査）

第２１条　検査官は、契約書、仕様書等及び検査実施要領に基づき、検査を行う。

２　検査においては、乙が行った労働者派遣が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

３　甲又は甲の指名する者は、前項の終了届を受理したときは、その受理した日から起算して１０日以内に検査しなければならない。

４　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（代金の支払）

第２２条　乙は、労働者派遣を完了した場合は、代金を甲に請求することができる。

２　甲は、乙から前項に規定する支払請求があったときは、その内容を審査し、適法な支払請求と認めたときは、これを受理し、受理した日から３０日以内の日に、乙に当該代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第２３条　甲は、約定期間（前条第２項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、

当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が、第２１条第３項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（危険負担）

第２４条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、労働者派遣の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての労働者派遣の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、乙が労働者派遣の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は当該部分についての労働者派遣の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が労働者派遣の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害賠償）

第２５条　派遣業務の遂行につき、派遣労働者が故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下、本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。

２　前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して損害の負担割合を定めるものとする。

３　甲は、第２８条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた実際の損害を賠償しなければならない。ただし、解除事由が乙の責に帰する場合は、この限りでない。

４　第２９条の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙が甲に対して乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約の変更）

第２６条　甲は、労働者派遣期間が終了するまでの間において必要があるときは、履行期間、履行場所、仕様書の内容その他乙及び派遣労働者の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（事情の変更）

第２７条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められるときは、この契約に定めるところを変更するために協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（甲の解除権）

第２８条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰する理由により乙が適正な労働者の派遣ができなくなった場合

(2)　乙が労働者派遣契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

(3)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が労働者の派遣をすることができなくなった場合

(4)　乙が労働者の派遣を拒絶する意思を明確に表示した場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第２９条　乙は、第２６条第１項に規定する甲との協議が整わないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、甲が正当な理由なく労働者派遣法その他の関係諸法令又は本契約の定めに違反した場合においては、相当の期間を定めて是正を催告し、その期間内に是正がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第３０条　乙は、この契約に関して、第２８条第１項第１号、第２号及び第４号に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲は、その超過分の損害につき賠償を請求することができる。

３　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（派遣契約の中途解除、派遣就業期間の短縮の特例）

第３１条　甲の都合により、契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うものとする。

２　乙は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、乙において他の派遣先を確保する等により、当該労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

３　甲は、甲の帰すべき事由により契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙が前項の措置をとれないときには、少なくとも契約の解除に伴い乙が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害を賠償するものとする。

(1)　乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額

(2)　乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは３０日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が３０日に満たないときは当該解雇の日から３０日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃

金に相当する額以上の額

(3)　甲は乙と十分協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。

４　甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

５　甲は、契約期間が満了する前に契約の解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにすることとする。

（調査）

第３２条　甲は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第３３条　この契約の履行については、この契約一般条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項に、この契約一般条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

４　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第３４条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

（令和８年９月１８日）

標準内外作業方式契約に関する特約条項（第１号）

（標準外作業（費）見積書の提出）
第１条　乙は、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書（別紙第１）を作成し、監督官の確認を得て指定された期日までに甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い官給の有無を確認の上、標準外（追加）作業（費）見積書を作成するものとする。
２　乙は、前項に規定する標準外（追加）作業（費）見積書に該当する作業がない場合は、その旨を書面により甲に通知するものとする。
（標準外作業の通知及び実施）
第２条　甲は、前条の標準外（追加）作業（費）見積書の審査の結果、標準外作業として実施するものと中止するものを区分して乙に通知し、乙はこれにより遅滞なく標準外作業を実施又は中止するものとする。
（契約の変更）
第３条　甲は、前条の規定により通知した標準外作業を行わせる場合は、標準外作業に係る部分について、契約の変更の手続を行うものとする。
（代金の確定）
第４条　乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。
２　前項に規定する代金の確定方法について、本契約に履行後精算に関する特約条項が適用される場合は、当該特約条項の規定を適用するものとする。
（実績価格）
第５条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙第２の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
（実際価格計算書の提出）
第６条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。
（実績価格の算定）
第７条　甲は、前条に規定する実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議の上、実績価格を算定するものとする。
（確定代金）
第８条　前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。
２　前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置を採るものとする。
３　甲は、第６条に規定する期日までに乙から実際価格計算書の提出がなかった場合

は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

（契約金額の中途確定）

第９条　甲が必要と認める場合は、第６条の規定にかかわらず乙と協議の上、契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

（計算規則の承認等）

第１０条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第１１条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第１２条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１３条　甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同

じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１４条　甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（官給変更に伴う契約金額の変更）

第１５条　部品、材料等のうち官給の変更により、契約金額を変更する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（限度額等の変更）

第１６条　契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

別紙第１

標準外(追加)作業(費)見積書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇調達会計部長　殿
監督官(検査官)経由

年　月　日

会社名
代表者名
担当者名
連絡先(電話番号)

相手方コード	調達要求番号	契約番号(ﾛｯﾄ番	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号又は物品番号	品名	整備数	実施年度

標準外(追加)作業所要明細																		標準外(追加)作業費見積書								
一連番号	部位	区分	付図	保管コード又は部品識別コード	物品番号又は部品番号	品名	定数	所要数処置			処置					修理		摘要	修理工数	経費						
								交換	欠品	計	官給(所要数処置)			自給数量	その他数量	数量	作業内容			外注費		部品費			備考	
											数量	単価	金額							単価	金額	単価	金額	取扱区分		

上記のとおり確認する。

検査官(監督官)
官職　氏名
連絡先(電話番号)

上記のとおり官給数量について承認する。

年　月　日　　官給品引渡場所　　整備管理担当部長

官給品引渡期限　　官職　氏名

(令和８年９月１８日)

別紙第２

（標準内外特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第１号）第５条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

整備診断に関する特約条項（第３号）

（総　則）
第1条　乙は、この契約に定めるところに従い、契約履行期限内に要修理箇所、要交換箇所を診断して、整備診断明細書（別紙第１）を甲に提出し、甲はその対価として乙に代金を支払うものとする。
２　甲の都合により、診断を中止した場合においても、診断した部分については、整備診断明細書を提出しなければならない。
（代金の確定）
第２条　乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。
２　前条第２項により中止した場合は、甲乙協議して契約金額を確定するものとする。
３　第1項に規定する代金の確定方法について、本契約に履行後精算に関する特約条項が適用される場合は、当該特約条項の規定を適用するものとする。
（実績価格）
第３条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙第２の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
（実際価格計算書の提出）
第４条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。
（実績価格の算定）
第５条　甲は、前条に規定する実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議の上、実績価格を算定するものとする。
（確定代金）
第６条　前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。
２　前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置を採るものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置を採るものとする。
３　甲は、第４条に規定する期日までに乙から実際価格計算書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。
（契約金額の中途確定）
第７条　甲が必要と認める場合は、第２条の規定にかかわらず乙と協議の上、契約履行の中途において契約金額を確定することができる。
（計算規則の承認等）
第８条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。
２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（令和８年９月１８日）

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第９条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第１０条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１１条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整する

ことなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１２条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（限度額等の変更）

第１３条　契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

（診断品の保管責任）

第１４条　乙は、甲が診断品を引取るか又は修理契約を締結するまでの間は、保管責任を負うものとする。

別紙第１

整 備 診 断 明 細 書
（ 整 備 明 細 仕 様 書 ）

年　月　日

陸上自衛隊○○○○
分任支出負担行為担当官　殿
監督官（検査官）経由

会社名
代表者名

相手方コード	調達要求番号	契約番号（ロット番号）	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号又は物品番号	品名	整備数	実施年度

整備診断作業所要明細

一連番号	部位	区分	付図	保管コード又は備品識別コード	物品番号又は部品番号	品名	定数	所要数処置			処置			修理		摘要
								交換	欠品	計	官給数量	自給数量	その他数量	数量	作業内容	

上記のとおり確認する。
年　月　日

検査官（監督官）
官　職　氏　名

上記のとおり官給数量について承認する。
年　月　日

官給品引渡場所
官給品引渡期限

整備管理担当部長
官　職　氏　名

整備診断作業費見積書は別添のとおり。

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載する。

（令和８年９月１８日）

別紙第２

（整備診断特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第３号）第３条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

整備診断及び診断後修理に関する特約条項（第４号）

（総　則）

第１条　乙は、この契約に定めるところに従い、契約履行期限内に要修理箇所、要交換箇所を診断して、整備診断明細書（別紙第１）及び当該修理に係る見積書を甲の指定する期日までに提出するものとする。

２　甲は、前項に規定する整備診断明細書を受理した場合は、遅滞なく修理等の内容を確定し、乙に通知するものとする。

３　乙は、甲の都合により、診断を中止した場合においても、診断した部分については、整備診断明細書を提出しなければならない。

（契約の変更）

第２条　甲は、前条第２項の規定により通知した修理を行わせる場合は、前条第1項に規定する当該修理に係る部分について、契約の変更の手続を行うものとする。

（修理の実施）

第３条　乙は、前条に規定する契約の変更の手続終了後、遅滞なく修理を実施するものとする。

（代金の確定）

第４条　乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

２　第１条第３項により中止した場合は、甲乙協議して契約金額を確定するものとする。

３　第1項に規定する代金の確定方法について、本契約に履行後精算に関する特約条項が適用される場合は、当該特約条項の規定を適用するものとする。

（実績価格）

第５条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

２　実績価格は、別紙第２の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。

（実際価格計算書の提出）

第６条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。

（実績価格の算定）

第７条　甲は、前条に規定する実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議の上、実績価格を算定するものとする。

（確定代金）

第８条　前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

２　前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置を採るものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置を採るものとする。

３　甲は、第６条に規定する期日までに乙から実際価格計算書の提出がなかった場合

は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。

（契約金額の中途確定）

第９条　甲が必要と認める場合は、第４条の規定にかかわらず乙と協議の上、契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

（計算規則の承認等）

第１０条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第１１条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第１２条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１３条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同

じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１４条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（限度額等の変更）

第１５条　契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

（診断品の保管責任）

第１６条　乙は、甲が診断品を引取るか又は修理契約を締結するまでの間は、保管責任を負うものとする。

別紙第１

整 備 診 断 明 細 書
（ 整 備 明 細 仕 様 書 ）

年　月　日

陸上自衛隊○○○○
分任支出負担行為担当官　殿
監督官（検査官）経由

会社名
代表者名

相手方コード	調達要求番号	契約番号（ロット番号）	契約納期	証書年月日	証書番号	整理区分	主品目番号又は物品番号	品名	整備数	実施年度

整備診断作業所要明細

一連番号	部位	区分	付図	保管コード又は備品識別コード	物品番号又は部品番号	品名	定数	所要数処置			処置			修理		摘要
								交換	欠品	計	官給数量	自給数量	その他数量	数量	作業内容	

上記のとおり確認する。
年　月　日

検査官（監督官）
官　職　氏　名

上記のとおり官給数量について承認する。
年　月　日

官給品引渡場所
官給品引渡期限

整備管理担当部長
官　職　氏　名

整備診断作業費見積書は別添のとおり。

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載する。

（令和８年９月１８日）

別紙第２

（整備診断後修理特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第４号）第５条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

超過利益の返納に関する特約条項（第５号）

（超過利益の返納）
第１条　乙は、この契約により適正利益を超える利益（以下「超過利益」という。）を得た場合は、この特約条項の定めるところにより当該超過利益に相当する金額を甲に返納するものとする。
（適正利益）
第２条　この契約において「適正利益」とは、別紙の実績価格に関する計算基準における計算項目の利益に相当する金額（別表に別段の定めのあるときは同表に定める金額）をいう。
（実績価格）
第３条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
３　前項の規定による実績価格の確定は、　　年　　月　　日までに行うことを目途とする。ただし、甲が第５条第１項ただし書きに定める通知をした場合、その他原価監査を打切った場合は、実績価格の確定は行わないものとする。
（超過利益）
第４条　超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。
（計算書等の提出）
第５条　乙は、契約の履行後　　月以内に計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲が次項により提出された契約金額超過見込計算書に基づき原価監査を実施した結果超過利益がない旨通知した場合は、この限りでない。
２　乙は、この契約の履行の中途において、この契約履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額が契約金額を超過した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて契約金額超過見込計算書を作成し、甲に提出することができる。
３　甲は、第１項の実際価格計算書又は、前項の契約金額超過見込計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。
（計算規則の承認等）
第６条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。
２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。
３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。
（原価監査）
第７条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書又は、契約金額超過見込計算

書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第８条　甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第９条　甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１０条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（超過利益の返納請求等）

第１１条　甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

２　乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率の延滞料を加算して納付するものとする。

別　紙

（超過利益返納特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第５号）第３条第２項に規定する実績価格に関す
る計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

（令和８年９月１８日）

代金確定に関する特約条項（第６号）

（代金の確定）
第１条　乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。
（実績価格）
第２条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
（実際価格計算書の提出）
第３条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。
（実績価格の算定）
第４条　甲は、前条に規定する実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議の上、実績価格を算定するものとする。
（確定代金）
第５条　前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。
２　前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置を採るものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置を採るものとする。
３　甲は、第３条に規定する期日までに乙から実際価格計算書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。
（契約金額の中途確定）
第６条　甲が必要と認める場合は、第１条の規定にかかわらず乙と協議の上、契約履行の中途において契約金額を確定することができる。
（計算規則の承認等）
第７条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。
２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。
３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。
（原価監査）
第８条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。
２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要が

あると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第９条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１０条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。
以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１１条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（限度額等の変更）

第１２条　契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

別　紙

（代金確定特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第６号）第２条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

（令和８年９月１８日）

付録第１３

単価契約に関する特約条項（第７号）

（契約金額）
第１条　この契約金額は単価とする。
（契約金額の変更及び品目の追加）
第２条　この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。
２　この契約において、追加を必要とする品目が発生した場合は甲乙協議の上、追加品目の単価を決定するものとする。
（発注及び納入）
第３条　甲の発行する発注書により、指定納期（納入時間）までに指定場所に物品を納入するものとする。
（その他）
第４条　発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し損害賠償を請求することができない。
（代金の請求）
第５条　乙は、履行完了段階において確定数量に契約単価を乗じた金額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する率に基づき計算された消費税額を加えた金額を請求するものとする。

（令和８年９月１８日）

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（第８号）

（関係資料の保存）

第１条　乙は、契約物品の製造又は役務（この条において「契約物品等」という。）の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払いは前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の４月１日から起算して１年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。

２　乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前項に準じて帳票類を保存させなければならない。

（不真正な資料の提出等に対する違約金）

第２条　乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1)　甲が原価計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2)　防衛省（甲を含む。以下同じ。）が行う経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第８条において同じ。）の算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3)　甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合

(4)　防衛省が行う制度調査、原価監査その他の調査等に際して、資料を提出又は提示する場合

(5)　乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合

２　乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第８条第２項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第７項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、返納すべき超過利益の確定以降において甲が基本契約条項に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の２倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

３　乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第１項各号のいずれかに掲げる場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、契約代金の最終の支払い以降において、甲が基本契約条項に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利

益を加えた金額との差額の２倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

４　乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第１項各号に掲げる場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が基本契約条項に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該不真正な資料の提出若しくは提示又は不実の説明に起因して契約金額が増加したと認められる部分の２倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

５　次の各号に掲げる場合における前３項の適用については、これらの規定中「２倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

(1)　乙が、防衛省が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から３年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき　４倍の金額

(2)　原価計上に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から３年以内に不正行為が発覚したとき　４倍の金額

(3)　前２号に該当しない場合であって、防衛省から原価計上に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（制度調査又は原価監査（常駐により又は常続的に行うものを除く。）の実施期間中にあっては、原価計上に関する質疑がなされる前に限る。）　１倍の金額

６　第２項から前項までの規定にかかわらず、第１項各号に掲げる場合において、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、違約金の支払いを要さない。

７　第２項から第５項までによる違約金の請求権は、超過利益返納条項付契約については返納すべき超過利益の確定時、原価監査付契約及び一般確定契約については契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（制度調査の実施）

第３条　甲は、乙が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、制度調査（乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。

２　乙は、甲から制度調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

３　乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による制度調査を支援させること、及び甲に代わって甲以外の防衛省の機関に制度調査を行わせることにあらかじめ同意する。

（定期調査及び臨時調査の実施）

第４条　制度調査は、年度の計画により、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。

２　乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

（制度調査の実施項目）

第５条　甲は、制度調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。

(2)　第７条によるコンプライアンス要求事項が達成され、適切に実施されていること。

(3)　原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。

(4)　原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。

(5)　貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。

(6)　その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項

（制度調査の実施に係る保障）

第６条　甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が制度調査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う調査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査

(4)　作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査

２　甲は、前項の調査の一環として、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する制度調査担当官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

４　乙は、臨時調査において、甲の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、甲があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

（コンプライアンス要求事項の確認）

第７条　甲は、次の各号に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認する。

(1)　防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしているこ

と。

(2)　前号の書面が少なくとも契約の履行完了後５年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。

(3)　不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知することとしていること。

(4)　防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。

(5)　本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしていること。

２　甲は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請する。

３　甲は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

（適用する経費率との関係）

第８条　甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、この特約条項を原価監査付契約に付した場合であって、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項及び原価監査付契約に係る特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５条）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

付録第１５

輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項（第９号）

（価格等証明資料）

第１条　価格等証明資料とは、見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）の原本、品質証明書の原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下同じ。）の原本をいう。

２　価格等証明資料は、役務請負契約の場合においては、外国役務業者が発行したものに限る。

３　価格等証明資料は、役務請負契約以外の契約の場合においては、外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。

４　調達物品が流通業者所有中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由書並びに乙による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。

（価格等証明資料の提出）

第２条　乙は、甲に対し、価格等証明資料のうち品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料（前条第３項又は第４項の規定に基づき品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。）を入手後、速やかに提出しなければならない。

２　乙は、前項に規定する資料の発行者から、当該資料を甲に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。

（乙が価格等証明資料を必要とした場合の処置）

第３条　甲は、乙が価格等証明資料を特に必要とする場合、価格等証明資料を確認し、及び複写した後に、乙に貸し出すことができる。

２　乙は、前項の規定により価格等証明資料の貸し出しを受けた場合において、甲が価格等証明資料の確認等する必要を認めたときには、速やかに返却しなければならない。

（価格等証明資料の取扱い）

第４条　乙は、甲が必要と認めた場合、価格等証明資料について、甲が乙の了承を得ることなく価格等証明資料の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

（不真正な資料の提出等に対する違約金）

第５条　乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1)　甲が計算価格の計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2)　防衛省（甲を含む。以下同じ。）が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合

（令和８年９月１８日）

(3)　甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合

(4)　甲が特約条項に基づいて行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合

(5)　乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合

２　乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の２倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

３　次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「２倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

(1)　乙が、防衛省が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から３年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき　４倍の金額

(2)　経理会計に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から３年以内に不正行為が発覚したとき　４倍の金額

(3)　前２号に該当しない場合であって、防衛省から経理会計に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（輸入調達調査の実施期間中にあっては、経理会計に関する質疑がなされる前に限る。）　１倍の金額

４　前２項の規定にかかわらず、第１項各号に掲げる場合において、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、違約金の支払いを要さない。

５　第２項及び第３項に規定する違約金の請求権は、契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（輸入調達調査の実施）

第６条　甲は、乙が提出し、又は提示した資料の信頼性を確保するため、輸入調達調査（乙の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と乙が提出し、又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。

２　乙は、甲から輸入調達調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

３　乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による輸入調達調査を支援させることにあらかじめ同意する。

（定期調査と臨時調査の実施）

第７条　輸入調達調査は、年度の計画により、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査の双方により実施する。

２　乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、遅滞なく当該臨時調査の開始を許可するものとし、やむを得ない理由がある場合を除き、甲が提示した調査の開始日は延期しないものとする。

（輸入調達調査の実施項目）

第８条　甲は、輸入調達調査において、次に各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。

(2)　帳票類の記載要領及び保管状況が会計制度の信頼性を担保するに足りる状態であること。

(3)　関係する情報システムが、データの改ざん等が行われることなく、適正に運用されていること。

(4)　乙と外国製造会社又は外国販売代理店との間で締結された販売代理店契約が一般的な商慣習を逸脱するものでないこと。

(5)　その他経理会計システムの適正性を確認する上で必要となる事項

（輸入調達調査の実施に係る保障）

第９条　甲は前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が輸入調達調査に際して必要と認める乙の資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う調査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査

(4)　従業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。）から直接に説明を聴取して行う調査

談合等の不正行為に関する特約条項（第１０号）

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項及び第７条の３の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（令和８年９月１８日）

付録第１７

暴力団排除に関する特約条項（第１１号）

（属性に基づく契約解除）

第１条　甲は、警視庁又は都道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（暴力団排除に関する表明及び確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を中小受託事業者等（中小受託事業者（再再委託以降の全ての中小受託事業者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び中小受託事業者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（令和８年９月１８日）

（中小受託事業者等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に中小受託事業者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該中小受託事業者等との契約を解除し、又は中小受託事業者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が中小受託事業者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは中小受託事業者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項に反して当該中小受託事業者等との契約を解除せず、若しくは中小受託事業者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

４　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は中小受託事業者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当請求又は業者妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は中小受託事業者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

前金払に関する特約条項（第１２号）

（前金払）
第１条　甲は、この特約条項の定めるところにより、乙に対して前金払による支払金（以下「前　払金」という。）を支払うものとする。
２　前項の前金払は、Ｔ／Ｔ払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払いする場合をいう。）、Ｂ／Ｌ払（船荷証券及び航空貨物運送状並びに貨物売渡証書により支払いする場合をいう。）又はその併用の場合に適用するものとし、前金払限度額、支払時期、支払回数は別表によるものとする。
（前金払の金額）
第２条　前金払は、Ｃ＆Ｆ価格又はＣＩＦ価格を限度とし、それぞれの価格が15,000ドル以上のものとする。
２　甲が乙に支払う前金払の金額は、次の各号により計算した金額を限度とする。
(1)　乙が対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は、当該決済日における決済銀行の公表する電信売相場により換算した円貨額
(2)　乙が対外支払勘定の決済を円貨によって行った場合は、当該円貨額
３　前金払は、前各項にかかわらず、甲の予算を限度として行うものとする。
（前金払の請求）
第３条　乙は、前金払の支払いを受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類のうち、必要とするものを、支払いを受けようとする日の５０日前までに、甲に提出するものとする。
(1)　前金払申請書　　付紙第１
(2)　前金払担保提出書　　付紙第２
(3)　前金払担保提供免除申請書　　付紙第３
(4)　前金払使途明細書　　付紙第４
(5)　前金払担保受領書　　付紙第５
(6)　その他必要な書類
（前金払の担保）
第４条　乙は、前金払の支払いを受けようとする場合は、前金払に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙から担保提供免除の申請があり、甲がその必要がないと認めた場合は、その限りではない。
２　前金払の担保として提供できるものは、予算決算及び会計令第７８条による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証付きでなければならない。
３　担保の保証期間は、前払金が支払われた日から第９条による当該前払金が精算される日までの期間とする。
（支払の時期）
第５条　甲は、第３条に規定する書類及び前条に規定する担保を受理した場合は、乙と協議して次の条件により、支払いの時期を定めるものとする。
(1)　Ｔ／Ｔ払は、当該締結の後
(2)　Ｂ／Ｌ払は、外国為替銀行等の証明書を確認した後
（前払金の目的外使用禁止）
第６条　乙は、前払金をこの契約の対外支払勘定の決済のため、若しくは契約履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

（令和８年９月１８日）

２　甲は、乙が前項に違反して前払金を使用し、又は利用した場合、既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

（前払金に関する調査）

第７条　甲は、前払金の使用等について必要がある場合、乙の営業所、工場、その他関係場所に立ち入り、帳簿、その他関係書類の調査を行うことができる。

（契約金額の変更又は解除による前払金の返納）

第８条　甲は、次の各号の一に該当する場合、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1)　契約変更（契約の一部解除を含む。）により契約金額の減額が行われた場合、甲が既に乙に支払った前払金が、契約変更後の前払金の限度額を超えることとなったときは、当該超過額とする。

(2)　契約の全部が解除された場合においては、甲が既に乙に支払った前払金の全額

２　乙は、前項の前払金の返納において、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、返納が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を甲に支払わなければならない。

３　甲は、指定された期限までに乙が返納金（第１項による返納額に前項による利息を加えた金額をいう。）を甲に返納しない場合には、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用した率により算定した延納金を乙に請求することができる。

（前金払の精算方法）

第９条　前払金の精算方法は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前金払の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。

（前払金の担保の返還等及び取立）

第１０条　乙は、前条の規定により前払金が精算された場合、精算された金額に応じて、第４条による前金払の担保の返還を請求することができる。

２　甲は、第８条の規定により、乙が返納すべき金額を返納しない場合、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

別　表

Ｔ／Ｔ払及び Ｂ／Ｌ払の別	前金払限度額	支払時期	支払回数
Ｔ／Ｔ 払	円	年　月を目途とする。	回 以内
Ｂ／Ｌ 払	円	年　月以降とする。	回 以内
合　　計	円		

（令和８年９月１８日）

１００
付紙第１

前　金　払　申　請　書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

　　年　　日に締結した輸入品売買契約に関わる、前金払に関する特約条項第３条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

契　約　内　容				
契約番号		納　期		
契約件名		納　地		
契約金額		前　金　払	割合	
契約数量			金額	
担　保		預　託　銀　行		
担保物件名		銀　行　名		
保証銀行名		住　所		
住　所		代　表　者		
代　表　者		別口口座番号		
保　証　額				
保証期間				
内払金使途内訳		事　由		
費		上記契約履行のため左記支出金に充当する。		
費				
費				
計				

注：担保欄は担保物件により必要事項を記入する。

（令和８年９月１８日）

１０１
付紙第２

前　金　払　担　保　提　出　書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調達会計部長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記前金払担保を提出します。

記

第　　号	
担 保 の 種 類	
前　払　金　額	
預金証書の種類 及　び　金　額	
提　出　事　由	
契　約　番　号	
品　　名	
契 約 年 月 日	
契　約　金　額	
納　　期	
保証（預金）銀行名 並びに所在地	
保　証　金　額	￥ （預金証書等の場合は、預金証書金額）

（令和８年９月１８日）

１０２
付紙第３

前金払担保提供免除申請書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調達会計部長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

　　年　　月　　日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第３条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

１　契約番号　：
２　契約件名　：
３　契約金額　：
４　免除の条件　：

資　本　金	￥		
過去５か年の契約実績	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
直前決算における繰越欠損金			
直前２か年の株式配当	年度	株式配当性向	
		株式資本配当率	
	年度	株式配当性向	
		株式資本配当率	

添付書類：免除の条件が証明できる営業報告書等及び契約一覧表
　　※　同一年度に提出実績があれば添付書類は省略できる。

（令和８年９月１８日）

１０３
付紙第４

前　金　払　使　途　明　細　書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調達会計部長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

年　　月　　日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第３条に基づく前金払の使途明細は、下記のとおりです。

記

１　契 約 番 号　：

２　契 約 件 名　：

３　契 約 金 額　：

４　前金払金額　：

５　使　　途　：

使　途　明　細　内　訳		
使　用　目　的	支　　払　　先	支　払　金　額

（令和８年９月１８日）

前　金　払　担　保　受　領　書

第　　号

担保の種類

金額　　￥

保管事由　　年　　月　　日　契約番号　第　　号
品名　　の前金払による。

保証（預金）銀行

並びに所在地

主たる債務者（預
金者）住所氏名

保証年月日　　年　　月　　日
上記前金払担保を受領しました。
年　　月　　日

殿

上記担保の払戻を請求します。
年　　月　　日
住　所
氏　名

殿

上記担保受領しました。
年　　月　　日
住　所
氏　名
殿

（令和８年９月１８日）

部分払に関する特約条項（第１３号）

（部分払）
第１条　甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。
（部分払の支払方法）
第２条　部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。
（内訳表の提出）
第３条　乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。
２　甲は、前項の内訳表を不適当と認める場合は、これを変更させることができる。
３　前２項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。
（部分払金額）
第４条　甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第１項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、標準内外作業方式契約に関する特約、整備診断に関する特約、整備診断及び診断後修理に関する特約、超過利益の返納に関する特約、代金確定に関する特約、契約履行後精算に関する特約、代金確定に関する特約（発生・見込額報告付）又は契約履行後精算に関する特約（発生・見込額報告付）の付されている契約に係る既納部分若しくは既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の２／１０の金額を差し引いた金額とする。
２　部分払は、予算の範囲内において行うものとする。
（部分払の請求及び支払）
第５条　部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。
（差額の支払及び過払金の返納）
第６条　標準内外作業方式契約に関する特約、整備診断に関する特約、整備診断及び診断後修理に関する特約、超過利益の返納に関する特約、代金確定に関する特約、契約履行後精算に関する特約、代金確定に関する特約（発生・見込額報告付）、契約履行後精算に関する特約（発生・見込額報告付）の付されている契約にあっては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が第３条第１項の内訳表（代金の確定に伴って契約金額を変更する措置が採られるときは、同条第３項の規定による変更後の内訳表）に基づいて算定した当該既納部分又は既済部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。
２　差額の請求及び支払については、代金の請求及び支払に関する契約条項の規定を、また、乙が期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。
（所有権の移転）
第７条　性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。
２　前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

（令和８年９月１８日）

保有個人情報等の保護に関する特約条項（第１４号）

（善良なる管理者の注意義務）
第１条　乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
（漏えい等の防止措置）
第２条　乙は、保有個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理等のための措置を採らなければならない。
（秘密保持義務）
第３条　乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
（再委託）
第４条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
（保有個人情報の使用及び第三者への提供）
第５条　乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
（保有個人情報等の持ち出しの禁止）
第６条　乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から保有個人情報等を持ち出してはならない。
（契約終了後の措置）
第７条　乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は保有個人情報等を甲に返却又は消去しなければならない。
（保有個人情報等の取扱者の限定）
第８条　乙は、この契約の履行に際し、保有個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。
（個人情報等の複写）
第９条　乙は、保有個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
（個人情報等の管理及び検査）
第１０条　乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等保有個人情報等の管理等につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、保有個人情報等の安全管理等の状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査させることができる。
（事故等発生時における報告）
第１１条　委託業務に係る保有個人情報等に関する漏えい等が発生し又はそのおそれがある場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告する。
（違反した場合における損害賠償の措置等）
第１２条　乙は、法令又はこの契約に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。
（違反した場合における契約解除の措置等）
第１３条　甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合、並びに法令又はこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（令和８年９月１８日）

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（第１５号）

（債権譲渡制限特約の部分的解除）

第１条　契約書契約条項の債務の引受け等の承認の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が売掛債権担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

（譲渡可能な売掛債権）

第２条　前条の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

（部分払、前金払又は概算払との関係）

第３条　乙は、第１条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

（承諾申請及び通知の様式）

第４条　乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式１により、通知は様式２により行わなければならない。

（承諾の様式）

第５条　甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第２条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式１に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

（甲の権利及び利益）

第６条　甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他この契約により甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

（様式１）

債権譲渡承諾申請書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調達会計部長　　殿
住　所：
譲渡人：（甲）　　〇〇株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：
住　所：
譲受人：（乙）　株式会社〇〇銀行
代表者：
担当者：
連絡先：
住　所：
譲受人：（丙）　〇〇信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

〇〇株式会社（以下「甲」という。）は、下記の〇〇契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が〇〇契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社〇〇銀行（以下「乙」という。）及び〇〇信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象を準共有として譲り受けたいので、「譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第１条及び第４条の規定に基づき、貴殿の承諾を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

１．譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。

２．乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに講師を阻害する行為を行わないこと。

３．国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。

４　本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

記

１．貴殿と甲との間で締結された　　年　　月　　日付〇〇契約
（１）調達要求番号
（２）契約品名
（３）納期
（４）認証番号

２．譲渡債権の額
（１）契約代金額　　金　　円
（２）前払金等既受領済額　金　　円
（３）差引譲渡対象債権額　金　　円

３．乙及び丙が指定する口座の表示
〇〇銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇
口座名義人〇〇・口座番号〇〇〇〇

注：　本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「あらかじめ承諾している事項」の内容を修正してはならない。

（令和８年９月１８日）

１０９
○○○第○○○○号
年　　月　　日

債権譲渡承諾書

住　所：
譲渡人：（甲）　　○○株式会社
代表者：　　殿
住　所：
譲受人：（乙）　株式会社○○銀行
代表者：　　殿
住　所：
譲受人：（丙）　○○信用保証協会
代表者：　　殿

上記申請につき、○○契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第５条」の規定に基づき承諾します。

記

１．本承諾によって、○○契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また、甲の本契約上の責任は一切軽減されるものはないこと。
２．乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
３．国による代金の支払いは、○○契約条項第○条の規定に基づき行われるものであること。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調達会計部長

確認日付欄

（お問合わせ先）
担　当：
電　話：

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

（令和８年９月１８日）

（様式２）

［内容証明郵便等の民法施行法第５条の規定による証書］

債権譲渡通知書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調達会計部長　　殿
住　所：
譲渡人：（甲）　　〇〇株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：
住　所：
譲受人：（乙）　株式会社〇〇銀行
代表者：
担当者：
連絡先：
住　所：
譲受人：（丙）　〇〇信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

〇〇株式会社（以下「甲」という。）は、下記の〇〇契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より〇年〇月〇日に契約の履行の確認を受け【［準確定契約及び概算契約の場合は記述］、かつ、〇年〇月〇日に契約金額が確定し】ました。よって甲が〇〇契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社〇〇銀行（以下「乙」という。）及び〇〇信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第１条及び第４条の規定に基づき、本書をもって御通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、あらかじめ承諾していることを申し添えます。

１．譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり〇〇契約条項第〇項第〇号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。

２．乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに講師を阻害する行為を行わないこと。

３．国に対しては、譲渡対象債権に係る〇〇契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。

４　本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

記

１．貴殿と甲との間で締結された　　年　　月　　日付〇〇契約
（１）調達要求番号
（２）契約品名
（３）納期
（４）認証番号

２．譲渡債権の額
（１）契約代金額　　金　　円
（２）前払金等既受領済額　金　　円
（３）差引譲渡対象債権額　金　　円

３．乙及び丙が指定する口座の表示
〇〇銀行〇〇支店・口座の種類〇〇〇〇
口座名義人〇〇・口座番号〇〇〇〇

注：　本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「あらかじめ承諾している事項」の内容は修正してはならない。

（令和８年９月１８日）

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（第１６号）

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。

（意図せざる変更が加えられないための管理体制）

第１条　乙は、この契約の履行において、本情報システム（この契約において全部又は一部を設計、構築･製造、運用･保守又は廃棄（賃貸借によるものを含む。）する情報システムをいう。以下同じ。）に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託（再々委託以降の委託を含む。なお、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。）先を含め、この特約条項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行わなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。

２　乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等を合わせて提出するものとする。

３　乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）を整備し、当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。

４　乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入検査等を再委託先が受け入れるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。

５　乙は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製造・構築、運用・保守、廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも以下の６項目については必ず実施しな

ければならない。
(1)　環境設定されたパラメータの再確認
(2)　製造中に利用したアカウントの削除の確認
(3)　ウイルスチェック
(4)　不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
(5)　使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
(6)　ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認
6　乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成し、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示が無い限り、届出をすれば足りる。
7　乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。）を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の再委託に関する規定の定めるところにより、必要な手続を実施しなければならない。
8　前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。
9　乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者に漏洩することを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。
10　乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責めを免れない。
11　乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。
（委託先の資本関係・役員の情報等に関する情報提供）
第２条　乙は、この契約の履行に従事する従業員（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとし、以下の情報を書面により、甲に提出又は送付しなければならない。
(1)　乙の資本関係及び役員の情報
(2)　この契約に係る各工程の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
(3)　この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
(4)　この契約の履行に従事する従業員の国籍（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第２８条第１項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和４１年労働省令第２３号）第１０条第１項第３号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合
(5)　情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省及び防衛省以外とのそれぞれの契約実績）
2　前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。
3　乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最

低限に限ることを再委託先と約定するとともに、以下の情報を書面により甲に提出又は送付しなければならない。

(1)　再委託先の資本関係及び役員の情報

(2)　再委託業務の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）

(3)　再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）

(4)　再委託業務に従事する従業員の国籍の割合

(5)　情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）

４　前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

（サプライチェーン・リスクに係る監査の受入れ等）

第３条　乙は第１条第３項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。

２　乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン・リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。

（機器等の調達）

第４条　乙は、この契約により甲に納入する「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）には、Common Criteria（ISO/IEC 15408)の評価保証レベル（EAL）４以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

２　乙は、第２条第３項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切に設定し、少なくとも以下の６項目については必ず実施しなければならない。

(1)　環境設定されたパラメータの再確認

(2)　製造中に利用したアカウントの削除の確認

(3)　ウイルスチェック

(4)　不要なソフトウェアパッケージの削除の確認

(5)　使用ソフトウェアのバージョン管理の確認

(6)　ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認

３　乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示が無い限り、届け出をすれば足りる。

４　乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関する情報（以下「トレーサビリティ情報」という。）を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。

(1)　機器等に対して不正な変更が加えられないための体制
(2)　不正な変更が加えられていないことを検査する体制
(3)　機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した品質保証体制の下で、不正な変更が行われないことを保証する体制

５　乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。

６　乙は、前２項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

（防衛省施設において作業を実施する場合の届出）

第５条　乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）において作業（情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。）を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。以下同じ。）を書面により甲に提出又は送付し、甲の確認を得なければならない。

２　甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第２条第１項及び第２条第３項により乙があらかじめ届け出ている従業員であることが確認できた場合には、名簿の写しに確認年月日及び確認者名又は部署の長の了解を得た上で確認部署名を記入し、乙に送付又は手交する。

３　乙は、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）における作業に当たり、作業従事者名簿の写しに作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の１１第２項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に届け出なければならない。納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に指定する当該部隊等に所属する者（作業確認者）に届出を行うこととする。

（その他）

第６条　この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

２　別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は乙に是正を求めることがあり、乙は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

３　甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的が達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

４　前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する

付紙様式第１

委託業務従事者届出書（変更）

年　　月　　日

所　属
官　職
氏　名　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第　条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品　名　・　数　量 ……

１　事業者

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

２　作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 （情報ｾｷｭﾘﾃｨに係る資格・研修実績・経験年数）

３　国籍

番号	国名	作業従事者数（名）	割合（%）

４　情報システムに関する代表的な契約実績

番号		契約相手方	契約システム名	契約年度

注　１　契約の締結後、遅滞なく本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。
注　２　変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

（令和８年９月１８日）

付紙様式第２

再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）

年　　月　　日

所　属
官　職
氏　名　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第　条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品　名　・　数　量 ……

１　事業者名：

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

２　作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 （情報ｾｷｭﾘﾃｨに係る資格・研修実績・経験年数）

３　国籍

番号	国名	作業従事者数（名）	割合（%）

４　情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注　１　再委託先において委託業務を行う前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。
注　２　業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。
注　３　変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

（令和８年９月１８日）

付紙様式第３

作業従事者名簿届出書（追加）

年　　月　　日

所　属
官　職
氏　名　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第　条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品　名　・　数　量 ……

作業従事者名簿

番号	会社名（事業者名）	氏　　名

注　１　納入先部隊等での作業開始前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（追加）を横線で消去すること。
注　２　追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式で届け出ること。

（令和８年９月１８日）

付紙様式第４

作　業　従　事　者　管　理　報　告　書

調達要求番号 ……

認証（契約）番号・年月日 ……

品名・数量 ……

（会社名　　）　　年　月　日

氏　名	作業内容	
	予定	実績

注　１　作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は受領検査官等が記入する。

注　２　本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年　月　日

所　属

官　職

氏　名

（令和８年９月１８日）

別　表

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期

（第６条関係）

番号	名　称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制（意図しない変更及び情報の窃取等の保証）	第１条第２項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）	契約の締結後遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び立入検査等の手順及び体制（原因調査及び排除）	第１条第３項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）	契約の締結後遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第１条第６項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
4	再委託業務に従事させる場合の届出書	第１条第７項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。
5	委託業務従事者届出書	第２条第１項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第１
6	委託業務従事者届出書（変更）	第２条第２項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	付紙様式第１
7	再委託業務に従事させる場合の届出書	第２条第３項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、業務を行う前まで	付紙様式第２
8	再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）	第２条第４項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が従事者を変更する前まで	付紙様式第２

（令和８年９月１８日）

番号	名　称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第４条第１項	機器等に Common Criteria (ISO/IEC 15408)レベル４を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第４条第３項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管理体制	第４条第６項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく （再委託する場合） 再委託先において、業務を行う前まで	任意
12	トレーサビリティ情報（機器等を構成する主要部品）	第４条第６項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書（追加）	第５条第２項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第３
14	作業従事者管理報告書	第５条第３項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第４

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
（第１７号）

（保護すべき情報の取扱い）

第１条　乙は、この特約条項が付された契約を履行するに際しては、この特約条項の定めるところに従い、保護すべき情報（装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、乙に保護を求める情報として、甲が指定したものをいう。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

（情報セキュリティ基本方針等）

第２条　乙は、保護すべき情報を取り扱うに当たり、保護すべき情報を取り扱う乙の業務環境等を考慮の上、別紙（甲の定める「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。））に従って、必要な措置をとらなくてはならない。

２　乙は、前項を実施するため、本基準に従い、情報セキュリティ基本方針を、本基準及び情報セキュリティ基本方針に従い、情報セキュリティ規則を、本基準及びシステムセキュリティ実施要領に従い、情報セキュリティ実施手順を作成しなければならない。

３　乙は、前項の規定により作成した情報セキュリティ基本方針等について、甲の確認を受けなければならない。ただし、他の契約により既に甲の確認を受けているものと同一のものである場合は、その旨を甲に届出をすれば足りる。

４　乙は、甲の確認を受けた基本方針等のうち、内容の全部又は一部を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容が本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。

（中小受託事業者に対する指導監督）

第３条　乙は、本特約条項が付された契約を履行するに当たり、これを適切に履行する義務を負い、中小受託事業者（契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。以下同じ。）に対して、適切な指導・監督を行わなければならない。

（中小受託事業者等に保護すべき情報を取り扱わせる際の手続等）

第４条　乙は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を中小受託事業者に取り扱わせる必要が生じた場合には、当該中小受託事業者において情報セキュリティが確保されるよう、甲の定めるところにより、適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。

２　乙は、前項により確認した内容を書面により甲に届出するとともに、中小受託事業者に保護すべき情報を取り扱わせることについて申請し、甲の承認を得なければならない。

３　乙は、第三者（甲と直接契約関係にある者以外の全ての者をいう。以下同じ。）との契約（この特約条項が付された契約以外の契約をいう。この項において同じ。）において、乙が保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有等を行う約定があるときは、保護すべき情報をその約定の対象から除くよう、当該第三者との契約を変更する等の措置を講じなければならない。

４　甲は、第２項の規定により申請のあった内容を直接確認する必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。

５　乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うものとする。

（令和８年９月１８日）

６　乙は、原則として中小受託事業者を除く第三者に保護すべき情報を開示してはならない。ただし、契約の履行上又は公益上特に当該第三者に開示する必要があると認められる場合には、その都度、甲と協議するものとする。

（監査）

第５条　甲は、乙においてこの特約条項の定めに従い保護すべき情報の取扱いが行われているかにつき、監査を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

３　甲は、第１項に規定する監査の結果、乙においてこの特約条項の定めに基づいて作成した情報セキュリティ基本方針等に従い保護すべき情報の取扱いが行われていないと認める場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

４　乙は、前項の規定により是正のため甲から必要な措置を講じるよう求めがあった場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

５　甲は、乙の中小受託事業者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものする。

６　乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力をしなければならない。

７　第１項から第４項までの規定は、甲が行う乙の中小受託事業者に対する監査について準用する。ただし、甲は、第３項の規定に準じて、是正のため必要な措置を講じるよう求めるに際しては、乙を通じて求めるものとする。

（事故等発生時の措置）

第６条　乙は、本基準に従って定めた情報セキュリティ規則において、事故等（当該規則において情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象に該当するものをいう。以下同じ。）が発生したときは、本基準に定めるところにより適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項に規定する事故等がこの契約の履行及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。

３　前項の協議の結果、事故等が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、その措置に必要な費用は、乙の負担とする。

４　前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙の責めに帰すべき事由により事故等が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

（契約履行後における乙の義務等）

第８条　第１条、第３条、第５条及び第６条の規定は、契約履行後において、乙又は乙の中小受託事業者が保護すべき情報を取り扱う場合について準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

２　甲は、契約終了後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

３　乙は、前項の指示又は求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（適用の特例）

第９条　乙は、自らが保有する設備等の改修に時間を要する等の理由により直ちに本基準に従って保護すべき情報を取り扱うことが困難な場合は、その理由及び別紙に従った取扱いを行うことができる時期について、甲に申請しなければならない。

２　乙は、前項の規定により甲に申請をした場合は、本基準に従って保護すべき情報を取り扱うために必要な設備等の改修等に関する事業計画を速やかに甲に提出しなければならない。ただし、他の契約により、既に甲に対して事業計画を提出している場合には、その旨を甲に届け出るものとする。

３　前項の事業計画の終期は、令和１０年3月３１日を超えてはならない。

４　甲は、第２項の規定により提出された事業計画（第２項ただし書きの規定により届出があった場合には、その内容）を確認し、これを適当と認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

５　乙は、前項の通知を受けた場合には、甲が適当と認めた事業計画が完了するまでの間は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）９２４６号。２１．７．３１）の規定を適用することができる。

別　紙

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準

目　次

第１　趣旨
第２　定義
第３　対象
第４　情報セキュリティ基本方針等
第５　組織のセキュリティ
第６　保護すべき情報の管理
第７　情報セキュリティ教育及び訓練
第８　物理的及び環境的セキュリティ
第９　保護システムについての管理策
第１０　情報セキュリティ事故等への対応
第１１　情報セキュリティ事故等発生時の対応
第１２　リスク査定
第１３　セキュリティ監査
第１４　防衛省による監査

第１　趣旨

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、装備品等及び役務の調達に係る企業において当該調達に係る保護すべき情報の適切な管理を目指し、防衛省として求める対策を定めるものであり、当該企業は、本基準に則り情報セキュリティ対策を実施するものとする。

第２　定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　情報セキュリティとは、保護すべき情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
(2)　保護すべき情報とは、装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、防衛省が企業に保護を求める情報として指定したものをいう。
(3)　防衛関連企業とは、保護すべき情報を取り扱う契約相手方企業(団体及び個人を含む。）をいう。
(4)　取扱者とは、保護すべき情報を取り扱う者として、経営者等が指定した者をいう。
(5)　情報セキュリティ基本方針等とは、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順をいう。
(6)　経営者等とは、防衛関連企業の経営者又は受注案件を処理する部門責任者をいう。
(7)　中小受託事業者とは、契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（防衛省と直接契約関係にある者を除く。）をいう。
(8)　情報セキュリティ基本方針とは、本基準に基づき、防衛関連企業が情報セキュリティへの取組の方針を定めたものをいう。
(9)　情報セキュリティ規則とは、本基準及び情報セキュリティ基本方針に基づき、防衛関連企業が実施する情報セキュリティ対策について定めたものをいう。

（令和８年９月１８日）

(10)　情報セキュリティ実施手順とは、本基準及びシステムセキュリティ実施要領に基づき、防衛関連企業が保有又は使用する保護システムに対する管理策を定めたものをいう。

(11)　第三者とは、法人又は自然人としての防衛省と直接契約関係にある者以外の全ての者をいい、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の防衛省と直接契約関係にある者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む。

(12)　保護システムとは、保護すべき情報を取り扱う情報システムをいう。

(13)　保護システム利用者とは、保護すべきデータに接する必要のある者及び保護システムの運用管理業務に従事する者であって、当該データを保存する領域又はその機器に関わる者をいう。

(14)　伝達とは、知識を相手方に伝えることであって、有体物である文書等の送達を伴わないものをいう。

(15)　送達とは、取扱施設の外に所在する者に送り届けることをいい、輸送（社外の事業者との契約に基づき、当該事業者が保護すべき情報を特定の相手方に送達することをいう。以下同じ。）を含む。

(16)　保護すべき文書等とは、保護すべき情報に属する文書（保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体を含む。）、図画及び物件をいう。

(17)　可搬記憶媒体とは、パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち可搬型のものをいう。

(18)　情報システムとは、ハードウェア（サーバ、パソコン、モニタ、携帯端末、プリンタ、スキャナ等を含む。以下同じ。）、ソフトウェア（プログラムの集合体をいい、ファームウェアを含む。以下同じ。）、ネットワーク（暗号化により公衆回線に作られる仮想的な専用ネットワークを含む。）又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

(19)　悪意のあるコードとは、情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。

(20)　情報セキュリティ事象とは、情報セキュリティ事故のおそれ並びに情報セキュリティ事故に至らない情報セキュリティ基本方針等への違反及びそのおそれのある状態をいう。

(21)　情報セキュリティ事故とは、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故をいう。

(22)　取扱施設とは、保護すべき情報の取扱い及び当該情報に属する文書等の保管を行う場所として、本基準の規定に従って防衛関連企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。

(23)　関係施設とは、取扱施設の外側に隣接する場所であって、本基準の規定に基づき防衛関連企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。

(24)　システムログとは、情報システムにおける動作履歴に関する記録をいう。

(25)　取扱施設等とは、取扱施設及び関係施設をいう。

(26)　ベースライン構成設定とは、保護システムとシステムコンポーネントの構成の把握並びに保護システムの更新及び変更時のベース(基準)となる構成設定をいう。

(27)　ブラックリストとは、保護システムにインストール又は保護システムで実行してはならないソフトウェアのリストをいう。

(28)　ホワイトリストとは、保護システムにインストール及び保護システムで実行してもよいソフトウェアのリストをいう。

(29)　保護すべきデータとは、保護すべき情報が電子的な状態にあるものをいう。

（令和８年９月１８日）

(30)　構成設定とは、情報システムを構成する構成要素（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体）の機種、バージョン等及び当該構成要素の機能並びに動作等を制御する設定値を決定することをいう。

(31)　リプレイ攻撃とは、利用者の確認に用いられる認証データの通信を盗聴し得られたデータをそのまま用いてその利用者になりすます方式をいう。

(32)　モバイルコードとは、インターネット等のネットワークを通じて、自動的にダウンロード及び実行されるプログラムをいう。

(33)　外部ネットワークとは、インターネットその他の防衛関連企業によって管理されないネットワークをいう。

(34)　機密性とは、認可されていないものに対して、情報を使用不可又は非公開にする特性をいう。

(35)　完全性とは、情報の正確さ及び完全さを保護する特性をいう。

(36)　電子政府推奨暗号等とは、電子政府推奨暗号リストに記載されている暗号等又は電子政府推奨暗号選定の際の評価方法により評価した場合に電子政府推奨暗号と同等以上の解読困難な強度を有する秘匿化の手段をいう。

(37)　管理者権限とは、情報システムの管理（情報システム利用者の登録、削除、及びアクセス制御等）を行うために付与される権限をいう。

(38)　外部システムとは、防衛関連企業によって管理されないシステム（クラウドサービス事業者によるクラウドサービス、及び請負業者の情報システム等を含む。）をいう。

(39)　ユーザセッションとは、保護システム利用者が実行する各アプリケーションの論理的な経路をいう。

(40)　タイムスタンプとは、電子データの取得、作成等を行った時刻に関する情報をいう。

(41)　可用性とは、認可されたものが要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性をいう。

第３　対　象

１　対象とする情報

対象とする情報は、防衛関連企業において取り扱われる保護すべき情報とする。

２　対象者

対象者は、防衛関連企業において保護すべき情報に接する全ての者（保護すべき情報に接する役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。）とする。

第４　情報セキュリティ基本方針等

１　情報セキュリティ基本方針等の作成及び変更

(1)　防衛関連企業は、本基準の内容に沿った情報セキュリティ基本方針等を作成し、経営者等の承認を得るものとする。

(2)　防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合は、その都度見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ基本方針等を変更し、経営者等の承認を得るものとする。

(3)　防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を作成又は変更する場合、本基準との適合性に関する防衛省の確認を受けるものとする。

（令和８年９月１８日）

２　情報セキュリティ基本方針等の周知等

(1)　保護すべき情報の管理全般に係る総括的な責任を負う者（以下「総括者」という。）は、情報セキュリティ基本方針等を取扱者に周知するものとする。

(2)　防衛関連企業は、情報セキュリティ実施手順を社外の者（契約に関係する防衛省の職員を除く。）にみだりに公開しないよう適切に管理するものとする。

第５　組織のセキュリティ

１　経営者等の職責

経営者等は自社の情報セキュリティに係る最高かつ最終的な権限及び責任を有するものとする。

２　経営者等及び取扱者の責務

(1)　取扱者の指定等

ア　経営者等は、取扱者の指定の範囲を業務の遂行上必要最小限度に制限するとともに、次に掲げる事項に合意した者の中からふさわしい者を取扱者に指定するものとする。

(ｱ)　在職中及び離職後において、業務上知り得た保護すべき情報を、第三者に漏えいしないこと（以下「守秘義務」という）。

(ｲ)　守秘義務に違反した場合に法律上の責任を負うこと。

(ｳ)　守秘義務の内容を理解し、かつ、承諾すること。

イ　経営者等は、保護すべき情報に係る全ての情報セキュリティの責任を明確にするため、取扱者のうち、ふさわしいと認める者を次に掲げる者に指定するものとする。

(ｱ)　総括者

(ｲ)　保護すべき情報及びこれに関連する資産ごとに、それぞれ管理責任を負う者（以下「管理者」という。）

ウ　経営者等は、防衛省との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を取扱者にふさわしい者として認めてはならない。

エ　管理者は、取扱者として指定した個人の氏名、生年月日、所属する部署、役職及び国籍等を記載したリスト(以下「取扱者名簿」という。)を作成又は更新し、取扱者に保護すべき情報を取り扱わせる前に、防衛省に届け出なければならない。

なお、保護すべき情報の取扱いの開始については、防衛省の指示によるものとする。

オ　管理者は、取扱者の退職、異動、職務内容の変更などの理由により、保護すべき情報にアクセスする必要がなくなった場合は、取扱者名簿を更新するとともに、当該取扱者との面談等により、守秘義務を再確認するものとする。

(2)　保護システム利用者の指定等

ア　経営者等は、保護システム利用者を指定するものとし、その指定の範囲を業務の遂行上必要最小限度に制限するものとする。その際、次に掲げる事項に関し書面による同意を事前に得るものとする。なお、保護システムの利用により、当該利用に対する常時監視、履歴の記録及び監査について同意したものとみなす。

(ｱ)　ログオンする情報システムが、保護すべきデータを取り扱うための保護システムであること。

(ｲ)　保護システムの利用は常時監視されるとともに、利用履歴が記録され、監査

の対象となること。

(ｳ)　保護システムを不正に使用した場合に法律上の責任を問われる可能性があること。

イ　経営者等は、保護システムに係る全ての情報セキュリティの責任を明確にするため、保護システム利用者のうち、ふさわしいと認める者を次に掲げる者に指定するものとする。

(ｱ)　保護システムの運用管理に責任を負う者（以下「保護システム管理者」という。）

(ｲ)　保護システム管理者の業務遂行を補佐する者（以下「保護システム担当者」という。）

ウ　保護システム管理者は、アに規定する保護システム利用者の名簿（以下「保護システム利用者名簿」という。）を作成するものとし、保護システム利用者の退職、異動及び職務内容の変更などの理由により、保護システムを利用する必要がなくなった場合は、保護システム利用者名簿を更新するものとする。

(3)　情報セキュリティの確保

ア　経営者等は、情報セキュリティの責任に関する明瞭な方向付け、自らの関与の明示、責任の明確な割当て、情報セキュリティ基本方針等の承認等を通して、自社における情報セキュリティの確保に努めるものとする。また、組織内において、取扱者以外の役員、管理職員等を含む従業員、その他の全ての構成員に対して、取扱者以外の者は保護すべき情報に接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならないことを定めるものとする。

イ　経営者等は、全ての従業員に対し、情報セキュリティ事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）を発見又は検知した場合は、管理者（保護システムに係る情報セキュリティ事故等にあっては、保護システム管理者又は保護システム担当者を含む。）に直ちに報告するよう義務付け、全ての従業員は、その義務を果たすものとする。

ウ　経営者等は、情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対する対処方針及び懲戒手続を定め、違反が生じた場合には、当該対処方針及び懲戒手続に基づき対処するものとする。

エ　経営者等は、前２号に規定する者、その他の責任の割当てについて、当該責任を業務の遂行上必要最小限度に分割して割り当て、同一の取扱者に広範な責任を持たせてはならない。ただし、総括者及び管理者については、兼任させることができるものとする。

３　保護すべき情報を取り扱う中小受託事業者

防衛関連企業は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を取り扱う業務を中小受託事業者に請け負わせる場合は、本基準に規定する措置の実施を当該中小受託事業者との間で契約し、当該業務を開始する前に、防衛省が定める確認事項に基づき、当該中小受託事業者において情報セキュリティが確保されることを確認した後、防衛省に申請することとする。ただし、輸送その他保護すべき情報を知り得ないと防衛関連企業が認める業務を請け負わせる場合は、この限りでない。

４　第三者

(1)　第三者の保護すべき情報の取扱い

防衛関連企業は、防衛省の許可を受けずに第三者に保護すべき情報を取り扱わせてはならない。

(2)　第三者との約定からの保護すべき情報の除外

防衛関連企業は、第三者との契約において防衛関連企業の保有又は知り得た情

報を伝達、交換、共有又は提供する約定がある場合、約定の対象とする情報から保護すべき情報を除くものとする。ただし、事前に防衛省の許可を得た場合は、この限りでない。

第６　保護すべき情報の管理

１　保護すべき情報の分類

防衛関連企業は、保護すべき情報を他の情報から明確に区別できるよう適切に分類し、厳格に管理するものとする。

２　保護すべき情報の目録の作成等

(1)　目録の作成

管理者は、保護すべき情報を保管した場所、保存した保護システム、可搬記憶媒体等、保護すべき情報の管理状況を記載した目録を作成するものとする。

なお、目録の作成は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(2)　目録の更新

ア　管理者は、下記の（ｱ）から（ｳ）までに掲げる措置（以下「接受等」という。）を実施する場合は、保護すべき情報の目録を更新するものとする。なお、目録の更新は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(ｱ)　保護すべき情報の接受、作成、製作又は複製（バックアップを含む。以下同じ。）

(ｲ)　保護すべき情報の閲覧又は持ち出し（取扱施設の外に持ち出すことをいい、貸出を含む。以下同じ。）

(ｳ)　保護すべき情報の送達、返却、提出又は廃棄

イ　目録には、接受等を行った者の氏名、所属、所在等を記載するものとする。ただし、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用する場合は、アカウントの識別子を記載するものとする。

(3)　目録等の保管

管理者は、保護すべき情報の目録は、不正なアクセス、改ざん、盗難等から保護するため、文書により保存する場合は、施錠したロッカー等（第８第５項第２号の規定により鍵及び解錠キーを厳格に管理するものとする。以下同じ。）により、データで保存する場合には、暗号化により必要な期間保管又は保存するものとする。

３　保護すべき文書等の表示等

(1)　保護すべき文書等への表示

管理者は、保護すべき文書等を作成、製作、収集、整理又は複製（以下「作成等」という。）した場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該文書等が保護すべき情報を含む旨の表示を行うこととし、当該表示は、文書の表紙右上に記載する等、容易に判別可能なものとすること。

イ　当該文書等の中で、保護すべき情報が記録された箇所に、下線を引く、枠で囲む、文頭及び文末に括弧を付す等により明示すること。

ウ　当該文書等のうち、保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体についても、保護すべきデータを含む旨を外形的に表示すること。

(2)　その他の表示

管理者は、封筒又はコンテナ等の容器に保護すべき文書等を格納して保管する場合は、当該封筒、ファイル、コンテナ等の容器の中に保護すべき情報が存

在する旨を表示するものとする。

4　保護すべき情報の持ち出し及び送達

(1)　持ち出し及び送達の方法

ア　保護すべき情報の持ち出し及び送達を行う場合は、管理者の許可を得るものとする。

イ　保護すべき情報を持ち出し又は送達する場合は、施錠等により物理的に保護された容器に格納するものとする。

(2)　送達することができる者の制限

管理者は、保護すべき情報を持ち出し及び送達することができる者を業務の遂行上必要最小限度に制限するものとする。

(3)　持ち出し及び送達の際の表示

ア　保護すべき情報を持ち出し又は送達する場合は、封筒、コンテナ等の容器に、その中に保護すべき情報が含まれる旨を表示しないものとする。

イ　保護すべき情報の送達は、当該情報を受け取ることができる者の氏名等を相手にあらかじめ明示し、直接の手交（郵送の場合にあっては、書留）により、必ずその者によって受け取られるようにするものとする。

5　保護システムにおける可搬記憶媒体の使用制限

管理者は、保護システムにおいて可搬記憶媒体を使用する場合は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　使用できる可搬記憶媒体及びその用途などを記載した目録を作成し、保護システム管理者の承認を得ること。なお、目録の作成は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(2)　前号に規定する目録は、定期的に、及び保護システムにおいて使用できる可搬記憶媒体、その用途等に変更があった場合など必要があると認められる場合にはその都度精査し、必要に応じ、更新すること。なお、目録の更新は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(3)　個人の所有する又は所有者若しくは管理者が明確でない可搬記憶媒体を保護システムにおいて使用しないこと。

(4)　保護システムにおいて可搬記憶媒体を使用することができる者を業務の遂行上必要最小限度に制限すること。

(5)　可搬記憶媒体の使用が、第１号に規定する目録に従って実施されることを確保するため、保護すべきデータの可搬記憶媒体への複製をソフトウェアにより制御する等の技術上の措置を講じること。

(6)　第１号の規定により承認を得た可搬記憶媒体の保護システム以外の情報システムへの接続を制限すること。

6　保護すべき情報を記録した媒体の廃棄又は再利用

(1)　保護すべき文書等（この号において、保護すべきデータを除く。）の廃棄

防衛関連企業は、保護すべき文書等を廃棄する場合は、裁断等確実な方法により廃棄し、保護すべき文書等が復元できない状態であることを点検した上で、その旨を記録するものとする。

(2)　可搬記憶媒体の廃棄又は再利用

防衛関連企業は、保護すべきデータの保存に利用した可搬記憶媒体を廃棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した上で、可搬記憶媒体を物理的に破壊し、その旨を記録するものとする。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後に実施する

ものとする。

(3)　保護システムの廃棄又は再利用

防衛関連企業は、保護システムを廃棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した上で、記憶媒体を物理的に破壊し、その旨を記録するものとする。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後に実施するものとする。

(4)　廃棄又は再利用前の点検

ア　管理者は、前各号における点検の記録は、廃棄又はデータ消去を実施した者の氏名、所属及び所在等、実施時刻並びに実施完了の証明となる資料（署名等）について記載又は添付し、文書により保管するものとする。

イ　前各号における点検を実施する者は、廃棄又はデータを復元できなくした者とは別の者を充てるものとする。

7　保護すべき文書等の防衛省への返却等

(1)　管理者は、契約履行後、防衛省の指示に従い、保護すべき文書等の返却、提出、破棄など必要な措置を講じるものとする。

(2)　防衛関連企業は、契約履行後、当該文書等を引き続き保有する必要がある場合は、その理由を添えて防衛省に協議を求めるものとする。

8　保護すべき文書等の作成等の手順

管理者は、保護すべき文書等の作成等及びその持ち出し、送達、返却及び廃棄に係る手順を定めるものとする。

9　防衛関連の情報を公開する場合の措置

防衛関連企業は、ホームページへの掲載、その他の方法により自社の情報を公開する場合は、当該情報の中に保護すべき情報が含まれていないことを確認するものとする。

第７　情報セキュリティ教育及び訓練

１　防衛関連企業は、取扱者に対し、次の各号に掲げる事項を含む教育及び訓練を１年に１回以上行うものとする。なお、教育及び訓練については、専門性の高い教育項目を含め、外部の知見を活用するなど適切に実施するものとする。

(1)　情報セキュリティの重要性及び意義（情報セキュリティ意識のかん養を含む。）

(2)　「need to know の原則」（「情報は知る必要がある者のみに伝え、知る必要ない者には伝えない」という原則）の確実な履行

(3)　情報セキュリティ基本方針等の確実な履行

(4)　公私における慎重な行動

(5)　悪意のあるコードへの感染、内部不正、情報セキュリティ事象及び同事故等への対処手順

(6)　前号に掲げる事項のほか、情報セキュリティ事故等への対処のために必要な事項

(7)　第１号から第６号までに掲げる事項のほか、取扱者の役割と責任に応じて必要となる技術的及び専門的な事項

２　経営者等は、総括者、管理者、保護システム管理者、保護システム担当者に対しては、前項に掲げる事項に加え、それぞれの職責等に関する教育を行うものとする。

３　管理者は、新たな取扱者の指定、取扱者の異動及び職務内容の変更、保護システムの変更が生じる場合その他必要があると判断する場合に、第１項に規定する教育及び訓練を行うものとする。

４　管理者は、前各項に規定する教育及び訓練の実施に係る状況を記録した文書を作

成し保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間が経過するまで保管又は保存するものとする。

第８　物理的及び環境的セキュリティ

１　物理的セキュリティ対策の方針

(1)　管理責任者(取扱施設等の物理的セキュリティに責任を有する者で、管理者の中から総括者が指定した者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる施設及び情報システム等に対する物理的セキュリティを確保するため、第２項から第４項までに掲げる事項に係る物理的セキュリティの対策の方針を作成するものとする。

ア　取扱施設及び関係施設

イ　取扱施設等の入退を管理するための鍵及び電子錠等の機器（以下「入退機器」という。）

ウ　保護システム

エ　保管された保護すべき文書等

(2)　管理責任者は、情報セキュリティ事故など物理的な情報セキュリティに重大な影響を及ぼす事象が発生した場合は、物理的セキュリティ対策の方針を精査し、必要に応じて修正を行うものとする。

２　取扱施設等に対する物理的セキュリティ対策

(1)　取扱施設等の指定

ア　経営者等は、自社のセキュリティ水準を維持する物理的範囲を画定するため、取扱施設に加え、関係施設を指定するものとする。

イ　経営者等は、取扱施設内に保護システム（保護すべき情報の保存又は当該情報へのアクセスを可能とする機器に限る。第４項において同じ。）を設置し、当該施設内で保護すべき情報を取り扱うものとする。

ウ　管理責任者は、取扱施設等、取扱施設等に講じた物理的セキュリティ対策及び入退管理機器の設置状況について図面等により管理するものとする。

エ　管理責任者は、取扱施設等への立ち入り許可に関する手順を作成し、許可した者の名簿（以下「取扱施設等立入名簿」という。）を作成し、保護システム管理者の同意を得ることとする。

オ　管理責任者は、取扱施設等立入名簿に基づき取扱施設等への立ち入りを許可する証明書を発行するものとし、当該立ち入りを許可する者については、業務の遂行上必要最小限に制限するものとする。

カ　管理責任者は、取扱施設等立入名簿を定期的に見直し、必要に応じて更新するものとする。

(2)　管理責任者は、取扱施設等に対する物理的セキュリティ対策を確保するため、次に掲げる措置を実施するものとする。

ア　取扱施設と関係施設の境界に入退口を設置し、入退管理機器又は警備員、受付係その他管理責任者が指定した者（以下「警備員等」という。）により、入退する者が当該入退を許可された者であることを管理（識別及び認証を含む。以下この号において同じ。）すること。

イ　関係施設の外側境界に入退口を設置し、必要な管理措置により入退者を制限すること。

ウ　取扱施設への入退をＩＤカード（社員証、身分証明書その他入退する者の個人識別が可能なものをいう。以下同じ。）により管理する場合は、当該入退の記録を電子的に取得すること。

エ　取扱施設への入退を警備員等により管理する場合は、必要に応じて入退する者の所属、氏名、入退の時間等所要の事項を記録簿に記載すること。

オ　ウ及びエの規定により取得した記録は、定期的に、及び保護すべき情報等への不正なアクセスの発見に資するなど必要と認められる場合には、その都度精査すること。

カ　取扱施設等において敷地を指定した場合は、十分な高さ及び強度のあるフェンス等を設置するなど必要な措置を講じること。

キ　取扱施設の入退をＩＣカード（一時的に貸与した入退カード、複数の者が共用するカードその他入退する者の個人識別ができないものをいう。）のみで管理する場合は、当該施設の境界を警備員等、センサー装置又は監視カメラによる監視など必要な措置を講じること。

ク　取扱施設においては、当該施設の画像、動画、音声等の情報の収集・通信が可能な機器（携帯電話、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等）の利用（持ち込みを含む。）を制限すること。

(3)　警備員等は、第２号オの規定により入退に係る記録を精査した場合は、その結果を記録した文書を作成し、管理責任者に報告するものとする。

(4)　管理責任者は、第２号ウ及びエに規定する入退に係る記録並びに前号に規定する当該記録を精査した結果を記録した文書を保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により契約履行後においても必要な期間保管又は保存するものとする。

(5)　立入りが許可されていない者による取扱施設への立入りは、管理責任者が承認した場合に限り許可することとし、管理責任者の指定した者が同行して監視するとともに、第２号ウ又はエの措置を行うものとする。

(6)　取扱施設等が自然災害等の非常事態により使用できない場合は、経営者等が指定する取扱施設等を代替する施設において、総括者が当該事態の状況を踏まえつつ、取扱者のみが当該保護すべき情報に接することができるようにするために必要な物理的セキュリティ対策を講じることで、保護すべき情報を扱うことができる。

３　入退管理機器に対する物理的セキュリティ対策

管理責任者は、入退管理機器に対する不正なアクセス等を防止及び検知するため、以下の措置を講じるものとする。

(1)　入退管理機器の現状を記録した目録を作成し保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により必要な期間保管すること。

(2)　前号に規定する目録は、定期的に、及び入退管理機器の変更など必要があると認める場合には、その都度精査し、必要に応じ更新すること。

(3)　入退管理機器として暗証番号等を併用する場合は、定期的に、及び当該暗証番号等を配布されていた者が、異動等により取扱施設等への立ち入り権限を失うなど必要があると認める場合には、その都度当該暗証番号等を変更すること。

(4)　入退管理機器として錠を併用する場合は、鍵の紛失など必要があると認める場合に、当該錠を変更すること。

４　保護システムに対する物理的セキュリティ対策

(1)　保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア及び記憶媒体について、不正な移動、持ち出し等を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

(2)　保護システムの取扱施設外への持ち出しは、保護システム管理者が管理責任者

と調整の上許可することとし、当該持ち出しを行う者が保護システム利用者でない場合は、保護システム管理者の指定する保護システム利用者が同行して監視し、記録するものとする。

(3)　保護システムに接続された送配線は、関係施設において破壊、情報窃取を防止又は検知できる物理的セキュリティ対策を講じるものとする。

(4)　その他の保護システムに対する管理策については、第８に定めるところによるものとする。

５　保管された保護すべき情報の物理的セキュリティ対策

(1)　保護すべき情報の保管

ア　保護すべき情報を文書等により保管する場合は、取扱施設内の施錠したロッカー等に保管するものとする。

イ　保護すべきデータを保護システムに保存する場合は、第４項第１号に定める措置を行うものとする。

(2)　鍵等の管理

第１号に規定するロッカー等の鍵を保管するのは、管理者（保護システムに関連する場合にあっては、保護システム管理者を含む。以下本号において同じ。）及び管理者が指定した者のみとし、それ以外の者により解錠されることがないよう厳格に管理するものとする。

第９　保護システムについての管理策

１　防衛関連企業は、自社の保有又は使用する保護システムに、保護すべき情報を適切に取り扱うために必要と認める情報セキュリティ対策を講じるものとする。

２　防衛関連企業は、前項の規定に基づき情報セキュリティ対策を講じる際は、本基準及び付紙に規定する管理策を盛り込んだ情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

第１０　情報セキュリティ事故等への対応

１　情報セキュリティ事故等対処計画の策定

(1)　経営者等は、情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象（以下「事故等」という。）の発生に備え、情報セキュリティ事故等対処計画を定めるものとし、総括者は、次に掲げる事故等対処の各段階に対処し得る体制、責任及び手順を定めるものとする。

ア　事故等への対処の準備

イ　事故等の発見及び検知時の報告・連絡要領

ウ　事故等の監視（システム監視を含む。）及び分析

エ　事故等による被害及び影響の抑制並びに局限

オ　事故等に係る証拠の保存及び原因の究明

カ　事故等からの復旧（復旧に要する時間の目標を含む。）

(2)　情報セキュリティ事故等対処計画においては、前号の規定による対処体制等のほか、次に掲げる事項についての措置を定めるものとする。

ア　保護システム管理者の下にヘルプデスク等を設置し、保護システム利用者に対し、情報セキュリティ事故等に関する必要な情報の提供等を行うこと。

イ　情報セキュリティ事故等の詳細を把握するため、デジタルフォレンジック技術の利用等により必要な情報を収集及び分析すること。

ウ　保護システムを含め、自社のネットワークにおける全ての情報システムの分析及び精査（システムログの取得及び分析を含む。）を行い、当該情報シ

ステム内の構成要素、データ及びアカウント等の中から、悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスなどの情報セキュリティ事故等が発生した原因を特定すること。

エ　情報セキュリティ事故等への対処の要領及び結果（当該事故等に対する分析及び原因究明等の結果を含む。）並びに当該対処により取得した情報等を記録した文書の作成及び保管に関すること。

オ　情報セキュリティ事故等への対処において収集した情報の分析結果を踏まえ、当該対処に係る教訓を取りまとめ、情報セキュリティ教育及び訓練、情報セキュリティ事故等対処計画及び情報セキュリティ事故等対処テストの内容に反映させること。

(3)　事業継続計画を策定している場合は、当該計画と情報セキュリティ事故等対処計画との整合性を確保するものとする。

２　情報セキュリティ事故等への対処テスト

(1)　防衛関連企業は、情報セキュリティ事故等対処計画の有効性を検証し、潜在的な弱点又は欠陥を発見するため、情報セキュリティ事故等対処テストを第７第１項の規定による訓練に含めるなど、定期的に実施するものとする。

(2)　前号に規定する情報セキュリティ事故等対処テストを実施した場合は、当該テストの結果を記録した文書を作成し、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第１１　情報セキュリティ事故等発生時の対応

１　情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合の処置

(1)　全ての従業員は、情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合は、速やかに管理者（保護システムに係る場合は保護システム管理者）に報告するものとし、管理者は情報セキュリティ事故等対処計画に基づき適切に対処するとともに、その内容及び結果（当該事故等に対する分析及び原因究明等の結果を含む。）並びに当該対処により取得した情報等を記録した文書を作成し、総括者に報告するものとする。

(2)　保護システム利用者が保護システムの脆弱性を発見又は探知した場合は、速やかに保護システム管理者に報告するものとし、保護システム管理者は、適切な対処を行うとともに、その内容、修正方法を記載した文書を作成し、総括者に報告するものとする。

(3)　保護システム管理者は、前２号の規定により作成した文書は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、契約履行後においても必要な期間保管又は保存するものとする。

(4)　総括者は、第１号及び第２号による情報セキュリティ事故等対処計画に基づく対処を行う場合は、同計画に定められた期間内に行うものとする。

なお、当該期間までの改善又は修正が困難と認める場合は、是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に修正を実施するとともに防衛省に報告するものとする。

(5)　防衛関連企業は、保護システムの脆弱性に係る修正を実施する場合は、第１２に規定するリスク査定の結果及び公開されている脆弱性情報データベース等を活用するものとし、当該脆弱性が保護システムのセキュリティに重大な影響を及ぼす場合には、可能な限り速やかに修正を実施するものとする。

２　防衛省への報告

(1)　総括者は、前項第１号に掲げる情報セキュリティ事故等の報告を受けた場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を防衛省(契約担当官等又は防衛装備庁長官が別に定めた部署の職員。以下同じ。)に報告するものとする。

(2)　総括者は、前号のほか、防衛関連企業の内部又は外部から情報セキュリティ事故等が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘があった場合は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに防衛省に報告するものとする。

(3)　総括者は、前２号に規定する防衛省への報告については、それぞれ責任者及び連絡担当者等を明示した連絡系統図を含む報告要領を定め、責任者及び連絡担当者等に異動等があった場合にはこれを更新するものとする。

(4)　総括者は、第１号の規定による情報セキュリティ事故等の詳細の防衛省への報告は、情報セキュリティ事故等対処計画に定められた期間までに、それらの原因（当該情報セキュリティ事故等の原因となった悪意のあるコード等の検体を取得している場合には、当該検体を含む。）及び影響並びにそれらに対する初期的な対処状況について報告するものとする。

第１２　リスク査定

１　総括者は、保護すべき情報に関連するリスクを特定、分析及び評価するため定期的に、自社の情報セキュリティに重大な変化が生じた場合など必要と認められた場合はその都度、リスク査定を実施するものとする。

２　総括者は、前項に規定するリスク査定を実施した場合は、速やかにその結果を記録した文書を作成し、当該文書を経営者等、管理者、保護システム管理者及び保護システム担当者その他の業務の遂行上必要と認める者に周知するものとする。

３　総括者は、前項に規定するリスク査定結果を記録した文書について、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

４　総括者は、第１項に規定するリスク査定を実施する場合は、保護すべき情報及び保護システムへの不正なアクセス、開示、使用、改ざん及び破壊等が及ぼす被害、脅威及び脆弱性の程度を複合的に評価するものとする。

５　総括者は、前各項の規定によりリスク査定を実施する場合は、保護すべき情報を取り扱う部署の内部のほか、保護すべき情報の保護に影響を及ぼすおそれがあると認める範囲内で、自社の別の部署又は外部の組織（情報システムの運用を請け負う業者等を含む。）におけるリスクを特定、分析及び評価するものとする。

第１３　セキュリティ監査

１　セキュリティ監査計画の作成等

(1)　防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等に基づく措置の実施状況の確認及びその措置が継続的に有効であることの評価を客観的に行うため、監査部門を設置し、同部門には原則として最低１名は監査を受ける部署以外の者を含むものとする。この場合において、セキュリティ監査の項目が保護すべき情報に関する事項である場合は、当該保護すべき情報の取扱者を含むものとする。

(2)　監査部門は、次に掲げる事項を記載したセキュリティ監査計画を作成し、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

ア　セキュリティ監査に関与する者の氏名、所属する部署、役職、権限、責任の内容等

イ　セキュリティ監査を実施する日程
ウ　情報セキュリティ基本方針等に基づく措置に係る実施状況の確認及びその措置が継続的に有効であることの評価を行うための手順及び方法

(3)　前号アの規定によりセキュリティ監査に関与する者に対する保護すべき情報及び保護システムに対するアクセス権限について、総括者は当該セキュリティ監査の遂行上必要な権限を付与するものとする。

(4)　総括者は、セキュリティ監査を適切に実施するために必要な情報を監査部門に提供し、その情報を利用及び分析させるものとする。

２　セキュリティ監査の実施

総括者は、１年に１回以上及び自社の情報セキュリティに重大な変化が生じた場合など必要と認めた場合に、監査部門に、前項に規定するセキュリティ監査計画に基づくセキュリティ監査（情報セキュリティ基本方針等に基づく措置が継続的に有効であることの評価を含む。）を実施させるものとする。

３　セキュリティ監査結果の報告等

(1)　総括者は、監査部門に、セキュリティ監査終了後、速やかにその結果を記録した文書を作成及び提出させ、当該文書を経営者等、管理者、保護システム管理者及び保護システム担当者その他の業務の遂行上必要と認める者に周知するものとする。

(2)　総括者は、前号に規定するセキュリティ監査の結果を記録した文書には次に掲げる事項を明記させるものとする。

ア　情報セキュリティ基本方針等に基づく措置の実施状況及びその措置が継続的に有効であることに係る問題点の有無及びその内容
イ　アに規定する問題点がある場合は、その改善提案
ウ　イに規定する改善提案を踏まえた改善策の実施に必要な期間

(3)　総括者は、前号イの規定により監査部門から改善提案が示された場合は、当該措置を実施する部門と監査部門との間で協議させた上で改善策を決定し、同協議で定められた期間までに当該改善策を実施するものとする。

(4)　前号に規定する改善策が監査部門との協議の結果、定められた期間内に実施することが困難と認められた場合には、総括者は速やかに是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に当該改善策を実施するとともに防衛省に報告するものとする。

(5)　総括者は、セキュリティ監査計画、セキュリティ監査の結果を記録した文書その他のセキュリティ監査に係る重要な文書は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第１４　防衛省による監査

１　監査の受入

防衛関連企業は、防衛省によるセキュリティ対策に関する監査の要求があった場合は、これを受け入れるものとする。

２　監査への協力

防衛関連企業は、防衛省が監査を実施する場合は、防衛省の求めに応じ必要な協力（監査官の取扱施設等への立入り、監査官による書類の閲覧、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録の確認等への協力）を行うものとする。

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領

目　次

第１　趣旨
第２　システムセキュリティ実装計画書
第３　構成管理
第４　保護システムの基本的防御
第５　アクセス制御
第６　識別及び認証
第７　通信制御
第８　システム監視
第９　システムログ
第１０　脆弱性スキャン
第１１　バックアップ
第１２　システムメンテナンス等

第１　趣旨

この要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）第９に基づき装備品等及び役務の調達における情報システムのセキュリティの確保に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２　システムセキュリティ実装計画書

１　システムセキュリティ実装計画書の作成

(1)　防衛関連企業は、自社の保有又は使用する保護システムについて、本基準に規定する措置を適切に実施し、本基準に適合していることを証明する資料として、システムセキュリティ実装計画書を作成するものとする。

(2)　システムセキュリティ実装計画書には、自社の保有又は使用する保護システムに関する次に掲げる文書等を記載又は添付するものとし、同計画は保護システム管理者が作成し、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

ア　第３第２項第１号に規定するベースライン構成設定
イ　第３第２項第５号に規定するブラックリスト又はホワイトリスト
ウ　第３第４項第１号に規定する構成設定目録
エ　第４第２項第１号に規定する操作手順書
オ　第５第１項第１号に規定するアクセス制御方針
カ　第７第３項第１号及び第２号に規定する保護システムにおけるモバイルコード及びＶｏＩＰ技術の利用に係る要件
キ　第７第３項第３号に規定する保護システムにおける各種のオフィス機器の利用に係る要件
ク　保護システムのセキュリティを確保するための組織体制図（経営者等、総括者及び保護システム管理者、その他保護システムのセキュリティに責任を有する者の具体的な責任の内容及び範囲を記載するものとする。）
ケ　保護システムのネットワーク構成図
コ　保護すべきデータのデータフロー図

（令和８年９月１８日）

２　システムセキュリティ実装計画書の定期的な確認

保護システム管理者は、保護システムの現状を正確に把握するためシステムセキュリティ実装計画書の内容を定期的に確認することとし、変更する場合は、第１項第２号により、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

３　システムセキュリティ実装計画書の保存等

保護システム管理者は、システムセキュリティ実装計画書を文書により保管する場合は施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、少なくとも必要な期間保管又は保存するものとする。

４　システムセキュリティ実装計画書の周知

保護システム管理者は、システムセキュリティ実装計画書を作成又は変更した場合は、これを周知するとともに、システム管理業務に従事する者以外にシステムセキュリティ実装計画書（操作手順書を除く。）を配布又は閲覧させないものとする。

５　システムセキュリティ実装計画書の防衛省への提出等

システムセキュリティ実装計画書を作成した場合及び防衛省からの求めがあった場合は、同計画書について防衛省の確認を受けるものとする。

第３　構成管理

１　セキュリティエンジニアリングの原則の適用

防衛関連企業は、保護システムの設計、開発、導入及び変更する場合において、セキュリティエンジニアリングの原則（情報システムの企画から設計、開発、運用に至るまでの全ての工程において、セキュリティを確保する方策をいう。）を適用するものとする。

２　ベースライン構成設定等

(1)　保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、記憶媒体及びネットワーク（以下「保護システム構成要素」という。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なベースライン構成設定を定め総括者の承認を得るものとする。

ア　情報セキュリティ基本方針等に基づく措置が実施可能なものであること。

イ　保護システムのセキュリティを確保するものであること。

ウ　保護システム構成要素の機能及び動作を業務の遂行上必要な最小限度に制限するものであること。

(2)　保護システム構成要素の構成設定は、ベースライン構成設定に従って保護システム管理者が設定するものとする。

(3)　構成設定の方法

ア　保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定を適切に制御するための手順を定めるとともに総括者の承認を得て、同手順に基づきソフトウェアの導入等を行うものとする。

イ　アクセス権限の特定等

(ｱ)　保護システム構成要素の構成設定を行うための物理的及び論理的なアクセス権限は、当該構成設定を行うために必要な最小限度の範囲に限定するものとする。

(ｲ)　(ｱ)に規定する論理的なアクセス権限は、構成設定を安全に実施する能力を有し、かつ、当該アクセス権限を使用することがふさわしい者に限り使用させることとする。

ウ　必要最小限度の機能等の設定

保護システム構成要素の構成設定は、当該保護システム構成要素の機能等（ポート、プロトコル及びサービスを含む。）及びプログラムのうち、安全でないもの及び必要不可欠な最小限を超えるものを無効化し、その実行を防止するものとする。

(4)　構成設定の精査

保護システム管理者は、定期的に、及び保護システム構成要素の構成設定を新たに実施した場合など必要と認める場合には、保護システム構成要素の構成設定の状況を精査し、ベースライン構成設定に従っていることを確認するものとする。

(5)　ブラックリスト又はホワイトリストの作成等

ア　保護システム管理者は、ベースライン構成設定に基づき、個別の保護システム構成要素ごとに、ブラックリスト又はホワイトリストを作成するものとする。その際、保護システム管理業務従事者とそれ以外の保護システム利用者で業務上使用するソフトウェアに違いがある場合は、それぞれに向けたリストを作成することができるものする。

イ　保護システム管理者は、ブラックリストを作成した場合は、保護システムが当該ブラックリストに掲載されたソフトウェアをインストール又は実行することが不可能となるように設定するものとする。

ウ　保護システム管理者は、ホワイトリストを作成した場合は、保護システムが当該ホワイトリストに掲載されたソフトウェアのみをインストール及び実行することが可能となるように設定するものとする。

エ　保護システム管理者は、定期的に、及び保護システム構成要素に変更が生じた場合など必要と認める場合には、アに規定するブラックリスト又はイに規定するホワイトリストを精査し、必要に応じ、当該リストを更新するものとする。

3　ベースライン構成設定等の変更等

(1)　保護システム管理者は、保護システム構成要素に係る脆弱性の発見及び修正並びに業務上必要な機能の変化等が生じた場合には、総括者の承認を得て、ベースライン構成設定を変更するものとする。

(2)　保護システム管理者は、個々の保護システム構成要素において、ベースライン構成設定に従うことが不可能又は著しく合理性を欠く等の事情があると認めた場合に、総括者の承認を得て、特別の構成設定を行うものとする。

(3)　保護システム管理者は、第１号の規定によりベースライン構成設定を変更する場合及び前号の規定により特別の構成設定を行う場合は、当該構成設定が保護システムのセキュリティに及ぼす影響を分析した上で、実施するものとする。

4　構成設定に係る記録及び保存等

(1)　構成設定目録

ア　目録の作成

(ｱ)　保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定に係る現状を正確に確認及び証明するための目録（以下「構成設定目録」という。）を作成するものとする。

(ｲ)　構成設定目録には、個々の保護システム構成要素ごとに、保護システム管理者が指定した構成設定に責任を有する者の氏名、連絡先等を明記するものとする。

イ　目録の更新

(ｱ)　保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定の現状に変化が

生じた場合（保護システムにおけるソフトウェアのインストール及びアップデートを行った場合を含む。）は、構成設定目録を更新するものとする。

(ｲ)　構成設定目録の内容を定期的に精査し、現状が正確に記載されていない場合は、速やかに目録を更新するものとする。

(2)　構成設定に係る記録

保護システム管理者は、ベースライン構成設定の決定及び変更並びに保護システム構成要素構成設定の実施を記録した文書を作成するものとする。

(3)　目録等の保存等

防衛関連企業は、構成設定目録及び前号により作成した文書を、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第４　保護システムの基本的防御

１　保護システムの領域の確定

防衛関連企業は、保護システム（保護すべき情報の保存又は当該情報へのアクセスを可能とする機器に限る。以下同じ。）における保護すべき情報を取り扱う領域を定め、イントラネット及び外部ネットワークとの境界に物理的又は論理的に制御可能な措置を行うものとする。

２　保護システムの操作手順書の策定

(1)　保護システム管理者は、保護システム利用者による不適切な操作がセキュリティに悪影響を及ぼすことを防ぐため、保護システムの利用に当たっての手順及びセキュリティ上遵守すべき事項等を明記した操作手順書を作成し、総括者の承認を得るものとする。

(2)　前号に規定する操作手順書は、保護システム利用者が保護システムを使用する際に参照することができる状態にするものとする。

３　保護すべきデータの暗号化

(1)　暗号化

ア　防衛関連企業が保護システムに保護すべきデータを保存する場合は、当該データの機密性及び完全性を維持するため、当該データを暗号化するものとする。

イ　保護すべきデータを可搬記憶媒体に保存する場合は、当該データの機密性及び完全性を維持するため、当該データを暗号化するものとする。ただし、別に防衛省の指示がある場合には、その指示に従うものとする。

(2)　暗号化の方法

防衛関連企業が保護すべきデータの暗号化など保護システムにおいて使用する暗号は、電子政府推奨暗号等を使用するものとする。ただし、別に防衛省が指示する暗号がある場合は、その指示に従うものとする。

(3)　暗号鍵の管理

防衛関連企業は、前号に規定する暗号の暗号鍵を、自社の管理要領により厳格に管理するものとする。

４　その他

(1)　ソフトウェアのインストール及びアップデートの制限等

ア　防衛関連企業が保護システムにおいてソフトウェアのインストール又はアップデートを行う場合は、保護システム管理者は、あらかじめその有効性や副作用の可能性等を分析及び評価し、必要かつセキュリティ上適切と認められる場合に限り実施するものとする。

（令和８年９月１８日）

イ　アに規定する分析及び評価によりソフトウェアのアップデート（パッチ及びアンチウイルスシグネチャを含む。）を実施することが必要かつセキュリティ上適切と認めた場合は、当該ソフトウェアのアップデートが利用可能となってから速やかに実施するものとする。

(2)　管理者用機能と利用者用機能の分離

保護システム管理者は、保護システムにおけるアプリケーション等の機能は、管理者用機能と利用者用機能を分離するものとする。

(3)　管理者用機能の不正利用防止

保護システム管理者は、管理者権限を持たない保護システム利用者による管理者用機能の不正利用を防ぐため、アクセス制限や構成設定の実施などの対策を講じるものとする。

(4)　仮想化技術の利用時の対策

保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア又はソフトウェアにおいて、仮想化技術を利用して複数の仮想コンピュータを構築する場合は、当該仮想コンピュータ間でデータの不正な又は意図しない移動を防止する対策を講じるものとする。

(5)　外部システムとの接続制限

保護システム管理者は、保護システムを外部システムと接続する場合は、当該接続及びその使用に係る安全性を検証し、保護システムと外部システムとの接続及びその使用を管理又は制限するものとする。

第５　アクセス制御

１　アクセス制御方針

(1)　防衛関連企業は、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス（保護システムへのログオン及び保護システムの個々の機能へのアクセスを含む。以下同じ。）の制御を実施するために必要な措置を定めたアクセス制御方針を作成するものとする。

(2)　アクセス制御方針は、保護システム管理者が作成し、総括者の承認を得るものとし、作成に当たっては、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス権を有する者を業務の遂行上必要最小限度となるように定めるものとする。

(3)　保護システム管理者は、アクセス制御方針を定期的に、及び情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合には、その都度見直しを実施し、必要に応じてアクセス制御方針を修正するものとし、修正した場合は前号により総括者の承認を得るものとする。

２　アクセス制御方針に基づく管理策

防衛関連企業は、アクセス制御方針に基づき、以下の管理策を行うものとする。

(1)　アカウントの管理

ア　保護システム管理者は、保護システムへ論理的にアクセスするための権利（以下「アカウント」という。）について、保護システム担当者のうち、アカウントの設定、変更、削除等（以下「アカウントの管理」という。）を行う者としてふさわしい者（以下「アカウント管理者」という。）をアカウント管理者に指定するものとする。

イ　アカウント管理者は、業務の遂行上必要最小限度の機能及び権限となるよう、アカウントの管理を計画し、保護システム管理者の承認を得て実施するものとする。その際、保護システム管理者、保護システム担当者、その他の者ごとに

適切なアカウントの範囲を区別し、付与する者は必要最小限度に制限するものとする。

ウ　アカウント管理者は、保護システム利用者ごとにアカウントの管理を実施するものとし、アカウントの利用状況（利用者名及び利用開始日時）を記録するものとする。

エ　保護システム利用者の退職、異動及び職務内容の変更などの事由がある場合は、当該保護システム利用者のアクセス権限を変更又は失効させるものとし、アカウント管理者は、事由の発生から定められた時間内に保護システム管理者の承認を得て必要なアカウントの管理を行うものとする。なお、これにより難い場合には、当該時間以内に、アクセス権の失効のみ実施するものとする。

オ　エの規定により保護システム利用者のアクセス権限を変更又は失効させる場合は、アカウント管理者は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(ｱ)　保護システム利用者の失効するアクセス権限に関連する識別子（アカウントにあってはユーザＩＤをいい、保護システムを構成する機器にあってはホスト名等をいう。以下同じ。）及び認証子を無効化させること。

(ｲ)　当該保護システム利用者の失効するアクセス権限に関連する鍵、ＩＤカード等証明証及びトークン等に加え、保護システムの操作手順書等を返納させること。

(ｳ)　アカウント失効日時等の記録を行うこと。

カ　保護システム管理者及び保護システム担当者が使用するアカウントなど管理者権限の一部を付与されたアカウントについては、当該権限を使用する必要がある場合にのみ使用させるものとする。

(2)　ログオンの管理

ア　ログオン試行

保護システム管理者は、保護システムへのログオン試行時に連続して失敗できる上限を定め、それを超えた場合には、当該ログオン試行を行ったアカウントを自動的にロックし、当該ロック時から定められた時間が経過するまで保護システムに対するログオンの再試行が行えないよう設定するものとする。

イ　保護システム利用者が保護システムにログオン試行を行う場合は、パソコンの画面上に不正なログオン試行に有用な情報を表示させないものとする。

(3)　ユーザセッションの管理

保護システム管理者は、保護システムにログオンした保護システム利用者のユーザセッションについて、次に掲げる方法により管理を行うものとする。

ア　非アクティブ状態であり続ける時間の上限を設定し、それを超えた場合は、当該ユーザセッションをロックすること。

イ　保護システム利用者が保護システムの置かれた席から離席する際には、当該ユーザセッションをロックさせること。

ウ　当該ユーザセッションをロックした場合の不正なアクセス及びデータの閲覧等を防止するため、パソコンのディスプレイの全面をスクリーンセーバ等により保護すること。

エ　当該ユーザセッションのロックを解除するために、保護システム利用者に対し、第６第１項第２号アに規定する多要素認証を行わせること。

オ　保護システム利用者が、保護システム上でログオフを要求した場合は、自動的に当該ユーザセッションを終了させること。

カ　当該ユーザセッションを終了させる場合には、保護システム利用者が継続

実行を設定した計算処理プログラム等を除き、全てのソフトウェアプログラムを終了させること。

(4)　リモートアクセスの管理

ア　保護システム管理者は、保護システムへのリモートアクセスの利用を業務の遂行上必要最小限度に制限するとともに、事前に承認するものとする。

イ　アの規定によりリモートアクセスを利用する場合は、当該アクセスを通じた通信を適切に保護するため、保護システム管理者は、次に掲げる措置を実施するものとする。

(ｱ)　保護システムへのリモートアクセスに係る通信を暗号化すること。

(ｲ)　リモートアクセス等を受ける保護システムの境界（プロキシサーバ及びバーチャル・プライベート・ネットワーク（ＶＰＮ）サーバ等をいう。）を必要最小限度に制限すること。

(ｳ)　保護システムへのリモートアクセスを利用している場合は、同時に当該リモートアクセスに利用するものとは異なる通信経路を利用しないこと。

ウ　保護システムへのリモートアクセスを利用している際の管理者権限の使用は、事前に保護システム管理者が承認した場合を除き、禁止するものとする。

第６　識別及び認証

防衛関連企業は、保護システムにおける識別及び認証について、アクセス制御方針に基づき、以下の管理策を行うものとする。

１　識別及び認証等の実施

(1)　識別の実施

ア　保護システム管理者は、アカウント及び保護システムを構成する機器（サーバ、パソコン及び周辺機器を含む。ウにおいて同じ。）に対し、識別可能な識別子を付与し、保護システム管理者が承認をするものとする。

イ　アに規定する識別子を当該保護システムにおいて有効化する場合は、機密性に配慮した方法で設定するものとする。

ウ　アに規定する識別子を他のアカウント及び保護システムを構成する機器に対し再使用してはならない。ただし、当該識別子の使用を終えた日から定められた期間を経過した場合にはこの限りでない。

エ　アに規定する識別子が保護システムにおいて定められた期間以上使用されなかった場合は、当該識別子を無効化するものとする。

オ　保護システム利用者の代理として動作するプロセスを識別するものとする。

(2)　認証の実施

ア　保護システム管理者は、保護システム利用者が第５第２項第１号の規定により付与されたアカウントで保護システムにログオンする場合は、本人だけが知る要素（以下「知識要素」という。）、本人だけが所有する要素（以下「所持要素」という。）及び本人の持つ生体的要素（以下「生体要素」という。）のうち複数の異なる要素を保持すると認められた者のみを許可（以下「多要素認証」という。）するものとする。

イ　保護システム利用者が保護システムに対し、リモートアクセスによりログオンする場合は、アに規定する多要素認証をリプレイ攻撃に耐性のある方式で行うものとする。

ウ　アに規定するログオンを認証する場合は、当該ログオンに使用される機器が、前号アの規定により識別子を付与された機器であることを識別するものとする。

エ　保護システム利用者の代理として動作するプロセスが保護システムに対しアクセスする場合は、当該プロセスが前号オの規定により識別されたプロセスであることを認証するものとする。

(3)　パスワードによる認証の実施

ア　保護システム管理者は、第１号アに規定するアカウントのユーザＩＤに係る初期パスワードを保護システム利用者に割り当てる場合は、容易に推測されず、かつ、アカウントごとに異なるパスワードを割り当てるものとする。

イ　アに規定する初期パスワードを保護システム利用者に配布する場合は、機密性に配慮した方法により行うものとする。

ウ　保護システム利用者が初期パスワードを使用した認証により保護システムにログオンした場合は、直ちに当該パスワードを変更させるものとする。

エ　保護システム利用者が作成又は変更するアカウントのユーザＩＤに係るパスワードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ｱ)　大文字英字、小文字英字、数字及び特殊文字のうち３種類以上使用した１０文字以上であり、容易に推測されないものであること。

(ｲ)　紙等への記載又は記憶媒体への保存（オに規定する場合を除く。）が行われていないこと。

(ｳ)　定められた期間以内に変更すること。

(ｴ)　世代にわたって同じパスワードを使用しないこと。

(ｵ)　紙等への記載又は記憶媒体への保存（オに規定する場合を除く。）が行われていないこと。

オ　保護システムへのログオンに使用されるパスワードを認証するため、当該保護システム内において保存又は伝送する必要があるパスワード情報は、他の者が容易に複合できない方式を用いて保存又は伝送するものとする。

カ　保護システム利用者が作成したパスワードを忘失した場合は、当該パスワードを無効化するとともに、当該保護システム利用者に対し、アの規定により初期のパスワードを配布するものとする。

２　識別及び認証におけるその他の留意事項

(1)　保護システム管理者は、その他の認証子による認証について、適切な機器等（ＩＤカード、ＩＤカードリーダー、トークン及び生体認証機器を含む。以下同じ。）を使用することにより、十分な強度を確保するものとする。

(2)　保護システム管理者は、前号に規定する機器等は、不正なアクセス等から保護するため、厳格に管理するものとする。

(3)　保護システム管理者は、第１号に規定する機器等を紛失又は破損等により交換する場合は、保護システムにおいて、当該機器等による認証を無効化するものとする。

第７　通信制御

１　通信の制御

(1)　防衛関連企業が保護システムと外部ネットワークとの通信を行う場合は、プロキシサーバ、インターフェイス（ゲートウェイ、ルーター及びファイアウォール等）を設置し、必ず当該機器を経由する通信を行うものとし、当該機器は許可された通信以外は拒否するよう設定するものとする。

(2)　インターネットなど不特定多数の者がアクセス可能なウェブサーバ等を保有する場合は、当該ウェブサーバ等を含むサブネットワークを設置するものとし、リモートアクセスを実施する場合には、リモートアクセスを管理するインターフェ

イスを設置するものとする。

２　通信データ及び通信セッションの保護

(1)　保護すべき情報の通信制限

ア　防衛関連企業が保護すべきデータの通信を行う場合は、セキュリティが確保され、かつ、業務の遂行上必要最小限度の範囲に制限するものとし、防衛省からの許可を得た場合を除き、保護システム以外の情報システムとの間における保護すべきデータの通信を行わないものとする。

イ　保護すべきデータの通信を行う場合は、第４第３項第１号の規定により暗号化されたデータにより行うか、当該データを転送する通信経路を暗号化しなければならない。ただし、漏えいのおそれがないと認められる取扱施設内において、送配線（有線）等により通信が行われる場合は、この限りでない。

(2)　通信セッションの保護

ア　保護システムを利用した通信のセッションの終了時又は当該セッションが非アクティブ状態で定められた期間を経過した場合は、当該セッションに関連するネットワーク接続を全て終了させるものとする。

イ　保護システムと外部ネットワークにおける通信のセッションにおいては、なりすましによる攻撃等を防止するため、電子証明書等の方法により、通信先が意図した相手であることを確保するものとする。

３　通信機能の利用制限

(1)　モバイルコード

ア　保護システム管理者は、モバイルコードが悪意のある者により利用されたときの保護システムに与える被害を考慮し、保護システムにおける利用の要件を定めるものとする。

イ　保護システムにおけるモバイルコードの利用は、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可については、保護システム管理者が承認をするものとする。

(2)　ＩＰネットワークによる音声伝達技術（以下「ＶｏＩＰ技術」という。）

ア　保護システム管理者は、ＶｏＩＰ技術が悪意のある者により利用された場合の保護システムに与える被害を考慮(通話内容の改ざん及び漏えい等を防ぐための通信経路の暗号化を含む。)した、保護システムにおける利用の要件を定めるものとする。

イ　保護システム管理者は、保護システムにおけるＶｏＩＰ技術は、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可に当たっては、保護システム管理者が承認をするものとする。

(3)　オフィス機器

ア　保護システム管理者は、保護システムに接続された電子ホワイトボード、ネットワークカメラ等の各種のオフィス機器等が悪意のある者により利用された場合の保護システムに与える被害を考慮し、次に掲げる事項を含めた保護システムにおける利用要件を定めるものとする。

(ｱ)　当該機器に対するリモートアクセスによる起動及び操作を禁止すること。

(ｲ)　当該機器が起動している場合には、外形的に明らかな表示を行うこと。

イ　保護システム管理者は、保護システムに接続されたオフィス機器等の利用は、当該利用の都度、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可に当たっては、保護システム管理者が承認をするものとする。

第８　システム監視

１　システム監視の実施

防衛関連企業は、保護システムにおける不正なアクセス及び変更、アカウント及び権限の不正な使用、不正な通信並びに悪意のあるコード等（以下「不正なアクセス等」という。）の検知に必要な情報の収集を行うための機器の設置、ソフトウェアのインストール等を実施し、次に掲げる事項について保護システムの内部及び外部境界に対する監視（以下「システム監視」という。）を実施するものとする。

(1)　不正な相手方又は方法等によるアクセス

(2)　権限（管理者権限を含む。）の不正な使用

(3)　内部及び外部との不正な通信

(4)　悪意のあるコードの侵入

２　システム監視の実施方法

(1)　システム監視の実施に係る共通事項

ア　防衛関連企業がシステム監視を実施する場合は、システム上の挙動を常時監視するとともに、第９第１項の規定により作成されたシステムログの分析結果を利用するものとする。

イ　システム監視により不正なアクセス等を検知した場合は、保護システム管理者及び保護システム担当者にアラートが発せられるよう、保護システムを設定するものとする。

ウ　保護システムに対する不正なアクセス等のリスクの増大又はその兆候等が認められる場合には、必要に応じ、システム監視のレベルを引き上げるものとする。

(2)　システム及び通信の監視方法

ア　防衛関連企業が第１項第３号に掲げる不正な通信に対するシステム監視を実施する場合は、次に掲げる事項に対する常時監視を行うものとする。

(ｱ)　保護システムの内部及び外部との間における双方向の通信トラフィック

(ｲ)　不正なローカル接続、ネットワーク接続、リモート接続及びリモートアクセス

イ　悪意のあるコードの検知

(ｱ)　第１項第４号に掲げる悪意のあるコードの侵入の監視は、保護システムを構成するサーバ及びパソコンにおける悪意のあるコードを検知するためのソフトウェア（以下「検知ソフトウェア」という。）として、ウイルス定義を用いたパターンマッチング手法のほか、未知の脅威に対応するためのヒューリスティックエンジン等の高度な手法を活用可能なソフトウェアをインストールするものとする。

(ｲ)　ウイルス定義及び検知ソフトウェアのアップデート版が提供された場合において、第４第４項第１号に規定する分析及び評価によりそれらのアップデートを実施することが必要かつ適切と認められるときは、速やかにアップデートを行うものとする。

(ｳ)　悪意のあるコードを検知するため、保護システムに対する検知ソフトウェアによるフルスキャンを定期的に実施するものとする。なお、一定の期間以上電源の切断された状態にあるサーバ又はパソコン等については、再度の電源投入時に当該処置を実施するものとする。

(ｴ)　検知ソフトウェアにより、保護システムにおけるファイルのダウンロード、開封及び実行等の都度、当該ファイルに対し、悪意のあるコードを検知する

ためのリアルタイムスキャンを実施するものとする。

３　不正なアクセス等を検知した際の対応

保護システム管理者が第２項第１号イに規定するアラートを受けた場合又は検知ソフトウェアにより悪意のあるコードを検知した場合は、検知ソフトウェアによる誤検知の可能性を検証し、その結果を踏まえ、検知された悪意のあるコードを含むファイル等のブロック、隔離若しくは削除又はそれらを適切に組み合わせた措置を実施するものとする。

４　システム監視により取得した情報の利用及び保管

(1)　防衛関連企業は、システム監視により取得した情報を情報セキュリティ事故等への対処などに利用するものとし、保護システム管理者は、取得した情報を関係部署等に通知するものとする。

(2)　システム監視により取得した情報に対する不正なアクセス、改ざん及び消去等を防ぐため、当該取得した情報は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第９　システムログ

１　システムログの取得及び分析

(1)　システムログの取得

ア　防衛関連企業は、保護システムにおける不正な操作や通信を探知するため、次に掲げる事項に係る記録をシステム上で自動的に取得するものとする。

(ｱ)　保護すべきデータへの動作の内容

(ｲ)　保護システム利用者ごとの操作内容

イ　保護システム担当者はアに規定するシステムログのほか、保護システムにおける不正な操作や通信を探知するために必要となるシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法を決定し、保護システム管理者の承認を得るものとする。

ウ　ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、保護システムにおいて取得可能であることを事前に検証するものとし、生成困難である場合は、当該保護システムにおいて実施可能な監視手法の再設計を検討するものとする。

エ　システムエラー等によりシステムログの取得に失敗する場合に備え、当該失敗の影響の低減及び復旧等に係る対策をあらかじめ定めるものとし、取得に失敗した場合は、保護システム担当者等必要な者に対しアラートを発するとともに、ウに規定するの措置を行うものとする。

オ　ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、定期的に精査し、必要に応じて変更するものとする。

(2)　システムログの分析

ア　保護システム管理者は、定期的にシステムログの分析を実施するものとし、分析を行う場合は、保護システム構成要素から取得したシステムログを集約し、全体的かつ横断的な分析を行うものとする。

イ　システムログの分析の方法は、次に掲げる要件を考慮して選択し、保護システム管理者の承認を得るものとする。

(ｱ)　異常と認められる状況の発見に資すること。

(ｲ)　過去の情報セキュリティ事故等との類似性等の発見に資すること。

ウ　システムログの分析及び分析結果の報告をサポートするため、保護システ

ムに報告書生成機能を持たせるものとする。

エ　システムログの分析を行った場合は、その結果を記録した文書を作成し、速やかに総括者及び保護システム管理者その他必要な者に報告するものとする。

オ　エに規定するシステムログの分析に係る結果を記録した文書の作成においては、システムログの内容（時刻の順序を含む。）を変更しないものとする。

２　システムログの管理

(1)　保護システム管理者は、システムログの取得及び分析に関わる保護システムの設定を行うために必要なアクセス権限を、必要な者に限定して付与するものとする。

(2)　システムログ及びその分析の結果の記録は、文書等の場合は、施錠したロッカー等により、電子データを保護システムに保存する場合は、保護システム管理者及び保護システム担当者以外にアクセスされないよう設定することにより、必要な期間保存又は保管するものとする。

(3)　保護システム管理者は、前号の規定により保存又は保管しているシステムログについて、定期的に改ざん又は削除等が行われていないか確認するものとする。

３　システムログに付与するタイムスタンプ

(1)　保護システム管理者は、システムログに対し、保護システムの内部におけるシステムクロックを使用して、タイムスタンプを付与するものとする。

(2)　システムログのタイムスタンプは、日本標準時（ＪＳＴ）を基準とした時刻表記で統一するものとする。これにより難い場合は、協定世界時（ＵＴＣ）又はグリニッジ標準時（ＧＭＴ）を基準とした時刻表記で統一するものとする。

(3)　タイムスタンプに使用するシステムクロックの同期は、保護システムに外部の権威ある機関が運営するＮＴＰサーバ等から得られる日付及び時刻と同期する機能を持たせるものとする。

４　システムログを取得するツールの保護

保護システム管理者は、システムログを取得するツールを、不正なアクセス、改ざん又は削除から保護するものとする。

第１０　脆弱性スキャン等

１　脆弱性スキャンの実施

(1)　保護システム管理者は、保護システム全体に対する脆弱性スキャンを定期的に行い、その結果を分析するものとする。

(2)　保護システム管理者は、社内からの脆弱性情報に加え、情報セキュリティに係る専門的な外部機関（以下「情報セキュリティ機関」という。）が発信する脆弱性情報等セキュリティに係る注意喚起及び助言等の情報を継続的に収集するものとし、当該脆弱性が保護システムに対し影響を与える可能性があると認められる場合に、保護システム全体に対し当該脆弱性に係る脆弱性スキャンを実施し、その結果を分析するものとする。

(3)　保護システム管理者は、前２号による分析の結果を記載した文書を作成するものとし、脆弱性が特定された場合は、本基準第１１第１項第４号及び第２項第１号の措置を行うものとする。

２　分析結果等の利用

(1)　保護システム管理者は、自社における保護システム以外の情報システムにおける脆弱性の発見及び修正等に資するため、脆弱性スキャン結果の分析など脆弱性発見に資する情報を自社の必要な者及び組織に共有するものとする。

（令和８年９月１８日）

(2)　保護システム管理者は、社内又は前項第２号の情報セキュリティ機関から収集した情報に基づき、保護システム担当者、保護システム利用者（保護システムを利用する中小受託事業者を含む。）等に対し、適切なセキュリティに係る注意喚起及び助言等を行うものとする。

(3)　保護システム管理者は、前２号により脆弱性が特定された場合は、定められた時間内に特定された脆弱性を修正するものする。

第１１　バックアップ

１　保護システム管理者は、保護システムのサーバ及びパソコンに保存している全ての保護すべきデータ（防衛省が提供した保護すべきデータを除く。）及び保護システムにおけるシステムデータについて、定期的にバックアップを行うものとする。

２　前項の規定によりバックアップされたデータは、少なくとも次回のバックアップの完了まで保存するものとする。

３　バックアップは、自社が定めた保護システムの目標復旧時間に応じた頻度で行うものとする。

４　保護システム管理者は、第１項の規定によりバックアップされたデータの機密性、完全性及び可用性を保護するものとする。

５　保護システム管理者は、バックアップに関する手順を定めるものとする。

第１２　システムメンテナンス等

１　システムメンテナンス等の計画

(1)　保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等（保守、点検、診断、修理、整備及びアップグレードを含む。以下同じ。）を定期的に、及び必要な場合にはその都度行うものとする。

(2)　保護システム管理者は、次に掲げる事項を定めた計画（以下「システムメンテナンス等計画」という。）を管理責任者と調整の上作成し、総括者の承認を得るものとする。

ア　メンテナンス等を実施する人員

イ　メンテナンス等の対象（保護システムにおけるソフトウェア、ハードウェア及びファームウェアを含む。）

ウ　メンテナンス等の内容（メンテナンス等に使用される機器及びツールを含む。）

エ　アからウまでに掲げるほか、第２項及び第３項に規定する措置を実施するために必要な事項

(3)　保護システムを取り外す場合、取扱施設の外に持ち出す必要がある場合又は保護システム等に対しネットワークを経由したメンテナンス等（以下「リモートメンテナンス等」という。）を実施する必要がある場合は、保護システム管理者は、前号による承認を得るとともに、あらかじめ当該保護システム等に記録された保護すべき情報を削除又は移動させるなど必要な措置を講じ、システムテナンス等計画にその旨を記載するものとする。

２　システムメンテナンス等の実施

保護システム管理者は、システムメンテナンス等計画に従って、保護システムのメンテナンス等を実施するものとする。

(1)　人員の指定

ア　保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等を実施することがで

きる人員を保護システム利用者のうちから業務の遂行上必要最小限度に制限した上で、指定するものとする。

イ　保護システム利用者以外の者によるメンテナンス等を実施する必要がある場合は、保護システム管理者が前項第２号による承認を得て実施させるものとし、メンテナンス等の完了後、直ちに当該人員による保護システム及び取扱施設へのアクセスを含むメンテナンス等への関与を終了させるものとする。

(2)　ツールの検査

保護システムのメンテナンス等の実施に当たっては、保護システム管理者が承認した適切な検査されたツール（診断ツールやテストプログラムが保存された記憶媒体を含む。）のみを使用させるものとする。

(3)　システムへのアクセスの認証等

ア　保護システムのメンテナンス等を実施する人員が保護システムにアクセスする必要がある場合は、当該人員に対し多要素認証を求めるものとする。

イ　保護システムのメンテナンス等に使用する機器は、システムメンテナンス等計画に記載された機器と同一であることを識別するものとする。

(4)　システムメンテナンス等の監督等

ア　保護システムのメンテナンス等を実施する場合は、保護システム管理者は保護システム利用者の中から技術的な知見を有する者を監督者として指定し、監督結果を管理責任者及び保護システム管理者に速やかに報告させるものとする。

イ　アにより指名された監督者は、保護システムのメンテナンス等を実施する者とともに現場に所在（リモートメンテナンス等の場合はネットワークを経由）して、メンテナンス等の実施状況を監督するものとする。

ウ　システムメンテナンス等の実施状況の監督に当たっては、第９に規定するシステムログの取得及び分析を実施するものとする。

(5)　保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等を実施する前に、メンテナンス等により影響を受けることが予測される事象についてのセキュリティ対策を実施し、メンテナンス等の終了後、当該セキュリティ対策がメンテナンス等の実施前と同様に適切に機能していることを確認するものとする。

３　システムメンテナンス等の記録

(1)　前項第４号アにより指定された監督者は、メンテナンス等を実施した日時、事業者の名称及び所在、人員の名簿（国籍等を記載）、実施の対象及び内容等の記録を文書により作成し、管理責任者及び保護システム管理者の確認を得るものとする。

(2)　前号に規定するシステムメンテナンス等の結果を記録した文書を、文書により保存する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

日米了解事項覚書に関する特約条項（第１８号）

（日米覚書の遵守）
第１条　乙は、この条項に定める事項のほか、「日本国防衛省と合衆国国防省との間の（装備品等システム名）の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」（以下「日米覚書」という。）に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。
２　乙は、この契約の履行後においても引き続き、日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。
（技術資料等の管理）
第２条　乙は、日米覚書により、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料（情報を含む。）並びに製品（以下「技術資料等」という。）を、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
（技術資料等の第三国等への移転禁止）
第３条　乙は、技術資料等を、第三国及び中小受託事業者を除く第三者（以下「第三国等」という。）に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。
（技術資料等の目的外使用の禁止）
第４条　乙は、技術資料等を、甲の承認を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。
（表示の付与）
第５条　乙は、日米覚書により提供を受けた技術資料又は図面により品目に表示を付することとなっているものについては、これに従い適切な表示を行うものとする。
（企業等への立入）
第６条　乙は、日米覚書により、米国政府の職員（米国政府から権限を与えられたものを含　む。）から乙又はその中小受託事業者の工場等への立入りの申出があった場合には、甲と調整の上、これに協力するものとする。
（工場等の保全）
第７条　乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料等により製造を行う工場等について当該覚書を遵守するに必要な措置を講ずるものとする。
（資料等の還元）
第８条　乙は、製造に際し、製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資料及び技術上の知識等について、甲に申し出るものとする。
（特許権等の侵害の禁止）
第９条　乙は、日米覚書により提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。
（事故発生時の措置）
第１０条　乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はそのおそれがある場合は、適切な処置を採るとともに、速やかに甲に報告するものとする。
（管理規定）
第１１条　乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規定を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、管理規定が既に、甲の確認済みであるとき

は、その旨を届け出るものとする。

２　前項の管理規定には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1)　管理責任者及び取扱者の任命方法及び責任範囲

(2)　技術資料等の送達及び保管等に関する措置

(3)　技術資料等を第三国者に移転しないための措置

(4)　技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための措置

(5)　技術資料等により製造を行う工場等の保全措置

(6)　その他必要な事項

３　本条第１項の規定は、乙が甲の確認を受けた管理規定を変更する場合に準用する。

（中小受託事業者に関する措置）

第１２条　乙は、この契約に関し中小受託事業者がある場合は、乙と中小受託事業者の間で第２条以下に定める事項に準じて取り決めを行うものとし、この取り決めには乙と中小受託事業者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

２　乙は、前項の取決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取決め文書が既に確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

（開発経費の支払等）

第１３条　日米覚書により、開発経費（円建て）の支払を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。

特定費目の代金の確定に関する特約条項（第１９号）

（特定費目の代金の確定）

第１条　乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項に定めるところに従い、確定するものとする。

２　特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

（実績額の報告）

第２条　乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書（特定費目のみ）を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

２　前項の規定による実績額報告書の提出期限は、別に示す。

３　前項の提出期限までに実績額が確定しないと予想される場合においても乙は、確定している特定費目につき第１項の例により、実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて当該提出期限までに甲に提出しなければならない。この場合においては実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

（代金の確定）

第３条　乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額の確定については次の各号によるものとする。

(1)　実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合当該差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(2)　実績額の合計額が特定費目の金額と等しい場合契約金額をもって乙に支払う代金として確定する。

(3)　特定費目が外貨建てのものであって、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額を超える場合超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について為替差損を乙の負担としないことを基本として甲乙協議し、原則として契約金額の範囲内において、措置するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定による契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する措置を採るものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置を採るものとし、実績額が特定費目の金額を超える場合は前項の協議の結果を待って所要の措置を採るものとする。

（代金の確定等の特例）

第４条　甲は、第２条第３項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

（要確定費目金額表の変更）

（令和８年９月１８日）

第５条　甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先立ち、その措置について協議するものとする。

（令和８年９月１８日）

別　紙

実績額を証する書類（外貨建ての場合）

１　Ｃ＆Ｆ価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの）並びに船会社航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

２　機能及び寸法検査費用（再梱包費用を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費表を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

３　関税その他の租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

４　為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

５　その他甲が必要と認める書類

（令和８年９月１８日）

特別防衛秘密の保護に関する特約条項（第２０号）

（乙の一般義務）

第１条　乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保護の万全を期さなければならない。

２　乙は、乙の従業員、再委託を行う場合においてはその相手方（以下「中小受託事業者」という。）その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（送達）

第２条　甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面又は電磁的記録をもって送達するものとする。

（特定資料の保護措置）

第３条　乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

（特定物件の保護措置）

第４条　乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

（特定資料及び特定物件の複製等）

第５条　乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

２　乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

３　第１項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

（特別防衛秘密の表示等）

第６条　乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

（実施報告）

第７条　乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第５条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、

その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

（立入禁止措置）

第８条　乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、関係社員以外の者を、みだりに第１項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

４　乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第１項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

（秘密保全規則等）

第９条　乙は、社（工場）内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から１箇月以内（着工の時期が１箇月以内に到来するときは着工の日まで）に特別防衛秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

２　乙は、前項により甲の確認を受けた特別防衛秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

３　第１項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

(1)　保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲

(2)　秘密区分の標記の表示方法

(3)　特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備

(4)　社（工場）内における立入禁止に関する措置

(5)　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法

(6)　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法

(7)　特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項

(8)　非常の場合の措置

(9)　特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置

(10)　その他必要な事項

（特定資料の返却等）

第１０条　乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第５条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

（検査）

第１１条　乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月１回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

２　甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

（保管状況報告）

第１２条　乙は、毎年６月末日及び１２月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の

状況を甲に報告しなければならない。

（特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等）

第１３条　乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時の措置）

第１４条　乙は、特別防衛秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

２　甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

（保全教育）

第１５条　乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

２　乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から１箇月以内（着工の時期が１箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

３　乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合は、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

４　乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

（再委託）

第１６条　乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、再委託の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて甲の許可を得なければならない。

２　前項の規定により、再委託を行う場合において、中小受託事業者は、本省の契約担当官等と秘密保持に関する規程を含む契約を結んでいる者でなければならない。

３　第１項の規定により再委託を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

４　第１項及び第２項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を受託する場合に準用する。

５　乙は、第１項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

（契約の解除）

第１７条　中小受託事業者の責に帰すべき事由により、甲が当該中小受託事業者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

２　乙が中小受託事業者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

３　乙の責めに帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の中小受託事業者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該中小受託事業者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

（特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置）

第１８条　事故の発生その他の事由（第１０条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

付録第２７

特定秘密の保護に関する特約条項（第２１号）

（乙の一般義務）

第１条　乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特定秘密の保護に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインの定めるところにより、万全を期さなければならない。

２　乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下総称して「従業者」という。）、再委託を行う場合においてはその相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の当該再委託先を含む、以下同じ。以下「再委託先」という。）の従業者その他特定秘密の保護に関する法律施行令（平成２６年政令第３３６号。以下「令」という。）第１１条第１項第１号の規定に基づき防衛大臣が指名した特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）が乙の求めにより特定秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件（以下「特定資料」という。）又は特定秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件（以下「特定物件」という。）を取り扱う場所への立入りを許可した者の故意又は過失により特定秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（交付・保有）

第２条　特定秘密管理者は、特定資料又は特定物件（以下「特定資料等」という。）を乙に保有させ、又は交付するときは、当該特定資料等を乙に保有させ、又は交付する旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて、保有させ、又は交付するものとする。

２　前項の交付を行う場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、特定秘密管理者は、特定秘密の表示に加え、当該各号に定める表示をするものとする。ただし、既にＮＡＴＯ　ＳＥＣＲＥＴの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

⑴　米国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第１条（ａ）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第１号において同じ。）米国政府

⑵　北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第１条（ⅱ）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第２１条第３項第２号において同じ）ＮＡＴＯ　ＳＥＣＲＥＴ

⑶　仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第１条（ａ）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第３号において同じ。）　仏国政府

⑷　豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第２１条第３項第４号において同じ。）　豪州政府

⑸　英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、グ

レートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第５号において同じ。） 英国政府

(6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第１条ａに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第６号において同じ。） インド政府

(7) 伊国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第７号において同じ。） 伊国政府

(8) 韓国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第２条（ａ）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第８号において同じ。） 韓国政府

(9) 独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第１条（ａ）に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第２１条第３項第９号において同じ。）独国政府

(10) 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第１項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したものをいう。第２１条第３項第１０号において同じ。）瑞国政府

(11) サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国政府とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第１項ａに規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第２１条第３項第１１号において同じ。）サウジ政府

(12) ＵＡＥ秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦政府との間の取決め第１項３に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除く。）であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第２１条第３項第１２号において同じ。）ＵＡＥ政府

(13) 宇国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第２１条第３項第１３号において同じ。）宇国政府

（乙の秘密保全規則の変更の際の許可等）

第３条 乙は、審査を実施した者の審査を受けた令第１３条に規定する規程（以下「秘密保全規則」という。）並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「業務管理者」という。）、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備（以下「施設設備」という。）の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料の審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。

２ 乙は、毎年、審査を実施した者が指示する時期に、令第１３条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。（業務管理者の責任）

第４条 乙は、業務管理者に、特定秘密の表示その他の特定秘密の保護を適切に管理するための措置を講じさせなければならない。

（従業者に対する特定秘密の保護に関する教育）

第５条　乙は、従業者に対し特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

２　乙は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている従業者に対する前項の教育については、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。

３　乙は、第１項の教育を特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年１回受講できるよう実施しなければならない。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

（従業者の範囲の決定）

第６条　乙は、秘密保全規則等に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、従業者個人単位で行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

２　乙は、前項で決定した従業者の範囲を、この特約条項締結後、特定秘密を取り扱わせる前に、特定秘密管理者に報告しなければならない。

３　乙は、第１項の従業者の範囲を変更するときは、あらかじめ、特定秘密管理者に報告しなければならない。

（適正評価の事務）

第７条　乙は、その従業者について、防衛大臣が行う適性評価（特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号。以下「法」という。）第１２条第１号の適性評価をいう。以下同じ。）に関し、属紙「適性評価に関する特約条項」に規定する事務を行うものとする。

（従業者への周知）

第８条　乙は、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝達を受けたとき又は特定秘密を保有するときは、当該特定秘密を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

（特定資料等の保護措置）

第９条　乙は、特定資料等を当該特定秘密を取り扱う従業者以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料等を供覧してはならない。

３　乙は、主たる契約に別途定められている場合を除き、特定資料等を作成しようとするときは、あらかじめ、特定秘密管理者の許可を得なければならない。

４　前項の場合、乙は、実施の細部について特定秘密管理者と協議し、特定秘密管理者又はその指名する者の立会いのもと行わなければならない。

５　乙は、特定資料等を作成したときは速やかにその旨を特定秘密管理者に書面又は電磁的記録により報告するとともに、特定秘密管理者より必要な指示を受けるものとする。

６　乙は、特定資料等の作成において完成に至らなかったものについては、特定秘密管理者の指示に従い、特定秘密管理者に引き渡し、又は特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

（再委託先への交付及び伝達の承認）

第１０条　乙は、特定資料等の交付、又は特定秘密の伝達を、甲との間における法第５条第４項又は法第８条第１項に規定する契約（以下「保全契約」という。）を締結した再委託先であって、当該保全契約に基づき当該特定秘密を保有することがで

き、又は交付を受けることができる者（以下「特定秘密取扱事業者」という。）以外の者に行ってはならない。

２　乙は、特定秘密取扱事業者に特定資料等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

３　前項の規定に基づき交付する特定資料等を返却させる場合には、乙は、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け、業務管理者に当該特定資料等の返却の時期を明示させるものとする。

（運搬の方法）

第１１条　特定資料等を運搬するときは、乙は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

２　乙は、前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示に従うものとする。

（交付の方法）

第１２条　乙は、特定資料等を交付するときは、受領書等に、名宛人又はその指名する者（第１０条第２項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって、当該特定秘密を取り扱う者に限る。）の受領印の押印を受けるなど、受領の記録を残すものとする。

２　特定資料等は、郵送により交付してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第１３条　乙は、特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることができないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

（物件の包装等）

第１４条　乙は、特定秘密である情報を記録する物件、又は特定物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（電気通信による交付）

第１５条　乙は、特定資料（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。ただし、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付はしてはならない。

（特定資料等の接受）

第１６条　乙は、封かんされている特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画は、名宛人又はその指名する従業者（当該特定秘密を取り扱う者に限る。）でなければ開封させてはならない。

（伝達の方法）

第１７条　乙は、特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、特定秘密の伝達を電話で行ってはならない。

３　乙は、特定秘密を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第１８条　特定秘密である情報を記録する電磁的記録の取扱いに当たっては、乙はこれをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ特定秘密を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして、業務管理者が認めたもので取り扱わなければならない。

（令和８年９月１８日）

２　乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

３　乙は、特定秘密を取り扱う従業者が特定秘密である情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体に記録する場合は、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じさせなければならない。ただし、当該措置を講ずることにより主たる契約の履行に著しい支障が生じる恐れがあり、当該措置を講じないことについて特定秘密管理者の承認を受けた場合はこの限りではない。

（特定資料及び特定物件の保管）

第１９条　特定資料の保管に当たっては、乙は、三段式文字盤鍵のかかる金庫若しくは鋼鉄製の箱又はこれらに準じる強度を有する保管容器にこれを保管しなければならない。

２　乙は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。

３　第１項の規定は、特定秘密である情報を記録する可搬型記憶媒体に準用する。

４　乙は、特定物件については、第１項及び第２項の規定を準用し、保管しなければならない。ただし、特定物件の形状等により、当該措置によることができない場合は、特定秘密管理者と協議し、適切と認める措置により保管するものとする。

（その保管のための施設設備）

第２０条　乙は、前条に定めるもののほか、特定資料等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。

（特定秘密の表示等）

第２１条　乙は、特定秘密を保有するとき、自ら特定資料等を作成したとき又は特定秘密の伝達を受けたときは、当該特定秘密又は特定資料等について、法第３条第２項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、乙は、法第３条第２項第１号に掲げる措置を講ずる際に、特定秘密管理者から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。

３　第１項の場合において、当該特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、乙は、前２項の表示に加え、当該各号に定める表示をしなければならない。ただし、既にＮＡＴＯ　ＳＥＣＲＥＴの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

(1)　米国秘密軍事情報　米国政府
(2)　北大西洋条約機構秘密情報　ＮＡＴＯ　ＳＥＣＲＥＴ
(3)　仏国秘密情報　仏国政府
(4)　豪州秘密情報　豪州政府
(5)　英国秘密情報　英国政府
(6)　インド秘密軍事情報　インド政府
(7)　伊国秘密情報　伊国政府
(8)　韓国秘密軍事情報　韓国政府
(9)　独国秘密情報　独国政府
(10)　瑞国秘密情報　瑞国政府
(11)　サウジ秘密情報　サウジ政府
(12)　ＵＡＥ秘密情報　ＵＡＥ政府

（令和８年９月１８日）

(13)　宇国秘密情報　宇国政府

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第２２条　乙は、特定秘密管理者から令第７条第１項第２号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第７条第２項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

２　前項の場合において、乙は、法第３条第２項第２号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により通知しなければならない。

３　第１項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

４　前２項、次条及び第２４条の通知又は周知（以下「通知等」という。）を書面に代えて電磁的記録で行う場合には、当該通知等の相手方が通知等の内容を確実に確認し、これに基づき適格な保護措置が講じられることを担保するため、電子メールの開封確認機能を利用し通知等の相手方の電子メール開封を確認すること、通知等の相手方に通知等の内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第２３条　乙は、特定秘密管理者から令第８条第１号の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第３条第２項第２号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面の交付により通知しなければならない。

２　前項の場合において、乙は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

（指定の解除に伴う措置）

第２４条　乙は、特定秘密管理者から令第１０条第１項第２号の規定に基づく特定秘密の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る特定資料等であったものについて、特定秘密の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第１０条第２項に規定する指定解除表示をしなければならない。

２　前項の場合において、乙は、法第３条第２項第２号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

３　第１項の場合において、乙は、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者（当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。）に周知しなければならない。

（登録及び管理）

第２５条　乙は、特定秘密を保有したとき、特定資料等の交付若しくは特定秘密の伝

達を受けたとき又は自ら特定資料等を作成したときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

２　乙は、特定資料等の貸出し、回収、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を帳簿に登録しなければならない。

３　乙は、第２２条から前条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を帳簿に登録しなければならない。

（実施報告）

第２６条　乙は、特定資料等を接受、作成、送達又は廃棄（第３２条の規定により廃棄した場合を除く。）したときは、速やかに、特定秘密管理者に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

２　前項に規定する報告は、作成した特定資料等、又は作成において完成に至らなかった特定資料等であって、特定秘密管理者の指示を受けたものの取扱いを含めて行うものとする。

（立入制限措置等）

第２７条　乙は、特定資料等が取り扱われている場所について、当該特定資料等を取り扱う従業者、第１０条第２項の承認を受けた特定秘密取扱事業者の従業者であって当該特定秘密を取り扱う者及び甲と保全契約を締結した他の事業者の従業者であって、乙の求めに応じ特定秘密管理者が許可した者（以下「特定秘密取扱事業者の従業者等」という。）以外の立入りを禁止しなければならない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

３　第１項の場所を新設し、又は変更したときは、当該施設において特定秘密の取扱いを開始する前に、特定秘密管理者の承認を得なければならない。

４　乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等以外の者を、みだりに第１項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

５　乙は、当該特定秘密を取り扱う従業者及び特定秘密取扱事業者の従業者等に対しても、作業に必要な限度を超えて、第１項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

（携帯型情報通信・記録機器の持込制限）

第２８条　乙は、携帯型情報通信・記録機器の特定資料等が取り扱われている場所への持込みを禁止しなければならない。

２　やむを得ず持込みが必要となった場合には、乙は、特定秘密管理者の事前の承諾を得た上で、持ち込む携帯型情報通信・記録機器について、インストールされているソフトウェアを確認するなど特定秘密の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

（特定資料等の返却等）

第２９条　乙は、特定秘密管理者が交付した特定資料等及び当該特定資料等に関し作成した全ての特定資料等を主たる契約が終了（契約解除の場合も含む。）した後直ちに特定秘密管理者に返却し、又は提出しなければならない。ただし、特定秘密管理者が特定資料等の廃棄又は保持を認めた場合はこの限りではない。

（検査）

第３０条　乙は、特定秘密の取扱いの業務を管理するため必要な帳簿を整備し、毎月１回以上特定秘密の取扱いの状況について検査を行い、特定秘密管理者に結果を報

告しなければならない。
２　特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けるほか、乙の特定秘密の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、特定秘密管理者が別に指定する職員に検査及び指導を行わせることができる。
３　乙は、特定秘密管理者が乙の再委託先に対し、検査等を行うときは、特定秘密管理者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。
（特定資料等の取扱いの記録）
第３１条　乙は、業務管理者に、特定資料等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定資料等を取り扱った従業者の氏名、日時、その他特定秘密管理者が指示した事項の記録を保存させるものとする。
（緊急事態に際しての廃棄）
第３２条　乙は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合は、特定秘密として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該特定資料等を廃棄しなければならない。
２　乙は、前項の規定に基づき、特定資料等を廃棄する場合には、あらかじめ特定秘密管理者を通じて防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を特定秘密管理者を通じて防衛大臣に報告しなければならない。
３　前項ただし書きに規定する報告は、特定資料等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、廃棄した特定資料等の概要、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合に該当する理由及び廃棄に当たって用いた方法を書面又は電磁的記録により報告するものとする。
（事故発生時等の措置）
第３３条　乙は、特定秘密の漏えい、特定資料等の紛失、破壊等の事故が発生したとき（ それらの疑い又はおそれがあるときを含む。）、又はこの規則に定める秘密保護のための措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、把握し得る限りの全ての内容を特定秘密管理者に報告しなければならない。
２　乙は、前項に規定する報告後、事故の原因のほか、特定秘密管理者から指示があった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を特定秘密管理者に報告しなければならない。
（違約金の請求）
第３４条　甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。
（関連資料等の保存）
第３５条　乙は、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、主たる契約、帳簿等、特定秘密の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。
（再委託の禁止）
第３６条　乙は、特定秘密の取扱いに係る業務（物件の輸送、施設の警備その他の役務であって、特定秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。）を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、再委託の相手方、契約内容、取り扱わせる特定秘密を特定する事項、特定

秘密の保護の手段等を記した書面又は電磁的記録を添えて、甲の許可を得なければならない。

２　前項の規定により再委託を行う場合において、再委託先は、特定秘密取扱事業者でなければならない。

３　乙は、第１項の規定により再委託を行う場合、再委託先による特定秘密及び特定資料等の適切な取扱いを確保するため、当該再委託先の作成する秘密保全規則等、再委託先における特定秘密を取り扱う従業者の名簿、その他特定秘密及び特定資料等の秘密保全のための措置の実施状況等を確認しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が外部の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。

５　乙は、再委託先と再委託の契約を締結し、又は契約の内容を変更したときは、再委託先に対し再委託の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該再委託の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りではない。

（保全契約の解除等）

第３７条　甲は、乙が本特約の規定に違反したときは、催告を要さずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙及び再委託先に対して損害賠償の責を負わないものとする。

２　再委託先の責に帰すべき事由により、甲が当該再委託先との保全契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

３　乙が再委託先との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

属　紙

適性評価に関する特約条項

（候補者名簿の提出）

第１条　乙は、その従業者に特定秘密を取り扱わせるため防衛大臣による適性評価を実施する必要があると認めるときは、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び法第１２条第１項各号のうち該当する号その他参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成し、これを特定秘密管理者に提出しなければならない。

２　　乙は、前項の名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるときは、速やかに特定秘密管理者に通知しなければならない。

（適性評価の実施に関する協力）

第２条　乙は、評価対象者について照会があった場合に必要な報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、防衛大臣が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。

（適性評価結果等通知書その他の文書の管理）

第３条　乙は、適性評価の結果が記された文書その他適性評価の実施に当たり特定秘密管理者に送付し、又は特定秘密管理者から送付された文書の管理を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行うこと。

(2) 用済後速やかに廃棄し、適性評価の結果適性があると認められた旨特定秘密管理者が通知した文書は送付日から５年、その他の文書は送付日から１年を超えて保存しないこと。

（評価結果その他の個人情報の目的外利用の禁止）

第４条　乙は、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適正がないと認められた事実その他適性評価に関し特定秘密管理者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（特定秘密の取扱業務の停止）

第５条　乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、特定秘密管理者から、新たな適性評価の結果として、適正がないと認められた旨通知があったときは、直ちに、当該従業者が特定秘密を取り扱わないよう措置しなければならない。特定秘密管理者から、法第１２条第１項第３号の規定に該当するため、適性に疑義がある旨通知されたときも同様とする。

（事後の事情の変化に関する報告）

第６条　乙は、過去５年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。

(1)　外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。

(2)　罪を犯して検挙されたこと。

（令和８年９月１８日）

(3)　懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
(4)　情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
(5)　違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
(6)　自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
(7)　飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
(8)　裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
(9)　上記のほか、特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

２　乙は、前項各号に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに特定秘密管理者に報告しなければならない。

（従業者が派遣労働者である場合の措置）

第７条　乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。）である従業者について、第１条の名簿に登載する場合には、同条に定める事項のほか、次に掲げる事項を当該名簿に記載し、又は記録するとともに、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該名簿に登載した旨を通知しなければならない。

(1)　派遣労働者である旨
(2)　当該従業者についての予定している業務内容

２　乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である従業員について、特定秘密管理者から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

(1)　適性評価実施責任者に提出する名簿に登載しないこと。
(2)　適性評価を実施することについて防衛大臣の承認が得られたこと、又は得られなかったこと。
(3)　当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと。
(4)　当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと。
(5)　適性評価の結果
(6)　当該従業者が法第１２条第１項第３号の規定に該当するため、適性に疑義があること。

３　乙は、過去５年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者が乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者である場合には、当該従業者を雇用する事業主が当該従業者について第６条の事情があると認めたときに、乙に確実に報告をさせる必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、乙の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対し、第１項又は第２項の通知をしたときは、当該通知をした文書について、これが第３条の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

５　乙は、評価対象者が派遣労働者である従業者の場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果適性がないと認められた事実その他適性評価に関し乙を経由して特定秘密管理

者から通知される個人情報を、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

（契約履行後における乙の義務）

第８条　第３条、第４条並びに前条第４項及び第５項の規定は、契約履行後においても準用する。

（令和８年９月１８日）

装備品等秘密の保全に関する特約条項（第２２号）

（乙の一般義務）

第１条　乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく装備品等秘密の保全に関しては、この特約条項及び附属する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（第９条第１項において単に「ガイドライン」という。）に定めるところにより装備品等秘密保全の万全を期さなければならない。

２　乙は、乙の従業員、再委託を行う場合においてはその相手方（以下「中小受託事業者」という。）その他甲により装備品等秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は装備品等秘密の表示のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（送達）

第２条　甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件に装備品等秘密指定書（当該特定資料又は当該特定物件において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面。以下同じ。）を添えて、送達するものとする。

２　前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、装備品等秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にＮＡＴＯ　ＣＯＮＦＩＤＥＮＴＩＡＬ又はＮＡＴＯ　ＲＥＳＴＲＩＣＴＥＤの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1)　米国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第１条（ａ）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第６条第２項第１号において同じ。）米国政府

(2)　北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第１条（ⅱ）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第６条第２項第２号において同じ。）　ＮＡＴＯ　ＣＯＮＦＩＤＥＮＴＩＡＬ又はＮＡＴＯ　ＲＥＳＴＲＩＣＴＥＤ

(3)　仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第１条（ａ）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第６条第２項第３号において同じ。）仏国政府

(4)　豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第６条第２項第４号において同じ。）豪州政府

(5)　英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第６条第２項第５号において同じ。）英国政府

（令和８年９月１８日）

(6)　インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第１条ａに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第６条第２項第６号において同じ。）インド政府

(7)　伊国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第６条第２項第７号において同じ。）伊国政府

(8)　韓国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第２条（ａ）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第６条第２項第８号において同じ。）韓国政府

(9)　独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第１条（ａ）に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第６条第２項第９号において同じ。）独国政府

(10)　瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したものをいう。第６条第２項第１０号において同じ。）瑞国政府

(11)　サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国国防省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第１項ａに規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したものをいう。第６条第２項第１１号において同じ。）サウジ政府

(12)　ＵＡＥ秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第１項３に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除く。）であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したものをいう。第６条第２項第１２号において同じ。）ＵＡＥ政府

(13)　宇国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定第１条ａに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したものをいう。第６条第２項第１３号において同じ。）宇国政府

（特定資料の保全措置）

第３条　乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２７条第３項の規定により防衛大臣に報告した装備品等秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

（特定物件の保全措置）

第４条　乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

（特定資料及び特定物件の複製等）

第５条　乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

２　乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設 計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会の下行わなければならない。

３　第１項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、装備品等秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

（装備品等秘密の表示等）

第６条　乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作し、甲からの指示があったときは、甲又はその指定する者の立会いの下、これらに装備品等秘密及び登録番号等の表示を付さなければならない。ただし、甲又はその指定する者の許可を受けたときはこの限りではない。

２　前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、装備品等秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にＮＡＴＯ　ＣＯＮＦＩＤＥＮＴＩＡＬ又はＮＡＴＯ　ＲＥＳＴＲＩＣＴＥＤの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1)　米国秘密軍事情報　米国政府
(2)　北大西洋条約機構秘密情報　ＮＡＴＯ　ＣＯＮＦＩＤＥＮＴＩＡＬ又はＮＡＴＯＲＥＳＴＲＩＣＴＥＤ
(3)　仏国秘密情報　仏国政府
(4)　豪州秘密情報　豪州政府
(5)　英国秘密情報　英国政府
(6)　インド秘密軍事情報　インド政府
(7)　伊国秘密情報　伊国政府
(8)　韓国秘密軍事情報　韓国政府
(9)　独国秘密情報　独国政府
(10)　瑞国秘密情報　瑞国政府
(11)　サウジ秘密情報　サウジ政府
(12)　ＵＡＥ秘密情報　ＵＡＥ政府
(13)　宇国秘密情報　宇国政府

（実施報告）

第７条　乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第５条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

（立入禁止措置）

第８条　乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

（令和８年９月１８日）

３　乙は、関係社員以外の者を、みだりに第１項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

４　乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第１項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

（秘密保全規則等）

第９条　乙は、社（工場）内における装備品等秘密の保全を確実に行うため、この特約条項締結の日から１箇月以内（着工の時期が１箇月以内に到来するときは、着工の日まで）にガイドラインに基づき、装備品等秘密の保全に関する規則及び装備品等秘密保全実施要領（以下「装備品等秘密保全規則等」という。）を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、装備品等秘密保全規則等が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

２　乙は、前項により甲の確認を受けた装備品等秘密保全規則等を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

（特定資料の返却等）

第１０条　乙は、甲が送達した特定資料及び特定物件並びに第５条の規定により複製、製作又は写真撮影をした全ての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

２　乙は、契約履行中であっても、装備品等秘密指定書に示されている装備品等秘密の指定の有効期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

（検査）

第１１条　乙は、装備品等秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、原則として、毎月１回以上装備品等秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

２　甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、装備品等秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

（保管状況報告）

第１２条　乙は、毎年６月末日及び１２月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

（特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等）

第１３条　乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時の措置）

第１４条　乙は、装備品等秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

２　甲は、別に定める秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項（第２３号）の規定に基づき違約金を請求することができる。

（保全教育）

第１５条　乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

２　乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から１箇月以内（着工の時期が１箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

３　乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

４　乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

（再委託）

第１６条　乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、再委託の相手方、契約内容、装備品等秘密保全の手段等を記した書面又は電磁的記録を添え、甲の許可を得なければならない。

２　前項の規定により再委託を行う場合において、中小受託事業者は、防衛省の契約担当官等と装備品等秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

３　第１項の規定により再委託を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他装備品等秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

４　第１項及び第２項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

５　乙は、第１項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

（契約の解除）

第１７条　中小受託事業者の責に帰すべき事由により、甲が当該中小受託事業者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

２　乙が中小受託事業者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

３　乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の中小受託事業者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該中小受託事業者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

（装備品等秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置等）

第１８条　事故の発生その他の事由（第１０条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、廃棄その他の必要な措置を講じなければならない。

秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項（第２３号）

第１条　乙は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２７条第１項に規定する「装備品等秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密等」という。）であって、装備品等秘密の保全に関する特約条項（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和６年防衛省訓令第１０号）第８条１項に規定する装備品等秘密の保全に関する規定をいう。）、特定秘密の保護に関する特約条項（特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）第３７条第１項に規定する特約条項をいう。）又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項（特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３８号）第２７条第１項に規定する秘密保持に関する規定を言う。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1)　漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額

ア　「装備品等秘密」のときは、契約金額の１００分の５

イ　「特定秘密」のときは、契約金額の１００分の７．５

ウ　「特別防衛秘密」のときは、契約金額の１００分の１０

(2)　次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア　秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ　乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に１００分の５０を乗じた金額

ウ　乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に１００分の５０を乗じた金額

(3)　乙が、過去１０年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第１号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算

(4)　前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第２号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第２号に掲げる金額と同額を加算

(5)　秘密等の漏えいが、第２号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第１号、第３号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の１００分の５以内で甲が定める金額

２　乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等に

ついて算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

３　乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

４　乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該期間を経過した日における法廷利率により計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第２条　乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。

２　前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後３年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条による違約金を請求できるものとする。

３　本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第１項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項により甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第３条　本違約金条項の規定は、これによる違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

付録第３０

売払い物品の解体に関する特約条項（第２７号）

甲及び乙は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第１条　乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品　　目	形　　式	単　位	数　量	備　　考

（契約金額の内訳）

第２条　前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第３条　第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

（令和８年９月１８日）

中古品の売払いに関する特約条項（第２８号）

甲及び乙は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

（物品の引渡し）

第１条　乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限　　〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取り期限　　〇〇年〇〇月〇〇日

２　　乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

３　　乙は、契約物品の引き受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

（担保責任の免除）

第２条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

２　　乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

（法令等に定められた手続き）

第３条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続がある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。

契約履行後精算に関する特約条項（第３１号）

（契約金額）
第１条　この契約金額は、契約履行後精算条件付確定金額とする。
（契約履行後精算条件付確定金額）
第２条　契約履行後精算条件付確定金額とは、乙が契約の履行後、仕様書（調達要領指定書を含む。）で定められた役務又は製造内容について、この特約条項の定めるところにより、実績価格の確認を行い契約金額との差異について精算を実施し、契約金額に達しない場合は差額（以下「契約差額」という。）を返納させることを条件とする金額をいう。
（実績価格）
第３条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
（実際価格計算書の提出）
第４条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。
（実績価格の決定）
第５条　甲は、前条により実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し、実績価格を決定する。
２　甲は、前条第１項に定める期日までに乙が実際価格計算書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。
（契約差額等）
第６条　実績価格が契約金額に達しない場合は、契約金額から実績価格を控除した金額を契約差額とする。
２　実績価格が契約金額に等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金とする。
（計算規則の承認等）
第７条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。
２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。
３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。
（原価監査）
第８条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

（令和８年９月１８日）

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第９条　甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１０条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１１条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（契約差額の返納請求等）

第１２条　甲は、乙に契約差額が生じた場合は、期限を指定して当該契約差額相当額の返納を乙に請求するものとする。

２　乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率の延滞料を加算して納付するものとする。

別　紙

（履行後精算特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第３１号）第３条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

（令和８年９月１８日）

付録第３３

現地整備に関する特約条項（第３２号）

甲及び乙は、乙が契約物品の現地整備の実施に係る専門技術者の派遣等に関し、次の特約条項を定める。

（作業員名簿の提出）

第１条　乙は、発注を受けた場合には、速やかに仕様書等に定める区分に従い、作業員名簿を作成し甲に提出しなければならない。

２　乙は、作業員名簿に記載されている作業員を変更するときは、速やかに甲に通知しなければならない。

（整備工程表の提出）

第２条　乙は、契約締結後速やかに整備工程表を甲に３部提出しなければならない。この場合、甲から工程の繰り上げ等を指示されたときは、甲の指示に従うものとする。

（巡回整備の実施）

第３条　乙は、巡回整備を実施する場合には、当該部隊等の長と実施日時等の調整を行わなければならない。

２　乙は、前項に規定する調整の結果、実施日時等が確定した場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

（工具、器具の使用）

第４条　当該部隊等の長は、乙の役務の実施に当たり必要と認める場合には、当該部隊等が保有する工具、器材等を乙に使用させることができる。

（令和８年９月１８日）

付録第３４

限定修理及び高段階整備に係る作業員派遣に関する特約条項（第３３号）

甲及び乙は、乙が契約物品の限定修理及び高段階整備等（以下「役務」という。）の実施のため、甲の指定する場所への作業員の派遣に関し、次の特約条項を定める。

（作業員の派遣）

第１条　乙は、甲の発行する発注書により作業員を甲の指示する場所に派遣し、指定された期限又は期間までに役務を行うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。この契約金額は、工賃については単価によるものとするほか、直接材料費及び甲の必要と認める費用を含めるものとする。

２　前項の直接材料費及び甲の必要と認める費用は、実績を基礎に算出した額とする。

（契約単価の見直し）

第３条　甲は、年の途中において必要により、契約単価の見直しを行うことができる。

（作業員名簿の提出）

第４条　乙は、この契約締結後速やかに仕様書等に定める区分に従い、作業員名簿を作成し甲に提出しなければならない。

２　乙は、作業員名簿に記載されている作業員を変更するときは、速やかに甲に通知しなければならない。

（役務の発注及び実施）

第５条　甲は、役務の発注を行う場合は、発注書をもって乙に発注するものとする。

２　乙は、前項の発注書により所要の作業員を派遣し、役務を実施するものとする。

３　役務の実施については、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示によるものとする。

４　作業員は、日々の役務の実施について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。

（工具、器具の使用）

第６条　当該部隊等の長は、乙の役務の実施に当たり必要と認める場合には、当該部隊等が保有する工具、器材等を乙に使用させることができる。

（役務の実施困難な場合の処置）

第７条　乙は、故障等の状況及び部品手配その他の理由により、役務の実施が困難と判断した場合には、速やかにその旨を甲及び監督官に申し出なければならない。

２　甲は、監督官と調整の上、乙の申し出を検討し、その結果を乙に通知するものとする。

３　前項に規定する検討の結果、役務が中止となる場合には、乙は整備診断報告書を４部作成し、検査官の確認を受けなければならない。

４　乙は、第１項の場合において、契約物品を乙の工場に搬入することにより役務が完了できると判断したときには、甲と調整し、甲が承認をした場合に限り工場に搬入することができる。

（監督及び検査）

第８条　この契約における乙の役務について、甲又は甲の指名する者は、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表（役務完了調書）（別紙）、材料使用明細

書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。

（役務の完了）

第９条　乙の役務完了の日は、甲又は甲の指名する者の検査（確認）を受けた日とする。

（実績の提出）

第１０条　乙は、発注ごとに発注書に基づく役務完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、当該役務に関する実際価格計算書を甲に提出するものとする。ただし、第７条の規定により役務を中止するまでに要した費用の実際価格計算書を中止後、速やかに提出するものとする。

２　前項に規定する実際価格計算書は、乙がこの役務のために支出し又は負担した費用に適正な利益を加えた額とする。

（代金の決定）

第１１条　甲は、前条の規定により実際価格計算書を受理した場合には、速やかに実績価格を算定し、乙と協議の上、当該代金を決定するものとする。

２　前項に規定する代金は、発注単位ごとに算定するものとする。

３　甲は、前条第１項に規定する期日までに乙が実際価格計算書を提出しなかった場合には、甲の計算した金額をもって代金を決定することができる。

（計算規則の承認等）

第１２条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第１３条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第１４条　甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その

他の帳票類の会計処理に係る事項
(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第１５条　甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。
(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査
２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第１６条　甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。
２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

(代金請求の特例)

第１７条　乙が行う代金の請求は、１か月ごと取りまとめてすることができる。

別　紙

契約番号		契約件名	

作業記録（役務完了調書）

実施年月日	年　　月　　日　　曜日	監督官	検査官
契約業者名			
実施場所			
技術援助の区分			
派遣員の種類			

作業内容

作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は所見	

注

１　本表は、派遣員自身が原則として毎日作成すること。
２　直接工員は必ず工数を記入し監督官の確認を受けるものとする。
３　今後参考となる事項、派遣員の所見等は可能な限り詳細に記入する。
４　本表の作成は、技術員、直接工員それぞれ別様に作成するものとする。
５　材料等を使用した場合は、使用日ごとに付表を作成するものとする。
６　本表の提出部数は４部とする。
７　検査官は、検査完了後役務等検査調書に本表を添付し契約担当官等へ２部送付する。

（令和８年９月１８日）

付録第３５

技術援助に関する特約条項（第３４号）

甲及び乙は、乙が仕様書に定める技術援助の実施に係る技術者の派遣等に関し、次の特約条項を定める。

（技術者名簿の提出）
第１条　乙は、発注を受けた場合には、速やかに仕様書等に定める区分に従い、技術者名簿を作成し甲に提出しなければならない。
２　乙は、技術者名簿に記載されている作業員を変更するときは、速やかに甲に通知しなければならない。
（技術援助の実施）
第２条　乙は、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示に従い、技術援助を実施するものとする。
２　技術者は、日々の技術援助の実施内容について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。
（工具、器具の使用）
第３条　当該部隊等の長は、乙の役務の実施に当たり必要と認める場合には、当該部隊等が保有する工具、器材等を乙に使用させることができる。
（技術援助の日数等の変更）
第４条　甲は、乙が行う技術援助が完了するまでの間において、次に各号の一に該当する場合には、技術援助の日数又は技術者の人数を変更することができる。
(1)　甲の都合による場合
(2)　甲が所定の役務を完了したと認め技術援助の続行の必要がないと判断した場合
（契約金額の変更）
第５条　前条の規定により技術援助の日数又は技術者の人数を変更した場合には、甲乙協議して契約金額の変更を行なうものとする。
（監督及び検査）
第６条　甲又は甲の指名する者は、乙の技術援助の実施について、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表（役務完了調書）（別紙）、材料使用明細書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。
（役務の完了）
第７条　甲又は甲の指名する者の検査（確認）を受けた日をもって、乙の役務の完了の日とする。
（履行不能の通知）
第８条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。
（危険負担）
第９条　乙の故意又は、重過失により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害を与えた場合には、乙は甲の指示するところに従い修補若しくは代品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。その賠償額については甲乙協議して定めるものとする。
２　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害が生じた場合は、その物についての損害は甲の負担とし、役務につい

ては乙の負担とする。

３　甲の責めに帰すべき理由により、乙が契約の全部又は一部を完了することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

４　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（秘密の保全）

第１０条　基本契約条項に定めるもののほか、甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

別　紙

契約番号		契約件名	

作業記録（役務完了調書）

実施年月日	年　　月　　日　　曜日	監督官	検査官
契約業者名			
実施場所			
技術援助の区分			
派遣員の種類			

作業内容

作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は所見	

注

１　本表は、派遣員自身が原則として毎日作成すること。
２　直接工員は必ず工数を記入し監督官の確認を受けるものとする。
３　今後参考となる事項、派遣員の所見等は可能な限り詳細に記入する。
４　本表の作成は、技術員、直接工員それぞれ別様に作成するものとする。
５　材料等を使用した場合は、使用日ごとに付表を作成するものとする。
６　本表の提出部数は４部とする。
７　検査官は、検査完了後役務等検査調書に本表を添付し契約担当官等へ２部送付する。

（令和８年９月１８日）

付録第３６

輸入に係る役務請負契約に関する特約条項（第３５号）

甲及び乙は、輸入に係る役務請負契約に関して次の特約条項を定める。

（関税等の減、免税手続等）

第１条　乙は、関税その他の租税の減、免税等に必要な輸入通関手続は、法令等の定めるところにより行わなければならない。

（外貨設定限度額）

第２条　修理費（またはオーバーホール等）は、○○○ドルを上限とし、確定為替相場により精算する。この契約に用いた為替相場は、○○○ドル当たり○○○円とし、精算時に確定する。

２　輸出時の航空運賃等は、○○○円を上限とし精算する。

３　輸出時の米国内輸送費は、○○○ドルを上限とし確定相場により精算する。

４　輸入時の航空運賃等及び米国内輸送費は、○○○ドルを上限とし確定相場により精算する。

（円貨設定限度額）

第３条　輸出入時の海上保険料・輸出入諸掛及び業者手数料は、○○○円を限度額とし精算する。

（提出書類・期限）

第４条　乙は、契約物品納入完了後、２０日以内(機能及び寸法検査を行ったものにあっては３５日以内）に実績額報告書を作成し、次の各号に規定する実績額を証する書類を添えて甲に提出しなければならない。

(1)　Ｃ＆Ｆ価格、製造業者等の送り状、乙の海外支店等の送り状、船会社等の発行する運賃を記載した船荷証券等

(2)　海上保険料、支払請求書又は領収書

(3)　機能検査費用等、検査実施業者の発行する実績工数及び加工費率を明記した支払請求書又はこれに準ずる書類並びに梱包業者の支払請求書又はこれに準ずる書類

(4)　関税その他の租税、関税領収書その他の租税領収書

(5)　外国為替公認銀行の発する対外支払勘定の円貨による決済金額を証する書類

(6)　その他甲が必要と認める書類

（その他）

第５条　契約条項第３３条の１の延納金率は、０．０５パーセントとする（ただし、延納分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税は除く。）。ただし、消費税額は加算しないものとする。

２　契約条項第３４条の１の遅滞料率は、０．２５パーセントとする(ただし、延滞分に対する契約金額から機能検査費用及び関税その他の租税は除く。）。ただし、消費税額は加算しないものとする。

３　契約条項第４６条の１の違約金には、消費税額は加算しないものとする。

注：　２条における国名及び通貨は契約内容に応じ所要の変更を行う。また、２項以降は、契約内容に応じ必要な項目のみ使用する。

（令和８年９月１８日）

付録第３７

暫定的な経費率適用に係る契約金額の変更に関する特約条項（第３６号）

甲及び乙は○年度標準個別経費率が設定されるまでの間に適用する標準個別経費率を適用し、予定価格を算定した契約金額の変更に関し、次の特約事項を定める。

（契約金額の変更における適用経費率）

第１条　○年度標準個別経費率が設定されるまでの間に適用する標準個別経費率（以下、「暫定的な経費率」という。）を適用して本契約の予定価格を算定した場合、○年度標準個別経費率が設定されたときには、これを適用して、契約金額を変更するものとする。

（契約金額の変更における計算方法）

第２条　本契約の予定価格の算定に適用した暫定的な経費率を契約締結年度以内に、○年度標準個別経費率に置き換え、必要な調整を加えて再計算し、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。

２　前項において、事業基準や組織の変更等により、甲が○年度標準個別経費率を算定できない場合は、契約締結年度以内に、甲が事業基準や組織の変更等を踏まえて設定した経費率をもって再計算し、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。

（契約金額の変更）

第３条　前条において、計算された再計算価格の金額が、契約金額に達しない場合は、その差額相当分を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は、その差額相当分を契約金額から増額した金額をもって、変更後の契約金額とする。ただし、契約金額を増額する場合は、甲の予算措置が講じられる範囲内で行うものとする。

２　前項の規定による契約金額の変更は、○年度標準個別経費率が設定された後、速やかに行うこととする。

（紛争の処理）

第４条　○年度標準個別経費率が設定されてから相当期間経過したにもかかわらず、甲乙間の協議が整わない場合は、甲は、第２条で計算した再計算価格をもって変更後の契約金額とするものとする。

２　乙は、前項で変更した契約金額に不服がある場合は、他に付された契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

（令和８年９月１８日）

代金確定に関する特約条項（発生・見込額報告付）（第３７号）

（代金の確定）
第１条　乙に支払われる代金の金額は、この特約条項に定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。
（実績価格）
第２条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
（費用の報告）
第３条　乙は、この契約履行のために発生した費用（以下「発生額」という。）及び見込額について、令和〇年〇〇月〇〇日までに、発生・見込額報告書（別紙様式第１）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、発生額については、令和〇年〇〇月分までとする。
（契約金額の確定）
第４条　甲は、前条に規定する発生・見込額報告書を受理した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて金額を再計算する。
２　甲は、計算した金額を踏まえて乙と協議して、当該契約金額の範囲内で契約金額を確定するものとする。
３　甲は、第３条に規定する期限までに乙から発生・見込額報告書の提出がなかった場合、又は甲乙協議が整わない場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。
（実際価格計算書の提出）
第５条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。
（実績価格の算定）
第６条　甲は、前条に規定する実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議の上、実績価格を算定するものとする。
（確定代金）
第７条　前条の規定により算定した実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。
２　前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置を採るものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置を採るものとする。
３　甲は、第５条に規定する期日までに乙から実際価格計算書の提出がなかった場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。
（契約金額の中途確定）
第８条　甲が必要と認める場合は、第１条の規定にかかわらず乙と協議の上、契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

（令和８年９月１８日）

（計算規則の承認等）

第９条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第１０条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第１１条　甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１２条　甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１３条　甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（限度額等の変更）

第１４条　契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

別　紙

（代金確定特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第３７号）第２条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。
(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

（令和８年９月１８日）

２００
別紙様式第１

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇調達会計部長　殿

住　所
会社名
代表者

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生・見込額を特約条項に基づき別紙のとおり報告します。

記

１　契約番号（年月日）：
２　契　約　品　名　：
３　契　約　金　額　：
４　納　　期　：

【Ａ４縦長に使用】

別紙

発生・見込額報告書

区分／費目		発生額	見込額	合　計
直接材料費				
加工費	金額（円）			
	工数（H）			
直接経費				
製造原価				
一般管理及び販売費				
販売直接費				
総原価				
利子				
利益				
裸価格				
梱包費				
輸送費				
計算価格				
消費税及び地方消費税額				
合　計				

※コスト変動調整分については別途計算する。

【Ａ４縦長に使用】

（令和８年９月１８日）

契約履行後精算に関する特約条項（発生・見込額報告付）（第３８号）

（契約金額）
第１条　この契約金額は、契約履行後精算条件付確定金額とする。
（契約履行後精算条件付確定金額）
第２条　契約履行後精算条件付確定金額とは、乙が契約の履行後、仕様書（調達要領指定書を含む。）で定められた役務又は製造内容について、この特約条項の定めるところにより、実績価格の確認を行い契約金額との差異について精算を実施し、契約金額に達しない場合は差額（以下「契約差額」という。）を返納させることを条件とする金額をいう。
（実績価格）
第３条　この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約のために支出し又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。
２　実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。
（費用の報告）
第４条　乙は、この契約履行のために発生した費用（以下「発生額」という。）及び見込額について、令和〇年〇〇月〇〇日までに、発生・見込額報告書（別紙様式第１）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、発生額については、令和〇年〇〇月分までとする。
（契約金額の確定）
第５条　甲は、前条に規定する発生・見込額報告書を受理した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて金額を再計算する。
２　甲は、計算した金額を踏まえて乙と協議して、当該契約金額の範囲内で契約金額を確定するものとする。
３　甲は、第４条に規定する期限までに乙から発生・見込額報告書の提出がなかった場合、又は甲乙協議が整わない場合は、甲の計算した金額をもって契約金額を確定することができる。
（実際価格計算書の提出）
第６条　乙は、この契約の履行完了後２か月以内又は甲の指定する期日までに、計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書（１部）を作成し、必要な資料等を添付して甲に提出しなければならない。
（実績価格の決定）
第７条　甲は、前条により実際価格計算書を受理した場合は、速やかに原価監査を実施し、実績価格を決定する。
２　甲は、前条第１項に定める期日までに乙が実際価格計算書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。
（契約差額等）
第８条　実績価格が契約金額に達しない場合は、契約金額から実績価格を控除した金額を契約差額とする。
２　実績価格が契約金額に等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金とする。

（令和８年９月１８日）

（計算規則の承認等）

第９条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第１０条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第１１条　甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

（原価監査の実施に係る保障）

第１２条　甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第１３条　甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（契約差額の返納請求等）

第１４条　甲は、乙に契約差額が生じた場合は、期限を指定して当該契約差額相当額の返納を乙に請求するものとする。

２　乙が期限までに返納金額を甲に納入しない場合は、当該返納金額に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率の延滞料を加算して納付するものとする。

別　紙

（履行後精算特約）

実績価格に関する計算基準

（目　的）

第１条　この計算基準は、特約条項（第３８号）第３条第２項に規定する実績価格に関する計算基準を定めることを目的とする。

（計算項目）

第２条　計算項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　直接材料費
(2)　加工費
(3)　直接経費
(4)　製造原価（1＋2＋3）
(5)　一般管理及び販売費
(6)　販売直接費
(7)　総原価（4＋5＋6）
(8)　利子
(9)　利益
(10)　裸価格（7＋8＋9）
(11)　梱包費
(12)　輸送費
(13)　計算価格（10＋11＋12）
(14)　消費税及び地方消費税額
(15)　税込計算価格（13＋14）

（実績価格計算における適用経費率）

第３条　加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率は、次の各号に定めるところより適用する。

(1)　加工費率は、製造又は、役務期間において甲が乙に対して適用している標準率とする。

(2)　一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率は、売上の計上される期間において甲が設定した乙の標準率とする。

ただし、第３条第１号及び第２号の標準率が設定されていない場合は、前年度の標準率を基準として甲が定めるものとする。

（実際価格計算書提出における適用経費率）

第４条　実際価格計算書においては、乙の定める率とする。

（原価監査の実施基準等）

第５条　原価監査の実施基準は、甲の定めるものとする。

（令和８年９月１８日）

別紙様式第１

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇調達会計部長　殿

住　所
会社名
代表者

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生・見込額を特約条項に基づき別紙のとおり報告します。

記

１　契約番号（年月日）：
２　契　約　品　名　：
３　契　約　金　額　：
４　納　　期　：

【Ａ４縦長に使用】

別紙

発生・見込額報告書

区分 / 費目		発生額	見込額	合　計
直接材料費				
加工費	金額（円）			
	工数（H）			
直接経費				
製造原価				
一般管理及び販売費				
販売直接費				
総原価				
利子				
利益				
裸価格				
梱包費				
輸送費				
計算価格				
消費税及び地方消費税額				
合　計				

※コスト変動調整分については別途計算する。

【Ａ４縦長に使用】

（令和８年９月１８日）

付録第４０

知的財産の取扱いに関する特約条項（第３９号）

（知的財産権等の定義）

第１条　この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）

(2)　技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利

２　この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　発明

(2)　考案

(3)　意匠及びその創作

(4)　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作

(5)　著作物及びその創作

(6)　技術資料及びその創作

３　この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。

４　この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。

５　この契約書において「研究開発等」とは、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。

６　この契約書において「仕様書等」とは、仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書をいう。

（新研究成果の報告）

第２条　乙は、この契約に基づく業務のうち、研究開発等であって、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書等で定められたものにおいて、新たに得られた新研究成果があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属）

第３条　甲は、前条の報告後乙が次の各号、第４項、第５条から第８条まで及び第１６条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式１）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受

けないことを承認するものとする。また、乙は、第１号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1)　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

(2)　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(3)　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び

当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第３項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(4)　この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第２条第１項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第２条第１項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保 全に万全を期すものとする。

２　甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

３　乙は第１項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲渡しなければならない。

４　第１項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条第１号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡しなければならない。

５　第１項から第４項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（著作物の取扱い）

第４条　乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）を除く。）について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置を採るものとする。

２　乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

（産業財産権の出願に係る承認等）

第５条　乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書（別記様式２）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２３条第６項及び同規則様式第２６備考２３等を参考にして当該出願書類に産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条第１項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

３　乙は、第１項に係る産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式３）を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第６条　乙は、この契約に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合を除く。）には、事前に移転承認申請書（別記様式４）を甲に提出し、承認を得るとともに、第３条から第８条まで及び第１６条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

２　前項に基づき甲が承認した場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際において防衛省又は防衛装備庁は乙が前項に係る移転を行う前に当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

３　乙は前項の契約が必要な場合、当該契約が締結されたことを確認の上、第１項に係る移転を行うとともに、当該契約の有無によらず、移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式５）を甲に提出しなければならない。

４　乙が第１項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第３条第１項各号及び第３項から第５項まで、第４条から第８条まで、第１２条並びに第１３条の規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

第７条　乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式６）を甲に提出し、承認を得るとともに、第３条、第４条、本条及び第１６条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。

２　乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等の設定を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合を除く。）は、

専用実施権等設定承認申請書（別記様式７）を甲に提出し、その承認を得るとともに、第３条、第４条、本条及び第１６条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

３　防衛省又は防衛装備庁は、前２項に基づく承認をした場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際は、乙が第三者に前２項に係る許諾を行う前に、当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第８条　乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書（別記様式８）を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

（産業財産権の管理）

第９条　第３条第２項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。

２　甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利に当たっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規定の整備）

第１０条　乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

（技術資料の取扱い）

第１１条　第３条第２項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、乙が有する。また、乙が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。

２　乙は、甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

３　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものに関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

４　第１項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

５　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防

衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第３項ただし書きの規定は、この項において準用する。

６　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第３項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第３項ただし書きの規定は、この項において準用する。

７　甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第５項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（技術上の協力）

第１２条　乙は、第３条第１項第１号及び第２号並びに第１１条第５項及び第６項に基づき、防衛省又は防衛省のために第三者が、知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（技術上の成果の利用）

第１３条　甲は、乙が、甲が承継した知的財産権の実施の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した知的財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

２　前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した知的財産権を実施することができる。

（技術上の成果の開示又は公開）

第１４条　乙は、甲が有する知的財産権の対象となる発明等の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁の発行する公報に掲載公開された後又はすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

（立証責任）

第１５条　第１１条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

（知的財産権の使用実績）

第１６条　乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

（知的財産権の管理報告）

第１７条　乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書（別記様式９）を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

(1)　乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中のものを含む。）

(2)　第１１条第１項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資

料及び同条第５項で定める乙の指定する技術資料

（再委託における準用）

第１８条　乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この特約条項の履行に支障を与えないよう、この特約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

（存続条項）

第１９条　第２条から第９条まで及び第１１条から第１６条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

（その他）

第２０条　国際共同研究開発その他この特約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この特約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

別記様式１

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名　代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記１に掲げる契約に係る下記２の知的財産権を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記３から１３の事項を確約いたします。

記

１　ア　調達要求番号
　　イ　契約件（品）名
２　ア　知的財産権の種類
　　イ　発明等の名称
　　ウ　発明者等の住所・所属・氏名
　　エ　アが産業財産権のいずれかに該当する場合、出願又は申請する国名
３　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果に係る国内及び国外における知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
４　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
５　乙は、甲が上記４に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
６　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、当該知的財産権の実施を許諾しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第３項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、３から１３までの事項に支障を与えないよう、当該知的財産権を移転し、当

該知的財産権を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。

７　乙は、当該新研究成果を表した技術資料に、秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

８　乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に知的財産権を甲に譲渡する。

９　乙は、当該知的財産権のうち、産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書を甲に提出する。

10　乙は、産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２３条第６項及び同規則様式第２６備考２３等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条第１項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。

11　乙は、当該産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。

12　乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

13　乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式２

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（特許／実用新案登録／意匠登録）の出願又は回路配置利用権の設定の

登録の申請を行ったので、知的財産の取扱いに関する特約条項第５条第１項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　発明者等の住所・所属・氏名
５　出願日
６　出願番号
７　出願した国名

添付書類：特許又は実用新案登録のとき（願書、明細書、特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲、図面、要約書）意匠登録のとき（願書、図面）、回路配置利用権のとき（申請書、図面又は写真）、受領書
関連文書：別記様式１の発簡番号

（令和８年９月１８日）

別記様式３

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の契約に係る（特許権／実用新案権／意匠権／回路配置利用権）の設定の登録を受けましたので、

知的財産の取扱いに関する特約条項第５条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　出願日
５　出願番号
６　産業財産権者
７　登録日
８　登録番号
９　登録した国名

関連文書：別記様式２の発簡番号

（令和８年９月１８日）

別記様式４

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

移転承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について移転したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第６条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
４　移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　知的財産の取扱いに関する特約条項第３条から第８条まで及び第１６条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
６　移転の理由

別記様式５

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

移転通知書

下記の契約に係る知的財産権について移転しましたので、知的財産の取扱いに関する特約条項第６条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
４　移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　移転日
６　知的財産の取扱いに関する特約条項第３条から第８条まで及び第１６条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

別記様式６

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第７条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
４　実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
６　知的財産の取扱いに関する特約条項第３条、第４条、第７条及び第１６条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
７　承認を受ける理由

別記様式７

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第７条第２項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類・番号・名称・国名
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
４　専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
５　設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
６　知的財産の取扱いに関する特約条項第３条、第４条、第７条及び第１６条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
７　承認を受ける理由

別記様式８

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

放棄承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第８条の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
４　放棄予定日
５　放棄の理由

別記様式９

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の契約に係る知的財産権について、知的財産の取扱いに関する特約条項第１７条の規定に基づき報告します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
４　乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

生産性向上推進制度に関する特約条項（第４０号）

（生産性向上推進制度の目的）

第１条　生産性向上推進制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が、契約の相手方又は競争参加を予定する相手方（以下「契約の相手方等」という。）からの原価改善申請（原価改善取組によるコスト削減を原因としてこの制度の適用を申請することをいう。以下同じ。）に基づきその適用を決定した場合に、事後の契約について、コスト削減額を考慮した価格にコスト削減額の一部（インセンティブ）を加算して計算価格を計算することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方等の意欲の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１項第１３号に規定する装備品等をいう。

(2)　生産管理　製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量及び生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。

(3)　歩留率　特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。

(4)　原価改善取組　計算価格の計算時に提出された見積資料に反映されていなかった技術、アイデア又は製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は習熟度、歩留率その他の指標に示される生産効率の向上により、製品又は部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。

(5)　コスト削減　原価改善取組により製造原価の一部が削減されることをいう。

(6)　コスト削減額　原価改善取組により削減される製造原価の削減額（初度費その他国若しくは地方公共団体の予算に基づく補助金、助成金等の支弁を受けた治工具、機械、設備等（消耗品を含む。）又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第７条の規定による財政上の措置を受けた設備（同法第４条第１項に規定する特定取組の実施が完了したものを除く。）を導入して効率化された部分を除く。）をいう。

(7)　仕様書等　仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。

(8)　申請契約　乙が、この特約条項に基づき原価改善申請を行い、原価改善取組によるコスト削減額を確定する契約をいう。

(9)　対象契約　申請契約において算定されたコスト削減額に基づくインセンティブ料が適用される契約をいう。

(10)　基準契約　申請契約又は対象契約における前例となる同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約（契約の履行条件が異なり、比較の基準とすることが不適当であるものを除く。）をいう。

(11)　対象工程等原価　製造原価のうち、原価改善取組の対象としてコスト削減が行

われた工程等に係る部分のコスト削減後の原価をいう。

(12)　原価監査付契約　甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

(13)　一般確定契約　原価監査付契約を除く、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。）をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定することとしている契約をいう。

(14)　補填インセンティブ料　原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い減少する利益を補填するために付与されるインセンティブ料をいう。

(15)　報奨インセンティブ料　原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い報奨として付与されるインセンティブ料をいう。

（制度適用の申請）

第３条　乙は、次の各号に掲げる契約について、甲に生産性向上推進制度の適用申請を行うときは、入札及び契約心得（補給本部等用）において定める手続きに従い、付紙様式第１の原価改善申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

(1)　現にこの特約条項が付されている契約（納期（納期が猶予された場合は猶予期限）到来の３０日前以前であるものに限る。）

(2)　この特約条項を付す条件で現に公募又は公示中である契約

(3)　過去にこの特約条項が付された契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約その他のこの特約条項を付すことが想定される契約

２　原価改善申請に係る原価改善取組は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)　次のいずれかに該当すること。

ア　契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

イ　生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(2)　原価改善取組に起因して納期に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する納期が、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

(3)　前号のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であって、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めた場合は、この限りでない。

３　乙は、第１項第１号の期間を除く任意のときに、原価改善申請に合わせて、又はこれとは別個に、甲に対し、乙の原価改善取組における工程改善等について、甲が調達する部外力による助言を要望することができる。

（制度適用の決定）

第４条　甲は、乙から申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、当該申請書に係る原価改善取組について生産性向上推進制度を適用するか否かを決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、生産性向上推進制度を適用しないとき、又は生産性向上推進制度の適用に条件を付すときは、その理由を示

した上で乙に通知するものとする。

２　甲は、原価改善申請に係る装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能又は性能が低下していないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断した場合には、前項の条件として、乙に対し、確認試験の実施を求めることができる。

３　甲は、原価改善申請に係る原価改善取組が第３条第２項第３号ただし書きに該当する場合には、申請契約に係る仕様書等の変更が正式に合意されることを第１項の条件とするものとする。

４　甲は、第１項の通知を、原則として、申請書の提出日から２０日以内に行うものとする。ただし、甲が、原価改善申請について調達要求元に照会する場合にあっては、３０日以内に行うものとする。

５　前項の規定にかかわらず、契約担当官等は、原価改善申請が第３条第１項第２号又は第３号に掲げる契約について行われた場合であって、前項の期限が当該契約の締結の日から７営業日を経過する前に到来するときは、第１項の通知を契約締結の日から７営業日以内に行うことができる。

６　前２項の日数には、甲が乙に対し、申請書について、補正若しくは差替え又は不足する資料若しくは情報の提出若しくは提供を求めた日から、当該補正若しくは差替え又は追加の提出若しくは提供があった日までの日数を含まない。

７　前各項の規定にかかわらず、甲は、当該規定による期限までに第１項の通知を行うことが相当困難である正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、当該期限を延長することができる。

（確認書の交換）

第５条　甲及び乙は、甲が前条第１項の通知を行った場合には、遅滞なく、付紙様式第２により、契約の相手方等との間で、当該原価改善申請に基づき生産性向上推進制度を適用する条件を確認する書面（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するものとする。

(1)　対象契約の範囲
(2)　生産性向上推進制度の適用期間（確認書の交換日をもって始期とする。）
(3)　原価改善の方法
(4)　原価改善取組に係る調達数量
(5)　原価改善取組によるコスト削減額
(6)　コスト削減後の対象工程等原価
(7)　前号のうち直接材料費及び直接経費の額
(8)　第６号のうち加工費の額及び該当工数
(9)　適用期間中の各年度におけるインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、第７条の規定による。）
(10)　対象契約の取扱いに関する事項（第１０条第２項又は第３項に関する事項を明らかにする。）
(11)　その他の必要な事項

２　甲及び乙は、確認書を取り交わした場合には、生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（第４１号）を基準として、申請契約に、当該契約における生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項（以下「実施特約」という。）を付すものとする。

３　確認書を取り交わし、又は実施特約を付す時点において第１項第４号から第８号までの数値の確認又は算定を終えていない場合には、確認書又は実施特約における

当該数値及び第１項第９号のインセンティブ料は、当該確認又は算定の後に定めるものとする。

４　乙は、第４条第１項の通知を受領した場合であっても、第１項各号に掲げる確認事項に合意できないときは、書面により、確認書の交換を拒否することができる。

５　甲及び乙は、第４条第３項の場合において、確認書を取り交わしたときは、申請契約その他現に履行中の対象契約に係る仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定め、所要の契約変更の措置を採るものとする。

６　乙は、申請契約以降の他の契約において申請契約と同一の原価改善取組を深掘りすること等により、前各項の規定により確認し、合意していたコスト削減額を増加させた場合には、甲に対し、コスト削減額の増額変更を申し込むことができる。この場合において、甲は、当該追加的なコスト削減の状況を改めて調査し、その事実を確認したときは、第３項に規定する各数値を再算定し、確認書及び実施特約を変更するものとする。

（確認書の取消し）

第６条　甲は、確認書において確認した原価改善取組の実施によってコスト削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等の正当な理由により、乙が確認書の取消し及び実施特約の解除を求めた場合には、これに応ずるものとする。

２　前項に規定する場合のほか、甲は、確認試験の実施により、原価改善申請の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、確認書を取り消し、実施特約を解除することができる。

３　前２項の規定により確認書等が取り消し等された場合における生産性向上推進制度の適用期間は、当該取消し等の日をもって終了するものとする。

４　第１項又は第２項の規定により確認書等の取消し等を行う時点において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っている場合又は原価改善申請に係る原価改善取組の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、甲及び乙は、速やかに、当該原価改善取組を実施しない場合の仕様書等に戻し、所要の契約変更の措置を採るものとする。

５　甲及び乙は、前各項の規定により確認書を取り消し、又は実施特約を解除した場合においても、原価改善申請に係る原価改善取組を実施しない場合の契約金額に戻し、その他増額するための契約変更を行わないものとする。

（インセンティブ料）

第７条　甲は、乙と対象契約を行うときは、当該契約におけるコスト削減額の範囲内において、次の計算式により計算する補填インセンティブ料に次項の規定による報奨インセンティブ料を加えて得た調達数量当たりの総インセンティブ料を、対象契約における調達数量に応じて調整し、これを対象契約に係る計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第２条第４号に規定する計算価格をいう。）における利益の一部として認めるものとする。

補填インセンティブ料＝申請契約における調達数量当たりのコスト削減額
×対象契約の利益率

２　報奨インセンティブ料は、第４条第１項の通知を行った日（以下「通知日」という。）の属する年度を通知年度とし、当該通知日の属する年度の翌年度を経過年数１年度目として、原価改善申請ごとに５年度目までの間について、申請契約におけ

る調達数量当たりのコスト削減額に次の表の率を乗じた額とする。ただし、申請契約の製造原価相当額に対するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が２パーセントを超える場合には、報奨インセンティブ料の付与期間を１年延長し、以降追加して２パーセント超えるごとにさらに１年延長するものとする。

（単位：パーセント）

通知当年度	通知日の翌年度からの経過年度数					
	１年度目	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目	延長期間中
７５		７０	６５	６０	５５	５０

３　申請契約が複数の契約から成る場合における前号の削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合とする。

４　前２項の規定にかかわらず、第３条第３項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における報奨インセンティブ料は、その付与期間を通して５０パーセントとする。

（確認試験）

第８条　乙は、第４条第２項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち会わせなければならない。

２　乙は、前項の確認試験の終了後、速やかに、乙が原価改善申請を行った原価改善取組を適用して装備品等の製造又はその整備、修理、改造等の役務を実施することが、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響を生じさせるものでないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を甲に提出しなければならない。

３　甲は、前項の確認試験結果報告書において、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響が確認された場合には、確認書を取り消し、生産性向上推進制度の適用を中止することができる。この場合において、契約金額は、これが原価改善取組によるコスト削減額を反映した金額であるときにおいても、これを当該コスト削減額を反映しない金額に増額する契約変更を行うことはできないものとする。

４　確認試験に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後の各対象契約において、当該契約に係るコスト削減額とインセンティブ料の差額の範囲において、当該費用を「原価改善確認試験料」として償却させ、計算価格の算定における販売直接費の一部として認めるものとする。

（申請契約の取扱い）

第９条　甲及び乙は、申請契約が原価監査付契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額及びインセンティブ料を反映した額をもって支払代金を確定するものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約であるときのインセンティブ料の加算は、原契約による上限の範囲内で行わなければならない。

２　甲及び乙は、申請契約が一般確定契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額又はインセンティブ料の多寡にかかわらず、生産性向上推進制度の適用を原因として契約金額を変更する契約変更は行わないものとする。

（対象契約の取扱い）

第１０条　生産性向上推進制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、対象契約が次の各号のいずれかに該当すること

を甲が確認した場合であって、甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により行うことができる。

(1)　対象となる契約の履行に特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去２年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2)　申請契約における削減割合が２パーセントを超える場合であって、確認書等に基づき、事後の契約についても同等以上のコスト削減が期待されるとき

３　乙は、前項の適用について、甲に対し、申請契約の契約方式（一般競争契約、指名競争契約又は随意契約の別をいう。）に応じ、確認書において、次の各号に掲げる事項を確認することを求めることができる。

(1)　申請契約が随意契約である場合　申請契約について甲が随意契約の方式を採ることとなった前提条件に変更のない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

(2)　前号以外の場合　甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

４　甲及び乙は、確認書の交換日以降に対象契約を締結する場合には、当該契約に、この特約条項のほか、実施特約を付すものとする。

（原価改善取組に係る知見の保護及び使用）

第１１条　甲は、確認書において確認した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見について、乙の同意なく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、原価改善申請書又は確認書に記載された情報（当該文書の別添資料に記載された情報であって、第三者への開示を不可とする旨が表示されている部分（当該別添資料の全体である場合を含む。）に記載されているものを除く。）については、前項の同意が得られているものとみなす。

３　前２項の規定にかかわらず、甲は、生産性向上推進制度の適用期間を終了した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見を、甲が行う他の調達におけるコスト削減のために無償で使用することができる。ただし、当該知見のうち乙の知的財産権、著作権その他の排他的権利により保護される部分については、この限りでない。

４　前各項の規定にかかわらず、第３条第３項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における原価改善取組に係るコスト削減に資する知見の取扱いは、工程改善等の支援に関する特殊条項（第１号）に定めるところによる。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

第１２条　乙は、甲が生産性向上推進制度の適用を決定するに際して、乙が真正な資料を提出若しくは提示せず、又は真実を説明していなかったことを甲が確認した場合には当該決定に係る申請契約及び対象契約に計上された全てのインセンティブ料の２倍の金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、この限りでない。

２　前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

付紙様式第１

原価改善申請書

１　申請案件
【記入例】　○○の○○工程の改善
※　部外力を活用した工程改善等の支援を利用した結果に基づく改善の場合、その旨を記載するとともに支援対象を特定する文書（「工数改善等支援実施の可否について（通知）」など）を記載すること

２　申請番号
【記入例】　○○－○○号

３　申請年月日

４　申請事業者名等
【記入例】　ア　住所
イ　会社名
ウ　代表者名

５　担当者の所属・氏名・番号

６　申請案件と同内容の技術変更提案の有無
※　有の場合は承認文書の発簡記号、番号及び年月日を記載の上、当該文書を添付すること
※　無の場合は「無」と記載すること

７　形態管理との関連
※１　有り、無しの区分について記載すること
※２　有りの場合については理由も示すこと

８　受理欄（受理者記入）
※１　受理、訂正受理、不受理の区分について記載すること
※２　受理、訂正受の場合は受理年月日を記載すること
※３　不受理の場合は、理由と不受理決定日を記載すること
【記入例】　訂正受理（受理年月日：○○.○○.○○）

９　運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等

１０　申請の内容

１１　申請の対象となる契約
※　調達要求番号、契約品名、契約金額、認証番号・認証年月日、契約方式・契約方法、数量・納期等について記載

（令和８年９月１８日）

１２　申請に添付する資料

【記入例】○○を示す資料

１３　申請によって影響を受ける事項
※　安全性、信頼性、整備性、操作性、互換性、耐久性、性能、電子計算機プログラム、関連機器等、質量、重心、容積、試験、補用品、官給品等について記載

１４　変更される部品等
※１　有り、無しの区分について記載すること
※２　有りの場合については該当部品を示すこと

１５　変更に必要とする器材等
※１　有り、無しの区分について記載すること
※２　有りの場合については該当器材等を示すこと

１６　変更を要する技術資料
※１　有り、無しの区分について記載すること
※２　有りの場合については該当技術資料を示すこと

１７　確認試験の要否及び内容
※１　必要、不要の区分について記載すること
※２　必要の場合については該当部品を示すこと

１８　コスト削減額の見積
※　部品等の価格変動、技術変更に要する経費、試験に要する経費、削減される経費

１９　既納品への処置
※１　必要性あり、必要性なしの区分について記載すること
※２　必要性ありの場合については該当品を示すこと

２０　契約納期への影響
※　有り、無しの区分について記載すること

２１　審議項目に対するチェックリスト
別紙のとおり

２２　その他事項

注　不要な文字は削除して使用する。

２３０
別　紙

審議項目に対するチェックリスト

提案件名：【※申請契約の件名を記載】

１．原価改善申請の内容の妥当性

（令和８年９月１８日）

２．原価改善取組とコスト削減との因果関係及びコスト削減の実現可能性

検討事項	検討結果
ア　次のいずれかに該当すること。 (ｱ)　契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。 (ｲ)　生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善を実績資料等により確認できること。	
イ　原価改善取組に起因して納期に変更を生じていないこと。ただし、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りでない。	
ウ　前記のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更を生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であって、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものでないものとして、調達要求元がこれを認めたときは、この限りでない。	

検討事項	検討結果
原価改善取組とコスト削減との因果関係があること。	
提案事業者の経費削減による調達価格の低減が可能であること。	

３．コスト削減額の適正性

検討事項	検討結果
必要経費の有無及び計上方法	
低減工数の計上方法	
コスト削減額の計上方法	

（令和８年９月１８日）

付紙様式第２

生産性向上推進制度に関する確認書

甲及び乙は、乙の原価改善申請に関し、生産性向上推進制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第５条第１項に基づき、次のとおり確認する。なお、この確認書と特約条項に相違が生じた場合には、特約条項の規定が優先されるものとする。

１　申請契約に関する事項

番号	調達要求番号	契約件名	契約金額（税込）	契約締結日
1				
2				
3				

２　生産性向上推進制度に関する事項

(1)　生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲

【記入例】　○○式○○○の製造
　　○○式○○○の修理役務

(2)　生産性向上推進制度の適用期間

【記入例】　令和○年○月○日から
　　（報奨インセンティブ料の適用は令和○年３月３１日まで）

(3)　原価改善取組の方法

【記入例】　○○工程における溶接方法の変更（細部は別添資料のとおり）

(4)　原価改善取組に係る調達数量

【記入例】　○○機

(5)　原価改善取組によるコスト削減額

【記入例】　１機当たり○○円（税抜）

(6)　コスト削減後の対象工程等原価及び内訳

【記入例】　１機当たり○○円（税抜）

うち、直接材料費	うち、直接経費	うち、加工費（該当工数）
○○円	○○円	○○円（○○時間）

(7)　適用期間の各年度でのインセンティブ料

インセンティブ料	原価改善申請の認定決定日から契約締結日までの経過年数				
	１年度目以前	２年度目	３年度目	４年度目	５年度目
補填インセンティブ料	○○円（前号のコスト削減額）×各年度の利益率				

（令和８年９月１８日）

報奨 インセンティブ料	円	円	円	円	円

(8)　生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

【記入例】　申請契約が特約条項第１０条第２項第１号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、生産性向上推進制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。

(9)　その他の必要な事項

年　　月　　日
第　　号

甲

乙

注　不要な文字は削除して使用する。

（令和８年９月１８日）

付録第４２

生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（第４１号）
（原価改善申請に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）

（コスト削減額及びインセンティブ料率の保証）

第１条　乙は、採用及び認定日以降の生産性向上推進制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

（契約金額に含まれるインセンティブ料等）

第２条　この契約は、生産性向上推進制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

２　この契約に関し、生産性向上推進制度に基づくコスト削減額、コスト削減後の対象工程等原価及び契約金額に含まれるインセンティブ料は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
対象工程等原価 （令和〇年度価格）	直接材料費： 直 接 経 費： 加　工　費：
補填インセンティブ料	
報奨インセンティブ料	

（生産性向上推進制度についての細部事項）

第３条　この契約が適用を受ける生産性向上推進制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、生産性向上推進制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料の記載例】

(1)　この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額	１機当たり　〇〇〇円
対象工程等原価 （令和〇年度基準）	直接材料費：１機あたり　〇〇〇円 直 接 経 費：１機あたり　〇〇〇円 加　工　費：１機あたり　〇〇〇円
補填インセンティブ料	１機当たり　〇〇〇円
報奨インセンティブ料	１機当たり　〇〇〇円

注　「対象工程等原価」の基準年度は、同欄に記載する直接材料費等を確認し、又は計算価格の計算に当たって計算した年度を記載する。

(2)　この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額 及び インセンティブ料	生産性向上推進制度に関する特約条項第５条第１項に規定する確認額（この特約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は０円とする。）

(3)　確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条項を適用する場合

コスト削減額	生産性向上推進制度に関する特約条項第５条第１項に規定する確認額（この特約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は０円とする。）
インセンティブ料	生産性向上推進制度に関する特約条項第９条第２項の規定により、契約金額に含まれるインセンティブ料なし。

注　不要な文字は削除して使用する。

付録第４３

専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項（第４２号）

（目的）

第１条　この特約条項は、甲が原価計算を行うに際して、乙がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも２件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）の取得及び管理について定めることを目的とする。

（専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画）

第２条　乙は、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、契約金額の内訳において専用防衛生産用資産（下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）に直接的又は間接的に取得させ、又は管理させるもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）を含む。以下同じ。）の取得に充てることを予定する金額について、その内訳として、前条の見積資料を基準として区分した費目ごとに要する費用を記載した書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の書面の提出に当たっては、前項の費用により取得される専用防衛生産用資産のうちに次に掲げるものについて、付紙様式第１により、その名称、取得時期の目途、概算の取得予定数量及び概算の取得予定金額を記載した書面を作成し、併せて報告するものとする。

(1)　建屋（建屋と一体として取得及び管理される附属設備を含む。以下「建屋等」という。）

(2)　機械及び装置

(3)　前２号に掲げるもののほか、仕様書に記載されている固定資産その他の資産

３　乙は、この契約において、甲に特約条項に基づき原価監査に係る資料を提出する義務を負っている場合には、第１項の費用に係る専用防衛生産用資産について、費目ごとに実際に要し、又は要する予定の費用を記載した書面を、当該資料に添付するものとする。

４　第２項の書面は、専用防衛生産用資産のうち委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごとに作成し、乙に係る報告と併せて報告するものとする。

５　前各項における金額には、コスト変動調整率に係る金額並びに一般管理及び販売費、利子並びに利益を含めないものとする。

６　乙は、第２項又は第４項の書面に記載される専用防衛生産用資産の中に建屋等がある場合における当該建屋等は別図のとおりとするものとし、当該書面において、建屋等ごとに、該当する別図の番号を引用し、表示するものとする。

７　乙は、甲が求める場合及び次条第２項から第４項までに規定する場合を除き、建屋等を別図に示すフロア、区画等ごとの用途以外の用途に使用し、又は使用させてはならない。

（令和８年９月１８日）

８　乙は、いずれかの建屋等の使用の計画又は現況が別図に示す各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況と有意に異なる状態となり、又は異なる状態となる見込みであるとき（工事業者に別図と異なる発注を予定するときを含む。）は、遅滞なく、甲に対し、この特約条項の該当する別図を変更する契約を申し込むものとする。ただし、基本設計の別図への反映以降竣工までの間にある建屋等については、この限りでない。

（専用防衛生産用資産の使用）

第３条　乙は、この契約の締結以降において、甲その他の防衛省の契約担当官等（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される専用防衛生産用資産（当該専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。）を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係る見積資料、経費率算定資料等において、当該専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。

２　甲らは、甲らが乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合には、乙に対し、その活用を求めることができる。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。

３　乙は、甲らが、甲らと下請負者とが行う契約における専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさない範囲において、下請負者と協議することを妨げないものとする。

４　乙は、前２項に規定する場合その他甲らとの原価計算方式による契約の履行のために甲の確認を得て用いる場合を除き、甲らとの対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

（専用防衛生産用資産の管理）

第４条　乙又は下請負者が取得した専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。

２　乙は、善良なる管理者としての注意をもって、専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。

３　乙は、専用防衛生産用資産を取得したときは、速やかに、甲に対し、付紙様式第２により、その名称、調達先、取得時期、数量、取得金額等を報告するものとする。ただし、固定資産に該当しない専用防衛生産用資産については、甲の同意を得て、当該専用防衛生産用資産に係る報告の全部又は報告項目の一部を省略することができる。

４　前項の規定にかかわらず、乙は、委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごとに、付紙様式第３を用いて前項の報告を行うものとする。

５　前２項の報告は、専用防衛生産用資産の品目数が膨大である場合には、甲の同意を得た専用防衛生産用資産（建屋等を除く。）について、６か月を超えない一定の期間ごとに可能なものをとりまとめて、段階的に行うことができる。

６　乙は、甲に対し、毎年５月３１日までに、３月３１日現在を基準として、付紙様式第４により、次に掲げる専用防衛生産用資産の維持及び管理の状況を報告するものとする。

(1)　第２条第２項の書面に記載されたもの

(2)　前号に掲げるもののほか、契約相手方又はその下請負者の固定資産台帳に登載されているもの

７　甲及び乙は、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて相互に協議するものとする。

（専用設備の紛失、滅失又は損傷等）

第５条　乙は、前条第７項の協議により、甲及び乙が、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。

２　前項の場合（甲らの責による場合を除く。）において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

（専用性保全検査の実施）

第６条　甲は、乙及び下請負者において、専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この特約条項に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、又はこの契約に基づいて生じた違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため、乙及び下請負者に対し、専用性保全検査（専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。）を実施することができる。

２　甲は、専用性保全検査を実施するときは、乙に対し、実施する日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）（防経装第４６２７号。２５．３．２９）別紙第２。以下「信頼性特約」という。）第４条第１項に規定する臨時調査に併せて実施するときは、当該臨時調査に係る通知と併せて、又はこれに含めて通知することができる。

３　乙は、前項の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。

４　甲は、甲が必要と認める場合には、甲が相応しい者として指定する監査法人若しくは公認会計士により専用性保全検査を支援させ、又は甲以外の防衛省の機関にこれを代行させることができる。

５　専用性保全検査において下請負者が提出し、若しくは提示した資料又は行った説明は、乙が提出し、若しくは提示し、又は行ったものとみなす。

６　信頼性特約第６条の規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、同条中「制度調査」、「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と、「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

（違約金）

第７条　乙は、甲が、乙の第３条第４項への違反（不可抗力によるもの及び正当防衛又は緊急避難に伴うものを除く。）を確認した場合には、同項ただし書きの規定による「相応の対価」に加え、これと同等の金額を、違約金として甲に支払うものと

する。

２　前項の場合において、乙が専用防衛生産用資産を他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又は乙以外の者に転用され、流用され、若しくは一時使用された日数、時間数等を客観的に証明する証憑（ひょう）その他の根拠を示すことができないときにおける違約金の額は、前項の規定にかかわらず、当該専用防衛生産用資産の取得金額にこれに係る第２条第５項の各項目に相当する金額を加えた金額とする。

３　前２項の規定は、乙が、乙の第３条第４項への違反について、甲が疑義を指摘する前に自発的に申告した場合には、適用しない。

４　第１項及び第２項の規定による違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

（下請負者との取り決め）

第８条　乙は、この契約において委託先専用防衛生産用資産がある場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、付紙第１に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの特約条項に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。

２　乙は、下請負者と前項の取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する専用性保全検査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。

３　第１項の場合において、下請負者は甲らが経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、付紙第２に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。

４　乙は、下請負者と前項の取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する制度調査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。

５　信頼性特約第２条第６項の規定は、同条第１項各号に掲げる場合において、乙又は下請負者が、委託先専用防衛生産用資産に関して不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、当該行為に関して当該下請負者に故意又は重大な過失がなかった場合を除き、適用しない。

６　第３項から前項までの規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみであるものを除く。）を含まず、かつ、その取得金額の合計額が１億円以下である下請負者には、適用しない。

７　第１項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲と、甲が定める委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項を締結するものとする。この場合において、甲及び乙の間において、原価監査を行うための特約条項が締結されていないときは、これを加える変更契約を行うものとする。

⑴　当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等が含まれるとき（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみを取得させる場合を除く。）

(2)　前号に掲げる場合のほか、当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産の取得金額の合計額が１０億円を超えるとき

８　乙は、甲に対し、専ら前項第１号に掲げる場合にのみ該当する下請負者に対する原価監査について、該当する建屋等に係る原価監査のみとすることを求めることができる。

９　第７項の規定は、これを適用することが適切ではない者として甲及び乙が個別に合意した下請負者には、適用しない。

（特約条項の有効期間）

第９条　この特約条項は、主たる契約条項の規定にかかわらず、甲及び乙が、この特約条項の対象となる専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わす日までの間、効力を有する。

(1)　当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと

(2)　当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産の取得及び管理に関し、
合意を要する事項

１　目　的

この発注付帯条件は、甲が防衛省と締結した［主契約名称、契約番号等を記載］（以下「主契約」という。）に係る甲乙間の発注付帯条件として、主契約に係る契約担当官等（以下「主契約担当官等」という。）が原価計算を行うに際して、甲がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも２件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）のうち、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）が取得し、又は管理するもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）の取得及び管理について定めることを目的とする。

２　委託先専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画

(1)　委託先専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して報告等の義務を負っていることに留意を要する。

(2)　建屋等に関する規定を記載（任意）。なお、委託先専用防衛生産用資産である建屋等についても、主契約者は、主契約に係る特約条項の別図のとおりに使用し、かつ、使用させる義務を負っていることに留意を要する。］

３　委託先専用防衛生産用資産の使用

(1)　乙は、主契約の締結以降において、甲又は主契約担当官等その他の防衛省の契約担当官等（以下「防衛省の契約担当官等」という。）若しくはその委託を受けた者（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される委託先専用防衛生産用資産（当該委託先専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。）を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係るこれらの者に対する見積資料、防衛省の契約担当官等に対する経費率算定資料等において、当該委託先専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。

(2)　乙は、甲らが、乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために委託先専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合に、防衛省の契約担当官等が、乙に対し、必要に応じ甲を通じて、その活用を求めることに同意する。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に

支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。

(3)　乙は、防衛省の契約担当官等が、防衛省の契約担当官等と乙の下請負者とが行う契約における委託先専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさない範囲において、当該下請負者と協議することを妨げないものとする。

(4)　乙は、前号に規定する場合その他防衛省の契約担当官等との原価計算方式による契約の履行のために防衛省の契約担当官等の確認を得て用いる場合を除き、防衛省の契約担当官等との対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される委託先専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲を通じて主契約担当官等と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

4　委託先専用防衛生産用資産の管理

(1)　乙又は乙の下請負者が取得した委託先専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。

(2)　乙は、善良なる管理者としての注意をもって、委託先専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。

(3)　甲及び乙は、委託先専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて主契約担当官等と協議する必要性について、相互に協議するものとする。

(4)　委託先専用防衛生産用資産の管理報告に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して報告等の義務を負っていることに留意を要する。

5　委託先専用防衛生産用資産の紛失、滅失又は損傷等

(1)　乙は、前項第３号の協議の結果に基づき、甲が主契約担当官等との間において、委託先専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該委託先専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。

(2)　前号の場合（甲らの責による場合を除く。）において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった委託専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該委託先専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

6　専用性保全検査の実施

(1)　乙は、乙及び乙の下請負者において、委託先専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この発注付帯条件に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、甲に代わって、主契約担当官等若しくは主契約担当官等以外の防衛省の契約担当官等、又は主契約担当官等が相応しい者として指定し、これを支援する監査法人若しくは公認会計士が、乙又は乙の下請負者に対し、専用性保全検査（専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、

体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。）を実施することに同意する。

(2)　甲は、主契約担当官等と調整して、乙に対し、専用性保全検査が実施される日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、専用性保全検査が、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）（防経装第４６２７号。２５．３．２９）別紙第２（主契約担当官等と乙との他の契約に係るものを含む。）。）第４条第１項に基づく臨時調査に併せて実施されるときは、当該臨時調査に係る主契約担当官等の通知と併せて、又はこれに含めて、甲に代わって、防衛省の契約担当官等から通知させることができる。

(3)　乙は、前号の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。

(4)　甲と乙が委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する発注付帯条件（第７項第２号において「委託信頼性条件」という。）を取り決めた場合における当該発注付帯条件中の制度調査の実施に係る保障に関する規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、これらの規定中「制度調査」「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

(5)　前各号の規定にかかわらず、甲が、専用性保全検査について、防衛省の契約担当官等に委託することなく、甲自ら直接に、又は防衛省の契約担当官等（防衛省が指定する監査法人又は公認会計士を含む。）以外の者に委託してこれを実施する場合におけるその可否及び条件は、甲及び乙が別に協議して定める。

7　下請負者との取り決め

(1)　乙は、下請負者に委託先専用防衛生産用資産を取得させ、又は管理させる場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、この発注付帯条件と同等の発注付帯条件を取り決め、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの発注付帯条件に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。

(2)　前号の場合において、乙の下請負者が防衛省の契約担当官等が経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、委託信頼性条件と同等の発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。

(3)　前号の規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみであるものを除く。）を含まず、かつ、その取得金額の合計額が、１億円以下である下請負者には、適用しない。

(4)　乙は、下請負者と第１号又は第２号に規定する取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を、甲を通じて、主契約担当官等に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この発注付帯条件の有効期間中における各取り決めに基づく当該下請負者に対する専用性保全検査又は制度調査の実施に関する事務を甲に委託したものとみなす。この場合において、甲は、当該事務を主契約担当官等に再委託することができる。

(5)　再委託先の委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する規定を記載（任意）。主契約者は、主契約（付帯される特約条項を含む。）に基づき、再委託先の

委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して原価監査の実施及び保障の義務を負っている場合があることに留意を要する。

８　違約金

違約金に関する規定を記載（任意）。主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても、主契約に係る特約条項に基づき、信頼性特約違反を含め、違約金の支払い義務を負う場合があることに留意を要する。

９　発注付帯条件の有効期間

この発注付帯条件は、甲乙間の他の契約条項の規定その他の合意にかかわらず、甲及び主契約担当官等が、この発注付帯条件の対象となる委託先専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わし、甲が乙に対し、これを通知する日までの間、効力を有する。

(1)　当該委託先専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと。

(2)　当該委託先専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関し、合意を要する事項

１　目　的

この発注付帯条件は、甲が防衛省と締結した［主契約名称、契約番号等を記載］（以下「主契約」という。）に係る甲乙間の発注付帯条件として、主契約に係る契約担当官等（以下「主契約担当官等」という。）が原価計算を行うに際して、甲がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも２件以上のもののその履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）のうち、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）が取得し、又は管理するもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施について定めることを目的とする。

２　関係資料の保存

(1)　乙は、委託先専用防衛生産用資産の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払は前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の４月１日から起算して１年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。

(2)　乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前号の規定に準じて帳票類を保存させなければならない。

３　真正な資料を提出等する義務

(1)　乙は、次に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

ア　主契約担当官等が原価計算を行うに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合

イ　主契約担当官等その他の防衛省の契約担当官等（以下「防衛省の契約担当官等」という。）が行う経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）の算定に際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合

（令和８年９月１８日）

ウ　主契約担当官等が委託先専用防衛生産用資産に係る契約の履行を監督し、又は検査するに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合

エ　防衛省の契約担当官等が行う制度調査、原価監査その他の調査等に際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合

オ　甲が主契約担当官等に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合

カ　信頼性特約違反に係る違約金の負担に関する規定を記載（任意）。主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても、主契約に係る特約条項に基づき、違約金の支払い義務を負う場合があることに留意を要する。

４　制度調査の実施

(1)　乙は、乙又は乙の下請負者が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、甲に代わって、主契約担当官等若しくは主契約担当官等以外の防衛の契約担当官等又は主契約担当官等が相応しい者として指定し、これを支援する監査法人若しくは公認会計士が、乙又は乙の下請負者に対し、制度調査（乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施することに同意する。

(2)　乙は、防衛省の契約担当官等から制度調査の実施の申入れがあった旨を甲から通知された場合には、これを受け入れなければならない。

(3)　甲は、防衛省の契約担当官等に委託して制度調査を実施させるものとし、甲自ら直接に、又は防衛省の契約担当官等（防衛省が指定する監査法人又は公認会計士を含む。）以外の者に委託してこれを実施してはならない。

５　定期調査及び臨時調査の実施

(1)　制度調査は、防衛省の契約担当官等の年度の計画に基づき、実施される日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。

(2)　甲は、前号の通知について、甲に代わって、防衛省の契約担当官等から直接に乙に対して通知させることができる。

(3)　乙は、甲又は甲に代わって通知する防衛省の契約担当官等から臨時調査の通知を受け、又は申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

６　制度調査の実施項目

甲は、制度調査において、防衛省の契約担当官等をして、次に掲げる事項を確認させることとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。

(2)　第８項に規定するコンプライアンス要求事項が達成され、適正に実施されていること。
(3)　原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
(4)　原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
(5)　貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。
(6)　その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項

7　制度調査の実施に係る保障

(1)　甲は、前項各号に掲げる事項を確認するため、防衛省の契約担当官等をして、次に掲げる調査を行わせるものとし、乙は、甲に対し、甲の同意を得た防衛省の契約担当官等が、制度調査（次号のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この項において同じ。）、資料、情報システム等にアクセスすることを認める等その円滑な実施を保障するものとする。
　ア　帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）
　イ　関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
　ウ　前記の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
　エ　作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この項において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査
(2)　甲は、前号の調査の一環として、防衛省の契約担当官等をして、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次号において同じ。）を随時実施させることができる。
(3)　乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲に代わってこれを実施する防衛省の契約担当官等があらかじめ指定する制度調査の担当者に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。
(4)　乙は、臨時調査において、甲に代わってこれを実施する防衛省の契約担当官等の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、防衛省の契約担当官等があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

8　コンプライアンス要求事項の確認

(1)　甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、次に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認する。
　ア　防衛省との直接又は間接の契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続を採ることとしていること。
　イ　アの書面が少なくとも契約の履行完了後５年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査（甲の委託による場合を含む。）に際して確認できる体制としていること。
　ウ　不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続

を防衛関連事業に従事する全役職員に適切に周知することとしていること。

エ　防衛関連事業に従事する全役職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。

オ　本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしていること。

(2)　甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請することができる。

(3)　甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

９　適用する経費率との関係

乙が制度調査に応じなかった場合における乙の経費率の取扱いに関する規定を記載（任意）。主契約者に対する支払代金には、委託先専用防衛生産用資産に係る部分を含め、主契約者と主契約担当官等との間の資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項第８条が適用されることに留意を要する。

10　発注付帯条件の有効期間

この発注付帯条件は、甲乙間の他の契約条項の規定その他の合意にかかわらず、甲及び主契約担当官等が、この発注付帯条件の対象となる委託先専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わし、甲が乙に対し、これを通知する日までの間、効力を有する。

(1)　当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと

(2)　当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

付紙様式第１

会　社　名：〇〇株式会社
調達要求番号：〇〇〇
契 約 品 名：〇〇〇

一連番号	専用防衛生産用資産の分類 ※1	専用防衛生産用資産の名称 ※2	取得時期の目途 ※3	取得予定数量 ※4	設置予定場所 ※5	耐用年数 ※6	取得予定金額 ※7	備考 ※8
1								
2								
3								
4								

※１　「建屋」、「機械及び装置」、「その他」を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。
※２　カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。
※３　〇年〇月頃など作成時点における取得予定時期を記述すること。
※４　可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。
※５　専用防衛生産用資産が設置又は管理される予定である会社名及び設置工場名を記載すること。
※６　専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。
※７　消費税抜きの金額を記述すること。
※８　必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

（令和８年９月１８日）

２５１
付紙様式第２
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産取得実績報告書の提出について

下記契約に係る専用防衛生産用資産取得実績報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第４条第３項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

１　調達要求番号　：

２　契 約 品 名　：

３　契 約 数 量　：

４　認 証 番 号　：

５　契 約 金 額　：

６　契 約 納 期　：

添付書類：別紙

（令和８年９月１８日）

会　社　名：〇〇株式会社
調達要求番号：〇〇〇
契 約 品 名：〇〇〇

一連番号	専用防衛生産用資産の分類 ※1	専用防衛生産用資産の名称 ※2	工事番号 ※3	専用防衛生産用資産の調達先 ※4	取得時期	数量 ※5	設置場所 ※6	法定耐用年数 ※7	取得金額 ※8	備考※9
1										
2										
3										
4										

※１　「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。
※２　カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。
※３　計上する工事番号を記載すること。
※４　専用治工具等の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、代表例を記述することは差し支えない。
※５　可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。
※６　専用防衛生産用資産を設置又は管理される会社名及び設置工場名を記載すること。
※７　専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。
※８　１円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。
※９　必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

（令和８年９月１８日）

２５３
付紙様式第３
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委託専用防衛生産用資産取得実績報告書の提出について

下記契約に係る委託専用防衛生産用資産取得実績報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第４条第４項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

１　調達要求番号　：

２　契 約 品 名　：

３　契 約 数 量　：

４　認 証 番 号　：

５　契 約 金 額　：

６　契 約 納 期　：

７　対象下請負会社　：

添付書類：別紙

（令和８年９月１８日）

下 請 負 者 の 名 称：〇〇株式会社※1
調 達 要 求 番 号：〇〇〇
契　　約　　品　　名：〇〇〇
下請負者が担当する業務：〇〇〇※2

一連番号	委託先専用防衛生産用資産の分類 ※3	委託先専用防衛生産用資産の名称 ※4	工事番号 ※5	委託先専用防衛生産用資産の調達先 ※6	取得時期	数量 ※7	設置場所※8	法定耐用年数 ※9	取得金額 ※10	備考 ※11
1										
2										
3										
4										

※１　下請負者ごとに別紙を作成すること。
※２　下請負者が製造を担当する構成品名や業務内容の概要を記述すること。
※３　「専用治工具」「専用機械」「専用装置」「専用設備」「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」について、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。
※４　カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。また、下請負者における管理番号も記述すること。
※５　経理・原価計算規定等に基づくものであること。
※６　専用治工具等の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、事前に契約担当官と調整し、代表例を記述することは差し支えない。
※７　可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用治工具等となる場合は、一式と記述すること。
※８　委託先専用防衛生産用資産を設置又は管理される会社名及び設置工場名を記載すること。
※９　委託先専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。
※１０　１円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。
※１１　必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

（令和８年９月１８日）

２５５
付紙様式第４
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産維持・管理状況報告書の提出について

下記契約に係る専用防衛生産用資産維持・管理状況報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第４条第６項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

１　調達要求番号　：

２　契 約 品 名　：

３　契 約 数 量　：

４　認 証 番 号　：

５　契 約 金 額　：

６　契 約 納 期　：

添付書類：別紙

（令和８年９月１８日）

会　　社　　名：○○株式会社※１
調　達　要　求　番　号：○○○
契　　約　　品　　名：○○○
下請負者が担当する業務：○○○※２

一連番号	専用防衛生産用資産の分類 ※３	専用防衛生産用資産の名称 ※４	固定資産番号 ※５	工事番号 ※６	専用防衛生産用資産の調達先 ※７	取得時期 ※８	数量 ※９	設置場所 ※１０	法定耐用年数 ※１１	取得金額 ※１２	期末帳評価額 ※１３	原価償却類型	備考 ※１４
１													
２													
３													
４													

※１　委託先専用防衛生産用資産がある場合は、「会社名」を「下請負者の名称」に変えて委託先専用防衛生産用資産を取得している下請負者ごとに本紙を作成すること。
※２　下請負者の報告時にのみ記載すること。
※３　「専用治工具」「専用機械」「専用装置」「専用設備」「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。
※４　カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。
※５　固定資産台帳へ登載される番号を記載すること。
※６　計上する工事番号を記載すること。
※７　調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの機械及び装置となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、記述することは差し支えない。
※８　特約条項第２条第２項に係るもののうち、取得に至っていないものは予定時期を記述すること。
※９　可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの機械及び装置となる場合は、一式と記述すること。
※１０　会社名及び設置工場名を記載すること。
※１１　固定資産台帳へ登載時の法定耐用年数を記載すること。
※１２　１円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。
※１３　固定資産台帳へ登載時の価額から報告時の会計年度の末日における帳簿価額との差を記載すること。
※１４　必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。特に維持及び管理の必要性が消失したものと認められたものについては、経緯が記録されるよう甲乙間の協議文書番号等を記述すること。

注意：甲が求める場合、本紙を表計算処理が可能な電子計算機情報としても提出すること

（令和８年９月１８日）

装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関する特約条項（第４３号）

甲及び乙は、装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関し、次の特約条項を定める。

（定義）

第１条　次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　装備品等　自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び需品をいう。

(2)　製造等　製造及び修理をいう。

(3)　供給途絶リスク　装備品等の製造等を継続するために必要な部品又は原料等の調達に支障を来すリスクをいう。

(4)　原料等　原料、製造過程において使用される物質、製造等に必要不可欠な治工具等に含まれる物質をいう。

(5)　部品等　装備品等を構成する部品及び構成品をいう。

（サプライチェーンの調査）

第２条　乙は、仕様書に定める装備品等を構成する部品等（役務請負契約の場合には、役務に必要な部品等）において、調達要求元が別に示す原料等について、当該原料等毎にサプライチェーンを調査し、供給途絶リスクがある部品等（合理的な範囲において供給途絶リスクが予見できるものに限る。以下同じ。）について、別紙様式第１に必要事項を記載し、速やかに調達要求元に提出しなければならない。

２　乙は、前項の規定に基づくサプライチェーン調査の過程で、調達要求元から示された原料等のほかの原料等について、供給途絶リスクを把握した場合は、供給途絶リスクがある部品等について、別紙様式第１に必要事項を記載し、速やかに調達要求元に提出しなければならない。

３　乙は、前２項の規定に基づき別紙様式第１を提出した原料等について、継続的にサプライチェーンを調査し、新たに供給途絶リスクがある部品等が判明した場合又は別紙様式第１に記載した供給途絶リスクに影響を及ぼし得る変更があったことを把握した場合には、新たに別紙様式第１に記載した必要事項を追加又は修正し、速やかに調達要求元に提出しなければならない。

４　乙が前３項の調査を実施するに当たり、乙の取引相手から回答を得られないその他の乙の責に帰することができない事由により、乙が別紙様式第１に必要事項を記載できない場合には、その記載できない事由を示すことをもって、当該必要事項の記載に代えることができる。

（供給途絶リスクを低減する方策）

第３条　乙は、前条の調査により把握した供給途絶リスクについては、供給途絶リスクを低減する方策の検討を行い、別紙様式第２に必要事項を記載し、速やかに調達要求元に提出しなければならない。

（契約の変更等）

第４条　前条により提出された別紙様式第２における供給途絶リスクを低減する方策について、甲が契約の履行を継続するに際して必要と認めた場合には、原則として甲がその実施に要する費用（費用が計上される部品等の単価の当初見積との差額その他原料等の切替えに必要な費用をいう。）を負担することとし、必要に応じ契約

変更等の措置を採るものとする。この場合において、当該供給途絶リスクを低減する方策に必要となった費用の確定については、基本契約条項第〇〇条第〇〇項による。

（その他）

第５条　乙は、第３条の規定に基づき供給途絶リスクを低減する方策を検討して別紙様式第２により当該方策を調達要求元に提出した原料等について、当該供給途絶リスクにより、特定の部品等に係る乙の仕入れ又は内製が有意に妨げられるおそれが具体化した場合には、別紙様式第３により、甲に報告するものとする。

２　甲は、納期が猶予された場合において、前項の報告があった原料等を含む部品等のうち次の各号に掲げる部品等について、当該各号に係る供給途絶リスクにより原料等の供給が途絶したことに起因してその仕入れ又は内製が妨げられ、契約の履行が納期に遅れた場合には、当該遅れた日数を基本契約条項第〇〇条第〇〇項に規定する延納金に係る延納日数に含めないものとする。

(1)　乙が、第３条の規定に基づき別紙様式第２により供給途絶リスクを低減する方策（明らかに実効性がないものを除く。）を調達要求元に提出し、調達要求元が当該方策を実施することが必要と認めた場合において、当該方策を現に乙が実行中である部品等

(2)　前号に掲げるもののほか、供給途絶リスクが想定される原料等の調達先の切替え及び同等の性能を有する代替品への切替えその他の供給途絶リスクを低減する方策を実施できる可能性がないと調達要求元が認める部品等

３　前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しないものとする。

(1)　前項の日数について、乙に故意又は重大な過失がある場合

(2)　乙が、前項の納期に遅れる原因となった部品等に供給途絶が見込まれる原料等が含まれることを証明する資料を甲に提出しなかった場合

別紙様式第１

原料等のサプライチェーン調査表

分類	
調達要求番号	
契約件名	
企業名	
契約期間	

原料等の名称	・原料等が含まれた部品・構成品 ・原料等を製造過程に使用している部品・構成品 ・原料等が含まれた治工具を使用している部品・構成品（A）	（A）を製造している企業名（B）	（A）の数量（C）	（B）を０次とした場合の、BとEの間のサプライチェーンの概要（企業名／部品・構成品等／国籍）	当該契約履行に必要な原料等の数量（D）	原料等を調達している企業名（E１）	（E）の国籍（F１）	（E）が調達している原料等の数量（G１）	原料等を調達している企業が２社ある場合記入			乙が保有している在庫について	
									原料等を調達している企業名（E２）	（E）の国籍（F２）	２）（E）が調達している原料等の数量（G２）	原料等の在庫量	（A）の在庫量

（令和８年９月１８日）

別紙様式第２

供給途絶リスクを低減する方策に関する調査表

調達要求番号：
契 約 件 名：
企　業　名：
契 約 期 間：

<table>
<tr><th colspan="4">項目</th><th>回答</th></tr>
<tr><td colspan="4">対象の原料等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">契約履行に必要な数量（単位）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="11">供給途絶リスクを低減する方策</td><td rowspan="8">対象の原料等の調達先の切替え</td><td colspan="2">実現の可否</td><td>可 ・ 不可</td></tr>
<tr><td rowspan="7">可の場合</td><td>代替調達先（社名／国籍）</td><td></td></tr>
<tr><td>調達先切替えに要する期間（月、年）</td><td></td></tr>
<tr><td>単価（円）</td><td></td></tr>
<tr><td>当初見積との差額（円）</td><td></td></tr>
<tr><td>当初</td><td></td></tr>
<tr><td>切替後</td><td></td></tr>
<tr><td>その他必要な費用（円）</td><td></td></tr>
<tr><td>不可の場合</td><td>理由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">同等の性能を有する代替品への切替え</td><td colspan="2">実現の可否</td><td>可 ・ 不可</td></tr>
<tr><td rowspan="8">可の場合</td><td>代替品の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>代替可能性</td><td></td></tr>
<tr><td>代替による価格以外の影響</td><td></td></tr>
<tr><td>代替品取得に要する期間（月、年）</td><td></td></tr>
<tr><td>代替品取得単価（円）</td><td></td></tr>
<tr><td>当初見積との差額（円）</td><td></td></tr>
<tr><td>当初</td><td></td></tr>
<tr><td>切替後</td><td></td></tr>
<tr><td>その他必要な費用（円）</td><td></td></tr>
<tr><td>不可の場合</td><td>理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td></td></tr>
</table>

注　１　対象の原料等毎に作成すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

（令和８年９月１８日）

別紙様式第３

供給途絶リスクにより仕入れ又は内製が有意に妨げられるおそれのある部品等調査表

調達要求番号：
契 約 件 名：
企　　業　　名：
契 約 期 間：

番号	供給途絶が見込まれる部品等	供給途絶の具体的な影響	供給途絶の影響を踏まえた納入可能時期	備考

注：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

技術援助に関する特別契約条項（第１号）

第１章　　総　　則

（契約の目的）
第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、甲の発行する技術援助発注書により技術者を甲の指示する場所に派遣し、指定された期限又は期間に技術援助を行うものとし、甲はその代金を乙に支払うものとする。
（代金）
第２条　乙に支払われる代金は、次の各号に定める費用が含まれているものの合算額とする。
　ただし、第１３条ただし書きによる事項がある場合は、その代価を含めた合算額とする。
(1)　甲が定める率で計算された直接工に属する技術員についての工費
(2)　技術員に係る直接経費（旅費、日当、宿泊料）
(3)　その他甲が必要と認める経費
(4)　甲が定める率で計算された一般管理及び販売費、利子、利益
（経費率等の変更）
第３条　前条による経費率等を変更しようとするときは、甲乙協議して決定するものとする。
（債務の引受け等の承認）
第４条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
(1)　この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
(2)　この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
(3)　技術援助の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合
（代理人等の届出）
第５条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。
(1)　この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
(2)　技術援助の主要でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合
（再委託等）
第６条　乙は、契約役務の全部又は一部（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、書面により甲の承認を得なければならない。
２　乙は、契約役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙に義務とされている事項につきその責を免れない。
（特許法上の権利の侵害の禁止）
第７条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

（令和８年９月１８日）

２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して、その賠償を請求することができる。

（技術者名簿の提出等）

第８条　乙は、この契約締結後速やかに仕様書に定める区分に従い技術者名簿を作成し、甲に提出するものとする。

２　乙は、技術者名簿に掲載されている技術者を変更するときは、速やかに通知するものとする。

第２章　　契約の履行

（技術援助の発注及び実施）

第９条　甲は、技術援助の発注を行う場合は、技術援助発注書をもって乙に発注するものとする。

２　乙は、前項の発注書により所要の技術員を派遣し、技術援助を実施するものとする。

３　技術援助の実施については、仕様書及び甲又は甲の指名する者の作業指示によるものとする。

４　技術員は、日々の技術援助の実施について、別に示す作業記録表により甲の指名する者の確認を受けなければならない。

（工具、器具の使用）

第１０条　技術員は、現地における技術援助の実施に当たり部隊保有の工具、器材等を使用することができる。

（監督及び検査）

第１１条　この契約における乙の技術援助について、甲又は甲の指名する者は、所要の指示監督、役務履行の促進並びに作業記録表（役務完了調書）（別紙）、材料使用明細書及び故障状況報告書の確認を行うものとする。

（技術援助の完了）

第１２条　乙の技術援助完了の日は、甲又は甲の指名する者の検査（確認）を受けた日とする。

（代金の請求及び支払）

第１３条　乙は、技術援助の代金を請求する場合には、技術援助発注書による技術援助が完了し、検査官の検査に合格したのを確認した後、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な請求書をもって請求しなければならない。ただし、第２条第２号及び第４号の代価については、甲乙両者において決定した額をもって請求するものとする。

２　甲の属する資金前渡官吏は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して３０日以内に乙に代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第１４条　甲の属する資金前渡官吏が第１３条に定める約定期間内に代金の支払いをしない場合は乙は甲に対し、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。ただし、約定期間内に支払いをしないことが、天災地変等やむを得ない理由による場合は当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息

を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

（契約保証金による充当）

第１５条　甲は、第１８条第１項により違約金を徴収し、又は同条第２項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第３章　　契約の効力等

（契約の変更）

第１６条　甲は、乙の行う技術援助が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、履行場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

２　前項により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

３　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

４　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（甲の解除権）

第１７条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(2)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が履行期間内に当該契約履行を完了しないか又は履行を完了する見込みがない場合

(3)　契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

(4)　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

２　甲は、前項によるほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第１８条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（事情の変更）

第１９条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　第１６条第３項は、前項により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用す

る。

（納期の猶予）

第２０条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第２１条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の１０パーセントの金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数

(4)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第２２条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

（履行不能の通知）

第２３条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに履行を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第２４条　乙の故意又は、重過失により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害を

与えた場合には、乙は甲の指示するところに従い修補若しくは代品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。その賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

２　甲乙双方の責に帰することができない理由により、甲の物品、設備、機器その他の物に損害生じた場合は、その物についての損害は甲、役務については乙の負担とする。

３　甲の責めに帰すべき理由により、乙が契約の全部又は一部を完了することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

４　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

（技術援助の契約不適合）

第２５条　乙が行った役務に関し当該器材に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２　前項の当該器材の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、第１項の当該器材の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第１８条による解除の例により契約を解除することができる。

４　修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、履行完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

５　乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

６　契約不適合のある当該器材の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

７　前各号は、第１項により修補され、再度引き渡された当該器材になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

８　修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（違約金）

第２６条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（令和８年９月１８日）

３　第２１条第３項は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第２７条　甲は第１７条第２項によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに履行が完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第１８条によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項による損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

第４章　　秘密の保全

（秘密の保全）

第２８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

３　甲は、乙が提出した技術資料の全部又は一部をこの契約の目的以外に使用し又は第三者に利用させようとするときは、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

第５章　　原価監査等

（計算規則の承認等）

第２９条　乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

２　乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

４　前３項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

（原価監査）

第３０条　甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

２　甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行なうため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、中小受託事業者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

３　原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を準用する。

４　甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

（原価監査の実施項目）

第３１条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1)　実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
(2)　直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
(3)　直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
(4)　直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
(5)　複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
(6)　その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第３２条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1)　帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
(2)　関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
(3)　前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
(4)　作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

２　甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

３　乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第３３条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

２　甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第３６条に規定する非原価項目を除いて算定し

たものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

第６章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第３４条　乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第６条の規定は、前５項についても適用する。

第７章　　雑　　則

（調査）

第３５条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約により生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

（令和８年９月１８日）

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項による調査に協力するものとする。

４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。

５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第３６条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

（裁判管轄）

第３７条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

（令和８年９月１８日）

別　紙

契約番号		契約件名	

作業記録（役務完了調書）

実施年月日	年　　月　　日　　曜日	監督官	検査官
契約業者名			
実施場所			
技術援助の区分			
派遣員の種類			

作業内容

作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は所見	

注

１　本表は、派遣員自身が原則として毎日作成すること。
２　直接工員は必ず工数を記入し監督官の確認を受けるものとする。
３　今後参考となる事項、派遣員の所見等は可能な限り詳細に記入する。
４　本表の作成は、技術員、直接工員それぞれ別様に作成するものとする。
５　材料等を使用した場合は、使用日ごとに付表を作成するものとする。
６　本表の提出部数は４部とする。
７　検査官は、検査完了後役務等検査調書に本表を添付し契約担当官等へ２部送付する。

（令和８年９月１８日）

早期装備化契約特別条項（第２号）

第１章　総　則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、「　　」の早期装備化に向けた概念実証、改良、運用実証（以下「改良等」という。）を行い、納期までに成果をまとめた報告書（以下「成果報告書」という。）を納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

２　本契約は、次の各号に掲げるうち、全部または一部で構成することとし、詳細は仕様書において定めるものとする。

(1)　防衛力の一部として利用し得る製品、試作品、技術、サービス等（以下「早期装 備化対象候補」という。）の防衛省・自衛隊への納入もしくは貸出、または防衛省・自衛隊が早期装備化対象候補の利用を可能とするための役務の提供

(2)　早期装備化対象候補を部隊等の使用に供する際の課題を検討するための概念実証または防衛省・自衛隊が実施する概念実証の支援

(3)　実証結果を踏まえ装備品等としての要求性能を満たすために必要となる改良

(4)　改良結果を検証するための運用実証

３　成果報告書は、改良等の過程において得られた検討結果及び技術資料等を含むものとし、詳細は仕様書において定めるものとする。

４　甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

（報告）

第２条　甲は、この契約の履行について、契約書、仕様書及び実施計画書を踏まえて、乙に報告を求める権利を有するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲が報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

３　報告に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（代金）

第３条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

２　乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

（一括委任又は一括請負の禁止）

第４条　乙は、この契約の履行について、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

２　前項の場合及び軽易な業務を除き、乙が業務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるには、あらかじめ甲に通知しなければならない。

３　乙は、第１項又は第２項により委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われる場合には、あらかじめ甲に通知しなければならない。

４　乙は、第１項の承認を得た場合又は、第２項及び第３項の通知を行った場合であっても、受任者、中小受託事業者又はそれらの被用者（以下「受任者等」という。）の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

（令和８年９月１８日）

（権利義務譲渡の禁止等）
第５条　乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。
（代理人等の届出）
第６条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。
(1)　この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
(2)　この契約の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に再委託する場合。ただし、改良等のうち別紙に掲げる部分の改良等を別紙に掲げる者に再委託する場合は、この限りでない。
（第三者の権利の侵害の禁止）
第７条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する知的財産権をいう。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。
（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）
第８条　参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。
２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。
（特定器材）
第９条　乙は、この契約の履行のために製作し又は購入する器材等のうち仕様書に定めるもの（以下「特定器材」という。）を、仕様書に定めるところに従い、速やかに現状で甲に引き渡すものとする。その際、乙は納品書を甲に提出し、甲は乙の求めに従い受領書を乙に交付するものとする。
　なお、特定器材の所有権は、引渡しの時をもって乙から甲に移転するものとする。
２　乙は、特定器材をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。
３　引渡しに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
（職員の派遣）
第１０条　甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、甲の指名した職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。
２　甲は、職員を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
３　前項の職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
４　乙は、職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第２章　契約の履行

第１節　官給品等

（官給品等の支給及び貸与）

第１１条　乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

第１２条　乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も又同様とする。

２　乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

３　乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

４　乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

５　乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

６　官給品等の性質によって生じた改良等の成果については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

７　官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

８　官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、乙の責によらない場合は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第１３条　乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

２　返還に必要な費用は、乙の責によらない場合は、甲の負担とする。

第２節　納入

（給付の終了の届出）

第１４条　乙は、成果報告書の持込みの完了によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、その旨を検査官に届け出なければならない。

（受領検査）

第１５条　甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る成果報告書について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

２　受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

３　受領検査においては、成果報告書が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

４　前項の判定は、前条の届出があった日から１４日以内にしなければならない。

５　乙は、受領検査に立ち会うことができる。
６　乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
７　受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
（受領）
第１６条　甲は、成果報告書が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。
２　成果報告書が受領検査において不合格とされた場合であって、乙が当該成果報告書を引き取るのに必要な期間は、甲は善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
（納品書の提出等）
第１７条　乙は、成果報告書を持ち込む場合、必要事項を記載した納品書を甲に提出し、甲は乙の求めに従い受領書を乙に交付するものとする。

第３節　代金の支払

（代金の請求及び支払）
第１８条　乙は、成果報告書の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求する。
２　乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
３　甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から３０日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。
（支払の特例）
第１９条　甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。
（支払遅延利息）
第２０条　甲は、約定期間（第１８条第３項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
３　甲が、第１５条第４項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。
（契約保証金による充当）
第２１条　甲は、第３５条第１項の規定により違約金を徴収し、又は同条第２項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第４節　納期の猶予及び履行遅滞

（納期の猶予）

第２２条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第２３条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合であって、乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当である日数があるときは、当該日数について、延納に係る遅延損害金（以下「延納金」という。）を支払うことを要しない。

２　前項に規定する場合のほか、前条第２項の規定により納期が猶予された場合には、乙は、次の各号に掲げる延納日数（前項に規定する日数を除く。）に応じ、延納分に相当する代金に対し、年３パーセントの率を乗じて計算した金額の延納金を甲に支払わなければならない。

(1)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の規定の適用においては、納入は第１４条の届出があった時にされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第２４条　乙は、成果報告書の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

（令和８年９月１８日）

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

第３章　契約の効力等

（成果報告書の納入不能等の通知）

第２５条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに成果報告書を納入する見込みがなくなった場合、成果報告書を納入することができなくなった場合又は第２７条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第２６条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、改良等を行い成果報告書を納入することができなくなった場合は、乙は改良等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

２　前項の場合において、甲が、乙の既に行った改良等の成果がこの契約による早期装備化の目的の一部を充足しているものと認めてそのような成果に関する報告書を受領したときは、代金のうちこれに相当する金額を支払う。

３　甲の責めに帰すべき理由により、改良等を行い成果報告書を納入することができなった場合は、乙は改良等を行い成果報告書を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

４　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第２７条　改良等を行っている間に事故が発生した場合において、改良等を継続すべきときは、その損害は次項から第４項までの規定に従って負担されるものとする。

２　前項の事故が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

３　第１項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

４　第１項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

５　第２項ただし書き又は第３項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（第三者に及ぼした損害）

第２８条　乙が第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

２　第１項ただし書きの場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（官給品等の滅失又は損傷）

第２９条　乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

２　前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、

甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

３　前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

４　第２項及び第３項の規定は、特定器材が滅失し、又は損傷した場合に準用する。

第４章　契約の変更等及び解除

第１節　契約の変更等

（契約の変更）

第３０条　甲は、改良等の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

３　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

４　乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第３１条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（改良等の一時中止）

第３２条　甲は、改良等の実施が完了するまでの間において、その改良等を一時中止させることができる。

２　甲が改良等を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

３　前項に規定する損害賠償の請求は、改良等の再開の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

４　改良等を一時中止した後再開した場合の納期については、第３０条第４項の規定を準用する。

第２節　契約の解除

（甲の解除権）

第３３条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに改良等を行い、成果報告書を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が改良等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
(3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに改良等を行い、成果報告書を納入しなかった場合
(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が改良等を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
(5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
(6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第３４条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第３５条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第２３条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第３６条　甲は、第３３条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに成果報告書を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第３４条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

第５章　成果の取扱い等

（知的財産権等の定義）

第３７条　この契約書（第７条を除く。）において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）
(2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利

２　この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
(1)　発明
(2)　考案
(3)　意匠及びその創作
(4)　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作
(5)　著作物及びその創作
(6)　技術資料及びその創作
３　この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。
４　この契約書において「新研究開発等成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。
５　この契約書において「乙の固有の技術資料」とは、甲に知的財産権が帰属しない技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。）のうち、新研究成果に該当しないものをいう。
６　この契約書において「外国関係主体」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
(1)　外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）
(2)　外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）
(3)　外国籍又は外国永住権を有する者（業務従事者として甲の同意を得た者を除く。以下「外国籍者」という。）
(4)　外国法人等又は外国籍者により直接保有されるその議決権の数と他の会社を通じて間接に保有される議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が１００分の５０以上に相当する会社
(5)　外国籍者が役員又は役員で代表する権限を有する者のいずれかの過半数を占める法人その他の団体
(6)　雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約に基づき、外国政府等若しくは外国法人等の指揮命令に服する者又はこれらに対して善管注意義務（本契約と関係する可能性がないものを除く。）を負う者
(7)　外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ており、又は得ることを約している者
(8)　日本国における行動に関し、外国政府等の指示又は依頼を受け、又は受ける外国法令上の義務を負う者
７　この契約書において「秘密」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２７条第１項に規定する装備品等秘密及び重要経済安

保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第２７号）第３条第１項に規定する重要経済安全情報をいう。

８　この契約書において「保護すべき情報」とは、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する保護すべき情報をいう。

９　この契約書において「秘密等」とは、秘密及び保護すべき情報をいう。

（知的財産権の帰属）

第３８条　甲は、乙が次の各号、第３項及び第４項、次条から第４５条まで及び第５４条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究開発等成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式１）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第２号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1)　乙は、新研究成果が得られた場合には、遅滞なく、甲に当該新研究開発等成果を報告する。

(2)　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究開発等成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

(3)　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4)　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第３項で定める場合（当該第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(5)　この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

２　甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を譲り受けるものとする。

３　乙は第１項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を無償で甲に譲渡しなければならない。

４　第１項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条第１号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡し

なければならない。

５　第１項から第４項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究開発等成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（乙に帰属する著作物の公表の承認等）

第３９条　乙は、前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の内容を、公表又は第三者に開示（口述によるものを含む。また、次条に規定する産業財産権の出願又は設定登録の申請に伴うものを除く。以下、この条において同じ。）しようとするときは、事前に甲の承認を書面（別記様式２）により申請しなければならない。この場合において、乙は、仕様書等の定めにより既に甲に報告したものを除き、公表又は第三者に開示しようとしている著作物を当該書面に添えるものとする。ただし、前条第１項に基づき乙が申請した際に確約した同項第２号又は第３号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への開示を求めた場合においては、既に当該甲の承認を得たものとしてみなす。

２　乙は、前項の規定に基づく申請に対する甲の承認を得た後でなければ、前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の内容を公表又は第三者に開示してはならない。この場合において、乙は、当該承認を受けたことを以って、この特別条項の他の定めを免れ得るものと解してはならない。

３　前２項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を請け負わせた第三者に開示する場合には、適用しない。

４　第１項の規定に基づく申請は、当該著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合に準じる場合（開示先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときには、乙が、第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告することをもって、これに代えることができる。

５　乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

６　前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の二次的著作物は、前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとしたこの契約の新研究成果とみなす。

（乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等）

第４０条　乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請を行う場合は、事前に書面（別記様式３）により甲の承認を申請しなければならない。この場合において、乙は、出願又は設定登録の申請を行おうとしている発明等の内容について報告する以下の各号に掲げる資料（ただし、秘密等を含まないものに限る。）を当該書面に添えるものとする。

(1)　特許出願の場合は、発明の概要を説明する資料並びに特許法（昭和３４年法律第１２１号）第３６条に規定する願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書

(2)　実用新案登録出願の場合は、考案の概要を説明する資料並びに実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第５条に規定する願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書

(3)　意匠登録出願の場合は、意匠の概要を説明する資料並びに意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第６条に規定する願書及び図面若しくは図面に代わる写真

(4)　回路配置利用権の設定登録の申請の場合は、半導体集積回路の回路配置に関する

法律（昭和６０年法律第４３号）第３条第２項に規定する申請書並びに同条第３項に規定する図面若しくは写真、説明書及び資料

２　甲は、前項の規定により、同項第１号に掲げる特許出願に係る申請を受けた場合において、当該出願の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第６６条第２項前段の規定による申出を出願とともに行い、同法第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第４２条第４項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。この場合において、乙は、甲の問いに対し同意するときは、書面によりその旨回答するとともに、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和５年内閣府・経済産業省令第５号）第２条第１項の申出に係る書類（以下「保全審査申出書類」という。）その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、乙は、次に掲げるところにより事前に甲の承認を書面（別記様式３）により申請することにより、同項第１号に掲げる特許出願であって、保護すべき情報を含む内容の出願に係る承認の申請を行うことができる。

(1)　乙は、経済安全保障推進法第６６条第２項前段の規定による申出を出願とともに行い、同法第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを要望する旨を当該書面に記載すること。

(2)　乙は、第１項第１項に掲げる資料を当該書面に添えること。

(3)　乙は、保全審査申出書類を当該書面に添えること。

(4)　特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第３６条第１項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に関する情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（令和５年４月２８日閣議決定）第１章第２節第１号に規定する類型を踏まえた上で、申出に係る発明が経済安全保障推進法第６７条第１項に規定する発明に該当すると考える理由を保全審査申出書類に具体的に明記すること。

(5)　承認の申請に係る特許出願を防衛省又は防衛装備庁の職員と共同してする場合にあっては、当該特許出願をすること及び申請の内容について当該職員と調整を終えていること。

４　第２項に基づく甲の問いに対し、乙が同意しない旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、経済安全保障推進法第７０条第１項に規定する発明に該当しないよう出願内容を修正し、それを甲に提出しなければならない。

５　甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第１項又は第３項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第１項又は第３項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

６　乙は、第１項又は第３項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第３８条第１項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けないとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙

は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

７　乙は、第２項の規定により又は第３項に基づく甲への申請により甲の承認を得た場合において前項の出願を行うときは、第２項又は第３項の規定に従って作成した保全審査申出書類を用いて経済安全保障推進法第６６条第２項前段の規定による申出を行わなければならない。この場合において、当該出願に必要な書類に保護すべき情報が含まれるときは、書面（紙）により出願する（電子出願をしない）ものとする。

８　乙は、第６項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２３条第６項及び同規則様式第２６備考２３等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条第１項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

９　第２項又は第３項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第６７条第１項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

（乙に帰属する産業財産権の出願後の手続）

第４１条　乙は、前条第６項に規定する甲の承認を得た出願又は設定登録の申請を行った場合には、遅滞なく、産業財産権出願通知書（別記様式４）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前条第６項に規定する甲の承認を得た出願が経済安全保障推進法第６７条第１項における保全審査に付された場合において、当該保全審査に付されたことの通知を受けたとき、その旨を甲に通知しなくてはならない。また、乙は、同条第１０項に規定する書類の提出その他必要な措置を執らなければならない。

３　乙は、前項における必要な措置として、自衛隊（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第２条第１項に規定する「自衛隊」をいう。）を経済安全保障推進法第６７条第９項第２号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載しなければならない。

４　乙は、前条第７項に基づき経済安全保障推進法第６６条第２項前段の規定による申出を行った場合において、同法第７１条に基づく内閣総理大臣からの保全指定しない旨の通知を受けた場合は、速やかに、当該申出をした特許出願を取り下げなければならない。また、乙は、当該取り下げについて甲に通知しなければならない。

５　乙は、前条第６項に規定する甲の承認を受けた出願が経済安全保障推進法第７０条第１項における保全指定された旨の通知及び同法第７７条第２項における保全指定を解除した旨の通知を受けた場合、その旨を甲に速やかに通知しなければならない。

６　乙は、前項における保全指定された旨の通知を受けた場合、経済安全保障推進法の定めを遵守し、指定特許出願人として必要な措置を執らなければならない。

７　乙は、第５項の保全指定をされた場合において、甲が当該保全指定を受けた発明を実施したい旨を乙に通知したとき、甲に対する経済安全保障推進法第７３条第１項ただし書きに規定する許可を得るための手続を採らなければならない。

８　乙は、第１項に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式５）を甲に提出しなければならない。

（乙に帰属する技術資料の取扱い）

第４２条　乙は、第３８条第１項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けないとした新研究成果の内容を、この契約書若しくは仕様書等に基づき提出する場合又は同項に基づき乙が申請した際に確約した同項第１号の規定に基づき甲に報告する場合において、当該新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

２　第１項の規定における新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）について、第４８条第３項の規定を準用する。この場合において、当該規定により提出された新研究成果に関する技術資料については、第３８条第１項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けないとした新研究成果に該当するとみなす。

３　前２項の規定における新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料の甲による利用について、第４８条第５項から第７項までを準用する。

４　第３８条第１項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けないとした新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第３９条第１項から第４項までの規定を準用する。

（乙に帰属する知的財産権の移転）

第４３条　乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下、この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合には、事前に移転先の第三者がこの特約条項を承継することを約定する乙と当該第三者との間の契約書を添えて、移転承認申請書（別記様式６）を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により移転する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合（移転先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

２　前項の規定により承認を得ようとするとき、乙は、乙が行う第３８条から第４５条まで、第５２条及び第５４条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

３　乙が第１項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるときは、乙は、防衛省又は防衛装備庁が移転先となる当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、移転してはならない。

４　乙は、当該知的財産権の移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式７）を甲に提出しなければならない。

５　乙は、乙が第１項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第３８条第１項各号及び第３項から第５項まで、第３９条から第４５条まで、第５２条及び第５４条の規定を遵守させるものとする。

（乙に帰属する知的財産権の実施許諾）

第４４条　乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式８）を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第３８条、第３９条、本条及び第５４条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により実施許諾先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合に準じる場合（実施許諾先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、こ

の限りでない。

なお、第３８条第１項に基づき乙が申請した際に確約した同項第２号又は第３号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものとみなす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

２　乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式９）を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第３８条、第３９条、本条及び第５４条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合（専用実施権等の設定先の第三者が外国関係主体に該当する場合にあっては、事前に甲と調整し、確認を得たときに限る。）であって、合併若しくは分割により専用実施権等の設定先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合に準じる場合（専用実施権等の設定先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

３　乙が前２項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるとき、乙は、防衛省又は防衛装備庁が当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、当該許諾をしてはならない。

（乙に帰属する知的財産権の放棄）

第４５条　乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書（別記様式１０）を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

（甲に帰属する著作物の取扱い）

第４６条　第３８条第２項又は第３項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙がその内容を公開又は第三者に開示しようとする場合、あらかじめ甲の許諾を得るものとする。ただし、既に当該新研究成果が公となっている場合は、この限りでない。また、乙が部外転用（防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第２９１号。３０．８．８。以下「部外転用通達」という。）第２項第３号に規定する部外転用をいう。以下同じ。）のため公開又は第三者に開示しようとしている場合は、第５０条による。

２　乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第３９条第６項の規定を準用する。

３　第３８条第２項又は第３項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的の場合において、複製、翻訳、変形、脚色その他翻案することができる。ただし、翻訳、変形、脚色その他翻案した二次的著作物の著作権は、甲に譲渡するものとする。また、当該二次的著作物は、この契約における新研究成果とみなすものとする。

（甲に帰属する産業財産権の管理）

第４７条　第３８条第２項又は第３項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、甲の要請に基づき、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。

２　甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国

において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利に当たっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

３　甲は、甲が承継した産業財産権の実施の許諾について乙が求めた場合、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した産業財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的である場合、甲は、無償で乙に許諾できるものとする。

（甲に帰属する技術資料の取扱い）

第４８条　第３８条第２項又は第３項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料は、その限りではない。

２　乙は、前項に規定する甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

３　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、第３８条第２項又は第３項に該当する新研究開発等成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。この場合において、乙が甲に提出した当該技術資料は、第３８条第２項に該当する新研究成果とみなし、その技術資料を利用及び処分する権利は、第１項のとおりとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

５　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第３項ただし書きの規定は、この項において準用する。

６　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第３項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第３項ただし書きの規定は、この項において準用する。

７　甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第５項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（甲に帰属する技術資料の利用）

第４９条　甲は、乙が、甲が承継した技術資料の利用の許諾を求めた場合は、部外転用通達に規定する手続に基づき承認するものとし、甲が承継した技術資料の利用料の支払いその他必要な事項は、部外転用通達に規定する部外転用契約により定めるものとする。

２　前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した技術資料を無償で利用することができる。

（甲に帰属する技術資料の開示又は公開）

第５０条　乙は、部外転用のため、甲に帰属する技術資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、部外転用通達に規定する手続に基づき承認を申請するものとする。

（成果の利用等）

第５１条　第３８条第１項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする。

２　乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料を除く。）の甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置を採るものとする。

（技術上の協力）

第５２条　乙は、第３８条第１項第２号及び第３号、第４８条第５項及び第６項並びに前条第１項に基づき、甲及び甲が指定する第三者が知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（立証責任）

第５３条　第４２条及び第４８条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究開発等成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

（知的財産権の使用実績）

第５４条　乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

（知的財産権の管理報告）

第５５条　乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書（別記様式１１）を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

(1)　乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中のものを含む。）

(2)　第４２条第１項で定める新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料

(3)　第４８条第１項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料

(4)　第４２条第２項及び第４８条第５項から第７項までの規定における、乙の指定する技術資料

（職務発明規定の整備）

第５６条　乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

（再委託における準用）

第５７条　乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この契約条項の履行に支障を与えないよう、この契約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

（存続条項）

第５８条　第３８条から第５４条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

（その他知的財産の取扱いに関する事項）

第５９条　国際共同研究開発その他この特別条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この特別条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

第６章　秘密保全

（秘密の保全）

第６０条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第７章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第６１条　乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなけ

ればならない。
６　第４条の規定は、前５項についても適用する。

第８章　雑　則

（調査）
第６２条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。
２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。
４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。
５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
（その他）
第６３条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。
２　特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。
３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
４　この契約においては、乙はサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
（裁判管轄）
第６４条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

（令和８年９月１８日）

別記様式１

発簡番号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名　代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記１に掲げる契約に係る下記２の知的財産権を乙に継続して帰属させることの承認について、特別条項第３８条第１項の規定に基づき申請します。

なお、申請に当たり、乙は、特別条項第３８条第１項各号、同条第３項及び第４項、第３９条から第４５条まで及び第５４条の規定について、いずれも遵守することを甲に対し確約いたします。

記

１　ア　調達要求番号
　　イ　契約件（品）名
２　ア　知的財産権の種類
　　イ　対象とする新研究成果
　　ウ　（その他必要事項を適宜追記）

（備考）

特別条項第５８条の規定により、仕様書等に別段の定めをしている場合は、当該別段の定めに応じてこの様式の記載を修正すること（以下、別記様式２から別記様式１１まで同じ。）。

別記様式２

発簡番号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

著作物の公表又は第三者開示申請書

下記の契約に係る著作物の（公表／第三者への開示）について、特別条項第３９条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　著作物の件名
４　開示先

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特別条項第３８条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：公表又は第三者に開示しようとしている著作物

（令和８年９月１８日）

別記様式３

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊○○○○
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願／実用新案登録の出願／意匠登録の出願／回路配置利用権の設定登録の申請）について、特別条項

第４０条（第１項／第３項）の規定に基づき申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　発明者等の住所・所属・氏名
５　出願予定国名
６　その他（特別条項第４０条第３項の規定に該当する特許出願の場合は、経済安全保障推進法第７０条第１項に規定する保全審査を受けることを要望する旨を記載）

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特別条項第３８条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：１　発明等の概要を説明する資料
　　２　特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（特別条項第４１条第３項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申出書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式４

（令和８年９月１８日）

２９４
発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の早期装備化契約に係る（特許の出願／実用新案登録／意匠登録の出願／回路配置利用権の設定登録も申請）を行ったので、

特別条項第４１条第１項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　発明者等の住所・所属・氏名
５　出願日
６　出願番号
７　出願した国名

関連文書：別記様式３の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：１　特許庁が発行した受領書（写）
２　特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（特別条項第４０条第３項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申出書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

（令和８年９月１８日）

別記様式５

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の早期装備化契約に係る［特　　許　　権／実 用 新 案 権／意　　匠　　権／回路配置利用権］の設定の登録を受けました

ので、特別条項第４１条第８項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　出願日
５　出願番号
６　産業財産権者
７　登録日
８　登録番号
９　登録した国名

関連文書：別記様式４の発簡番号及び発簡年月日

（令和８年９月１８日）

別記様式６

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

　下記の早期装備化契約に係る知的財産権について移転したいので、特別条項第４３条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　契約条項第３８条から第４５条まで及び第５２条及び第５４条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
６　移転の理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特別条項第３８条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式７

（令和８年９月１８日）

２９７
発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について移転しましたので、契約条項第４３条第４項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　移転日
６　移転先が特別条項第３８条第１項各号及び第３項から第５項まで、第３９条から第４５条まで、第５２条及び第５４条の規定を遵守することを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

関連文書：別記様式６の発簡番号及び発簡年月日

（令和８年９月１８日）

別記様式８

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、契約条項第４４条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
６　特別条項第３８条、第３９条、第４４条及び第５４条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
７　承認を受ける理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特別条項第３８条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

（令和８年９月１８日）

別記様式９

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、特別条項第４４条第２項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類・番号・名称・国名
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
５　設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
６　特別条項第３８条、第３９条、第４４条及び第５４条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
７　承認を受ける理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特別条項第３８条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式１０

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、契約条項第４５条の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　放棄予定日
５　放棄の理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特別条項第３８条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

（令和８年９月１８日）

別記様式１１

発　簡　番　号
令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊〇〇〇〇
調　達　会　計　部　長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の早期装備化契約に係る知的財産権について、契約条項第５５条の規定に基づき報告します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
４　乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

付録第４７号

生 産 準 備 請 負 契 約 特 別 条 項（第３号）

第１章　　総　　則

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙に掲げる契約（以下「準備対象契約」という。）に係る契約物品（改造又は修理（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）の対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を試作研究し、又は製造し、若しくはこれにつき役務を行うため、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、準備対象契約の履行に必要となる専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品、組部品等の製造、修理等に係る契約が行われた場合に、当該契約のうち少なくとも２件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）を取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）し、これを管理及び使用して契約物品の試作研究を行い、又はこれを製造し、若しくはこれにつき役務を行って納期までに納入が完了したことの確認をもって、甲は、代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところによる。

（債務の引受け等の承認）

第３条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1)　この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2)　この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3)　この契約に基づき取得する専用防衛生産用資産を担保に供する場合

(4)　この契約に基づく専用防衛生産用資産を第三者に取得させる場合。（専用防衛生産用資産の一部を第三者に取得させるものとして、あらかじめ、この契約書の別紙において指定している範囲を当該別紙に掲げる者に取得させる場合を除く。）

２　甲は、前項第１号から第４号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第４条　乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(1)　この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2)　専用防衛生産用資産の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に取得させる場合。ただし、専用防衛生産用資産のうち別紙に掲げる部分を別紙に掲げる者に取得させる場合は、この限りでない。

（第三者に請け負わせる場合の責務）
第５条　乙は、この契約に基づく専用防衛生産用資産の取得、管理若しくは使用を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。
（第三者の権利の侵害の禁止）
第６条　乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。
（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）
第７条　参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。
２　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
３　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。
（事業計画書の提出）
第８条　乙は、甲が指示した場合は、速やかに事業計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。
２　甲は、前項の事業計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。
（監督官等の派遣）
第９条　甲は、この契約の適正な履行を取得するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。
２　甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
３　監督官等は、職務遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
４　乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。
（輸送費）
第１０条　専用防衛生産用資産をその管理又は使用する場所まで輸送（梱包を含む。）するために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第２章　契約の履行

第１節　貸付品等

（貸付品等の支給及び貸与）
第１１条　乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「貸付品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、

契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

（貸付品等の保管、引取り等）

第１２条　乙は、貸付品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

２　乙は、貸付品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

３　乙は、貸付品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

４　乙は、貸付品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

５　乙は、貸付品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

６　貸付品等の異常に起因して専用防衛生産用資産の取得が契約の内容に適合しないこととなった場合には、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が貸付品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

７　貸付品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

８　貸付品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（貸付品等の返還）

第１３条　乙は、貸与又は支給を受けた貸付品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

２　返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第２節　監督及び受領検査

（監督）

第１４条　甲の指名した監督官は、専用防衛生産用資産の取得及び管理について、その機能、性能、数量等に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

２　乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第７条第３項の規定を準用する。

３　監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（専用防衛生産用資産の取得の状況報告）

第１５条　乙は、専用防衛生産用資産の取得をした場合には、専用防衛生産用資産取得状況報告書（別記様式第１）を監督官に提出するものとする。

２　監督官は、前項の規定により提出された専用防衛生産用資産取得状況報告書に基づき、取得された専用防衛生産用資産が準備対象契約の履行に使用可能な状態であることを確認するものとし、当該報告書の内容が適当であると認めた場合は、速やかに専用防衛生産用資産取得状況確認書を乙に交付するものとする。

（専用性保全検査）

第１６条　乙が取得及び管理する専用防衛生産用資産の使用状況その他その専用性が

保全されていることの検査については、別に定める。

（給付の終了の届出）

第１７条　乙は、試作研究し、製造し、又は役務を行った準備対象契約に係る契約物品の全部の納入を完了し、これにより専用防衛生産用資産の専用的可用性の実証を完了したときは、遅滞なく、終了届に専用防衛生産用資産取得状況確認書を添えて、その旨を甲の指名した検査官に届け出なければならない。

２　前項の終了届は、入札及び契約心得（補給本部等用）別紙様式第５－２５を使用するものとする。この場合において、当該別紙様式中「納品書」とあるのは「終了届」と読み替えるものとする。

３　乙は、準備対象契約に係る契約物品の納入の完了について、甲にその通知を求めることができる。

（受領検査）

第１８条　甲は、前条第１項の終了届の提出を受けた日から１０日以内に、この契約に基づく給付の完了の確認のため、受領検査を行わなければならない。

２　受領検査は、甲の指名した検査官が、次の各号に掲げる事項を確認したことをもって、これを合格とする。

(1)　終了届に添付された専用防衛生産用資産取得状況確認書にその生産準備の対象として記載された契約が準備対象契約と一致すること

(2)　準備対象契約に係る契約物品の納入が完了していること

３　受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（受領書の交付）

第１９条　甲は、前条第２項の規定により受領検査を合格とした場合には、遅滞なく、必要事項を記載した受領書を乙に交付するものとする。

第３節　代金の支払

（代金の請求及び支払）

第２０条　乙は、甲から前条に定める受領書の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

２　乙は、代金を請求する場合には、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもって行うものとする。

３　甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合には、受理した日から３０日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

（支払の特例）

第２１条　甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

２　甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

３　前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して完了確認をすることができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に完了した部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未完了分が完了された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置を採るものとする。

（支払遅延利息）

第２２条　甲は、約定期間（第２０条第３項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律

第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が、第１８条第１項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第２３条　甲は、第３６条第１項の規定により違約金を徴収し、又は第３７条第１項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

２　乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第４節　納期の猶予及び履行遅滞

（納期の猶予）

第２４条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第２５条　乙は、準備対象契約について納期が猶予された場合であって、準備対象契約に係る契約物品の納入が納期に遅れた事実と乙による専用防衛生産用資産の取得又は管理若しくは使用との間に因果関係があるときは、延納日数に応じ、当該延納と因果関係がある部分に相当する代金に対し、１日につき０．１パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、当該延納と因果関係がある部分に相当する代金の１０パーセントの金額をもって限度額とする。

２　前項の規定にかかわらず、準備対象契約が、試作研究請負契約特別条項、研究委託契約特別条項又は早期装備化契約特別条項を付して行ったものである場合には、前項中「０．１パーセント」とあるのは、延納日数が３０日以内であるときにあっては「１／３，５００」と、延納日数が３０日を超えるときにあっては「１／２，０００」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2)　納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日

までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4)　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

４　前項の規定の適用においては、終了届の提出があった時にされたものとみなす。

５　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第２６条　乙は、準備対象契約に係る契約物品の納入が納期に遅れた場合であって、当該遅れた事実と乙による専用防衛生産用資産の取得又は管理若しくは使用との間に因果関係があるときは、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき０．３パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第４項の規定は、前項の場合に準用し、前条第５項の規定は、第１項の場合に準用する。

第３章　契約の効力等

（専用防衛生産用資産の取得不能等の通知）

第２７条　乙は、理由のいかんを問わず納期までに専用防衛生産用資産の取得の見込みがなくなった場合、専用防衛生産用資産の取得若しくは管理若しくは使用をすることができなくなった場合又は給付の完了前の専用防衛生産用資産の滅失若しくは損傷で第２９条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第２８条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、乙が専用防衛生産用資産の取得ができなくなった場合又は専用防衛生産用資産を準備対象契約の履行に活用することができなくなった場合は、甲は本契約の代金の支払の義務を免れるものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、乙が専用防衛生産用資産の取得ができなくなった場合又は専用防衛生産用資産を準備対象契約の履行に活用することができなくなった場合は、乙は専用防衛生産用資産を取得し、これを管理及び使用して準備対象契約を履行する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、専用防衛生産用資産を取得し、これを管理及び使用して準備対象契約を履行する義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

３　前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の

請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第２９条　この契約に基づく給付の完了前に取得した専用防衛生産用資産が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条において同じ。）すべきときは、その損害は次項から第４項までの規定に従って負担されるものとする。

２　前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、貸付品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

３　第１項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

４　第１項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

５　第２項ただし書き又は第３項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（貸付品等の滅失又は損傷）

第３０条　乙は、貸付品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

２　前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

３　前項に規定する場合を除き、貸付品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

第４章　契約の変更等及び解除

第１節　契約の変更等

（契約の変更）

第３１条　甲は、準備対象契約に係る契約物品の試作研究若しくは製造又は乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

３　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

４　乙は、貸付品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第３２条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となっ

たと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

２　前条第３項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（請負等の一時中止）

第３３条　甲は、専用防衛生産用資産の取得がされるまでの間において、その取得を一時中止させることができる。

２　甲が専用防衛生産用資産の取得を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

３　前項に規定する損害賠償の請求は、専用防衛生産用資産の取得が再開した日から３０日以内に文書により行わなければならない。

４　専用防衛生産用資産の取得又は準備対象契約に係る試作研究若しくは製造若しくは役務を第１項の規定により一時中止した後再開した場合の納期については、第３１条第４項の規定を準用する。

第２節　契約の解除

（甲の解除権）

第３４条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに準備対象契約に係る契約物品を納入しなかった場合

(2)　乙の責めに帰すべき理由により乙が準備対象契約に係る契約物品を納入することができなくなった場合

(3)　乙の責めに帰すべき理由により乙が専用防衛生産用資産を準備対象契約の履行に使用することができなくなった場合

(4)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに準備対象契約に係る契約物品を納入しなかった場合

(5)　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が準備対象契約に係る契約物品を納入することができなくなった場合

(6)　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(7)　前各号に定める場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第３５条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第３６条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の１０パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第２５条第５項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第３７条　甲は、第３４条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに専用防衛生産用資産を取得しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第３５条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

第５章　秘密の保全

（秘密の保全）

第３８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第６章　サプライチェーン・リスクへの対応

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第３９条　乙は、準備対象契約に係る契約物品又は貸付品等について情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、準備対象契約に係る契約物品又は貸付品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、準備対象契約に係る契約物品又は貸付品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（専用資産等使用成果物の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６　第３条の規定は、前５項についても適用する。

第７章　雑則

（調査）

第４０条　甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

４　甲は、第１項及び第２項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第１項の調査を実施することができる。

５　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第４１条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２　特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

３　甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

４　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第４２条　この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

別記様式第１（第１５条第１項関係）

専用防衛生産用資産取得状況報告書

品　　名		契約年月日	令和　年　月　日
		履 行 期 限	令和　年　月　日
調達要求番号		認 証 番 号	
準備対象契約	品　　名： 調達要求番号： 納　　期： 契約相手方：		

上記契約に基づき、別紙のとおり、準備対象契約の履行に使用するため専用防衛生産用資産を取得しましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産取得状況確認書

上記契約に基づく専用防衛生産用資産の取得について、上記報告のとおり取得したことを確認した。

令和　　年　　月　　日

監督官所属
官　　職
氏　　名

※　別紙として「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第４条第３項及び第４項に基づく報告における別紙を添付するものとする。

付録第４８

工程改善等の支援に関する特殊条項（第１号）

この条項は、生産性向上推進制度に関する特約条項第１１条第４項の規定に基づき、乙の工程改善等に関し、乙の申請に基づき甲が提供する支援の条件について、同特約条項に追加して定めることを目的とする。

（製造の現場における確認）

第１条　甲は、乙から申請のあった工程について、工程改善等の支援を実施する。この場合において、甲は、守秘義務を課したコンサルタントその他甲が適当と認める者を用いることができる。

２　甲が乙に対する工程改善等の支援を実施するに際して、前項に規定する者を用いる場合、乙は、その立入を許可する。

３　第１項に規定する者は、甲の職員の帯同のもと、あらかじめ書面又は電磁的方法により乙が許可した場所的範囲においてのみ工程改善等の支援を実施する。

４　甲は、乙が工程改善等の支援に係る改善提案に基づく改善活動を実施中、必要に応じて、その履行状況を確認することができる。

（改善結果の取扱い）

第２条　前条第１項に基づき工程改善等の支援を実施した場合、甲は、乙に対してその実施結果を報告する。

２　甲は、前項に規定する工程改善等の支援の実施結果及びこれに基づいて乙が実施した改善活動の結果等の工程改善等に資する知見について、次に掲げる事務を行うことができる。

(1)　類型化して管理し、生産性向上推進制度を運用する目的で使用すること

(2)　甲が管理するホームページ等において匿名性を確保した上で公表すること及びそれにより乙以外の契約相手方等が活用すること

３　前項第２号に規定する公表及び活用（以下「公表等」という。）は、乙が当該工程改善等の支援の申請時又は遅くとも当該公表等を行う時点までに公表等を控える旨を申し出た部分を除いて行う。この場合において、申し出の範囲は次に掲げる事項を基準とする。

(1)　乙の特許権その他の排他的権利により保護される情報

(2)　営業秘密（不正競争防止法（平成５年法律第４７号）第２条第６項）

(3)　その他前２号に準ずる情報

４　甲は、前項に規定する申し出の内容について、乙と公表等の可否を調整することができる。

５　甲及び乙は、第２項第２号に規定する公表等に関し、紛争の未然防止を目的として、相互に公表の前にその内容について確認を求めることができる。この場合において、甲は、事前確認義務を負うものではなく、確認がないことをもって公表等を妨げない。

６　第３項に規定する乙による申し出がなかった場合、公表等を乙が承諾したものとみなす。

（令和８年９月１８日）

付録第４９

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特殊条項（装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保）（第２号）

甲及び乙は、装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関し、次の特殊条項を定める。

乙が装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関する特約条項の規定により甲に提出し、又は提示する資料及び行う説明については、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項第２条の規定を適用する。

この場合において、「甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額」「甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額」及び「甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該不真正な資料の提出若しくは提示又は不実の説明に起因して契約金額が増加したと認められる部分」とあるのは、「乙が不正に、又は不当に支払いを免れた延納金」と読み替えるものとする。